

~~763~~

322, 1  
M566m  
II



日本法制史

文學士三浦菊太郎著



東京 博文館藏版

### 例言

- 一 此書先づ筆を神武帝建國に起し鎌倉室町豊臣徳川の法制の沿革を記し明治維新以前に止む建武中興の及ばざりしは其法制の未だ全国に普からずして早く既に頽廢に趣きたるを以てなり
  - 一 明治時代の法制を記さざりしは其事既に耳目に新にして且紙數限りあるを以てなり
  - 一 上古中古の二期は形勢太だ異なる所あれども只天皇親政は即ち同じきを以て是を一時代と見做して記述せり
  - 一 此書は重を王朝鎌倉及江戸の三時代に置きたり蓋し前二者は後世の法制の由て來る所江戸は其事多く今日と連絡するを以てなり
- 明治三十二年八月二日

著者識

# 日本法制史目次

緒言	一頁
第一編 神武帝建國より鎌倉開府以前に至る	七
第一章 貴賤の階級	七
第一節 上古	七
第二節 中古	九
第二章 官制	一〇
第一節 上古	一〇
第二節 大化より養老に至る	一四
第三節 官名の類別	二二
第四節 四部官	二三
第五節 唐制との比較	二三
第六節 令以後の沿革	二六

第三章 爵位の制度

第一節 上古.....三八

第二節 大化以後の改正

.....三九

第四章 土地の制度

第一節 上古.....四四

第二節 大化の改正

土地の種類——土地の測定.....四七

第五章 租税の制度

第一節 上古.....五九

第二節 大化以後の租税

租——大化二年の租法——大寶令租法——和銅租法——地子——租税の免除——大化二年の調——大寶令の調——大化二年の庸——大

寶令の庸——租庸調以外の收入

第三節 財政の機關.....七四

第四節 租庸調制度の種類.....七四

第六章 交通の制度

.....七八

第七章 軍事制度

第一節 上古.....八一

第二節 中古

將帥——編成——軍需——地方武官.....八五

第三節 令以後の沿革

令以前の沿革——編成——出師——健兒——烽.....九三

第八章 社寺の制度

六衛府——總管、鎮撫使、節度使、兵事使——東國の兵備、六衛の減員——檢非違使、瀧口武者、北面——武士.....九六

第二節 中古……………九八

第三節 佛寺……………九八

**第九章 教育制度**……………一〇一

**第十章 司法制度**……………一〇四

第一節 上古……………一〇四

    民事法——刑事法——訴訟手續

第二節 中古……………一〇七

    民事法——人—物—所有權—債權法—家族法—訴訟手續——

    刑事法——裁判管轄審問判決——刑法——刑罰減等——赦——治罪

**第二編 鎌倉時代**……………一三三

**第一章 職制**……………一三三

第一節 中央職員……………一三三

第二節 在京職員……………一四〇

第三節 地方職員……………一四三

**第二章 土地の制度**……………一四九

第一節 土地の種類……………一四九

第二節 土地の測定……………一五八

第三節 田文田券……………一五九

第四節 貫高……………一六〇

**第三章 租税の制度**……………一六二

第一節 田租……………一六三

第二節 地子……………一六六

第三節 神寺税……………一六六

第四節 雑税……………一六六

**第四章 交通制度**……………一六七

**第五章 軍事制度**……………一六八

**第六章 司法制度**……………一七〇

第一節 法律……………一七〇



第三節 雜稅	二四三
第四節 營業稅	二四三
第五節 海關稅	二四九
第六節 徳川氏の歳入	二四九
第七節 收納石代納期	二四九
<b>第五章 公家に對する制度</b>	二五一
<b>第六章 諸侯に對する制度</b>	二五四
第一節 階級	二五五
第二節 待遇	二五六
第三節 權限義務	二五六
第四節 武家諸法度	二五七
第五節 參勤交替	二六〇
制定—例外—沿革—廢弛—幕府の待遇—獻上、拜領及音物—從者	

<b>第七章 地方制度</b>	二七九
第一節 幕府直轄地	二七九
江戸—地方	
第二節 知行所	二八六
第三節 大名領地	二八六
第四節 城下	二八七
<b>第八章 社寺の制度</b>	二八八
<b>第九章 軍事制度</b>	二九二
第一節 將帥	二九二
第二節 兵員	二九四
第三節 出師	二九六
<b>第十章 交通制度</b>	二九六
第一節 職司	二九七
第二節 往還	二九八

第三節 驛傳	二九八
第四節 助郷	二九九
第五節 通信	三〇〇
第六節 關	三〇三
<b>第十一章 司法制度</b>	三〇五
第一節 法律	三〇六
第二節 裁判所の構成及管轄	三〇九
第三節 訴訟手續及判決	三一二
第四節 民法	三二六
婚姻——養子相續——土地	
第五節 刑事法	三三一

日本法制史目次終

日本法制史

文學士 三浦菊太郎著



言

上下二千五百有餘載萬世一系の聖天子上に在して仁慈洽からざるなく蒼生下に在りて克く志に克く孝に金甌缺くることなく天地と共に長なる我大日本帝國は其國脉に於て永く渝ることなしと雖も古來時に治亂あり世に隆替あり將た國運進歩の種々の階段に於て又内外國の交渉に於て其法律制度は各時常に同じきを得ざるなり蓋し法律制度は國運の反映にして猶形と影との如く形動は影之に隨ひ影止まるもの形必ず動かざると一般國運の進歩するもの法制亦隨て進歩し法制の靜止するもの國運亦必ず靜止せるなり

古今東西の邦國殆んど其數を知らざれども其國運は一日として靜止せるもの未だ嘗てこれあらず進まざれば必ず退き榮えざれば必ず滅ぶ故に又法制の古



今同しからざるは素より其所なりとす

各國法制の常に變遷するは即ち一なり只其變遷は進歩にあるか將た退歩にあるか若し進歩にありとすれば如何の道途よりせしか將退歩にありとすれば如何なる方面よりせしか是れ則ち同しからざる所とす而して此の如き各國の相異なる所換言すれば法制沿革の由て來る所と變遷とを研究するは即ち法制史學の目的にして日本法制史學は日本法律制度の沿革並に其原因結果を叙するを目的とするものなり

古來我國勢の奈何を顧るに神武天皇建國の偉業は猶容易に完を告げず其後幾代幾百年の間は東に蝦夷あり西に熊襲あり更に海を隔て、三韓あり而して國內處在醜類の動もすれば朝命に反抗するありて我大和民族は未だ一日も其枕を高ふするを得ざりしかば君臣心を一にして東奔西走國家の經營に務め日本武尊の東下を以て蝦夷を定め神功皇后の征西を以て九州三韓を平げ是に始めて建國の偉業を大成し國家少しく安きを得たり而して此間は實に我國運伸張の時期にして外難の多きに隨ひ國民の奮勵愈々強く極めて簡易なる不文の制

度も以て國民を統理するに足り國內事無かりしも外難一たび止みて漸く守成の時期に入らんとするや制度の完全ならざるを利して臣連等次第に土地人民を私し其中強大なる者に至りては勢威漸く皇室を凌ぎ遂には殆んど制抑すべからざるものありき是より國勢稍振はず三韓屢多事にして欽明帝の時終に任那官家の滅亡となり僅に太宰府を筑紫に置きて偏に我國疆を嬰守するに汲々たり是を上古の形勢とす

中大兄皇子等相謀りて權臣蘇我氏を誅して皇威を恢復し尋て孝德天皇即位するに及び大に制度を改革し土地人民を舉げて朝廷の有となし外國の交渉を避けて専はら内政の整頓に銳意し隋唐の制に倣ふて大に法制を定め元正天皇養老年中に至りて始めて大化改新を完成せり此間制度の改革法律の更定極めて頻繁にして新法新令踵を接して起り智識の程度猶高からざる一般の人民は未だ一法令の意義を會得せずして早く既に新法令の頒布に遇ひ殆んど應接に遑なく只眼を眩するのみなりき而かも此頃の法制は只隋唐の美に倣ふに急にして我國情及智識習慣等を顧みるに遑なかりしことなれば此時代は世に律令制

定時代と稱すれども寧ろ律令濫定時代或は律令試験時代といふべきなり  
養老以後清和天皇即位に至るまでは守成の時期にして時々格式を以て律令を  
補正するとあれども要するに前代の制度を墨守して晏如たるものなりき  
清和天皇以後外戚權を專にするに至り大化以來の文華修飾は次第に其度を進  
め人民殆んど其禮文の繁縟に堪えず加ふるに諸般の法制皆古來の典型により  
只死文死法を固守して世と推移するとなきを以て人心の倦怠最も甚しかりき  
以上は中古の形勢にして之を要するに外觀極めて美にして内は則ち繁なる  
ものなりき

中古の末朝廷文弱の弊極まるに際し源賴朝其父祖が東國に扶植したりし勢威  
に頼りて平氏を亡ぼし朝廷を壓し府を鎌倉に開くや武家の特質なる率直と不  
文とは其制度の上にも同様に於て外觀の美は無しと雖ども而かも簡易直截に  
して毫も繁縟の跡なかりき是事最も時宜に適中したりしかば天下の人心翕然  
として之に嚮ひ以て百五十年の治を致すを得たり偶元寇ありて北條氏其財力  
を盡し以後多く武士の望を失ひ後醍醐天皇之を討滅し王朝の政治を恢復する

に至りしが天下の武士人民は王朝繁冗の政を嫌ふの念猶舊の如く久しからず  
して又室町幕府なる武門政治を見るに至れり

室町幕府の法制は全く鎌倉の法制に據り大同小異なりしと雖も其京師に在る  
により自から文飾の病に染み遂に強臣の跋扈跳梁を制する能はず日に月に其  
勢威を失し久しく虚名を擁するの後自から滅亡せり

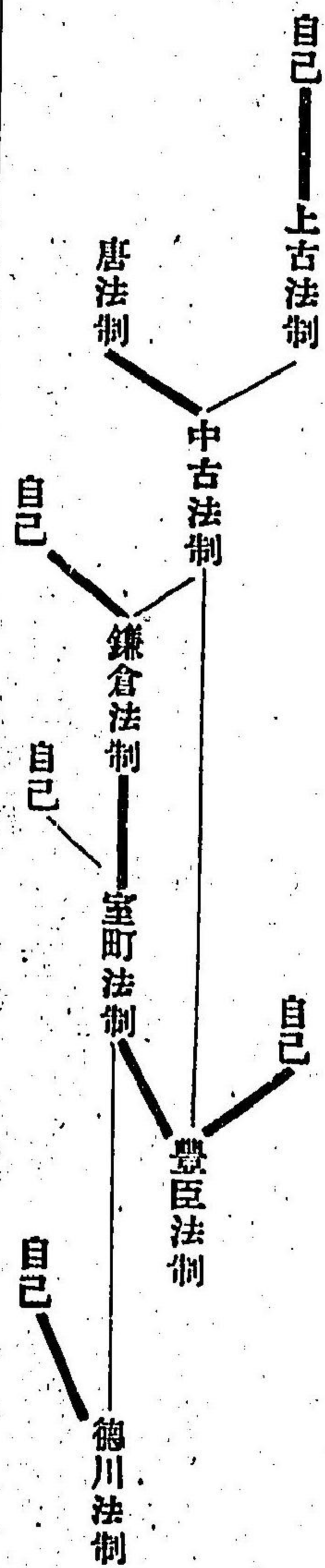
豊臣氏は武門政治に多少王政の痕跡を加へて天下に號令せしも其治久しから  
ずして滅亡せり

徳川氏府を江戸に開き又天下に號令せしが其法制は多少鎌倉室町の遺制に倣  
ひたる所なきに非れども多くは自己獨創のものにして上朝廷に對し下諸侯人  
民に臨み其抑壓制御の法は用意極めて周到にして古今東西を問はず封建制度  
中最も至れるもの一なりとす而して其法律は要するに簡易と實用とを旨と  
し文字の質なると意義の明なるとは江戸幕府の特質にして我國古來未だ嘗て  
有らざる所なりとす

前既に記したるが如く常時同しからざるは法制にして永久同しかるべきは國

躰なり凡そ我國神武帝の皇胤世々相繼ぎ萬機を總裁したまふを以て國の躰となし決して人臣をして大權を握らしむるを許さざるなり而して時に張弛あり少らく之を以て臣下に假したることなきに非るも只是れ一時の變調にして終に其原に復すべきは素より其所なれば徳川氏にして奈何に法制を周密ならしむるも將強盛の兵力を蓄ふるも到底久しき能はざるは初より疑を容れざるなり而して時に聖天子上に在し加ふるに内弊と外患とを以てす是に於てか江戸幕府自から滅びて四民又王政の惠に浴するを得たり

以上幾多の變遷により法律制度亦隨て推移せしが此系統を尋ねれば略左の如しとす國中線の細大は準據する所の多少を示し自己と記したるは自己獨創の法制を云ふなり



# 第一編 神武帝建國より鎌倉開府以前に至る

## 第一章 貴賤の階級

上古賤民の起因及消滅

社會成立の始に於ては血脈の尊卑戰鬪の勝敗貧富の懸隔等により何國に於ても多くは良民賤民の區別を生ずるものにして我國に於ても亦家人奴婢等の賤民あり蓋し希臘羅馬の古に於けるが如く(第一征服第二賣買第三負債第四出生第五没官第六和略等より來れるものにして同時に又(第一解放第二訴訟第三絶戸(第四)出家(第五)癘疾(第六)老年(第七)特典等によりて消滅す而して其中にも高下の別所屬職業の差ありて各相全しからず今時代により一々之を左に列記す

### 第一節 上古

第一賤奴 上古の賤民中最下等のものにして畜類若しくは資と全一視せられ生殺賣買等の權等は一に其所有主の手中にあり富者は多く賤奴を有し以て農桑に使役せり

家人

第二家人 家人は賤奴の上にあれども尙賤民なり只其賤奴の上にありと云ふは令中に奴婢家人を放て家人及良となすとあり又家人は賣買するを得ずとあるにて知るべし然れども要するに一種の賤民なるを以て良民と結婚するとは許されざりき家人の生したる原因は族人中猶自立するの資なくして世々其宗家に附屬せしが年を経て茲に主従の關係を生し遂に一種の賤民となりたるなるべし

後世武家の盛なる頃家人と云ふは其字を使用し之を音讀したるものにして賤民にはあらざるなり

部曲之民

第三部曲之民 古我國は氏族を以て基とし各氏人は之に従屬する部曲の民を使役して其世襲の職を營みたり部曲の首領を伴緒と云ふ其數甚た多きを以て或は八十伴緒と云ひ又百八十部と云へり

部曲の民は純粹の賤民にあらず又尋常の良民にあらず率る良賤の間に立つべきものにして氏人は之を役して其定職に従はしむと雖も其他の事に驅使するを得ず賣買生殺等は素より其權内にあらざるなり後大化改新の時廢せられ

て良民の中に入れり

第二節 中古

中古賤民の種類及等級

大化改新の時主として部曲の民を廢し是を良民中に編入せしが令出つるの後賤民を分ちて五種とす則ち左の如し

第一陵戸 第二官戸 第三家人 第四公奴婢 第五私奴婢

右は併せて其等級をも示すものにして賤民中陵戸は最も高く私奴婢は最も卑しきものなり

第一陵戸 山陵を守る者にして一戸を爲す

第二官戸 官府に屬して其使役に服し一戸を爲す

以上二者は等級略相似たるものにして公奴婢年六十以上の者官奴婢中の癡疾者家人奴婢にして其主人若くは主人五等以上の親族と姦して生みたる男女子の没官せられたるもの或は良民の罪ありて没官せられたるもの若くは叛逆人の家人の没官せられたるものより成る

第三家人 既に述べたる所にして一戸を有せず其主に隸す

第四、公奴婢 公に属する奴婢にして一戸を爲さず從來の官屬の賤奴なり

第五、私奴婢 一私人の資産にして從來の私有の賤奴なり

公私奴婢は其等級略同しけれども多少の高下ありて公奴婢の口分田は私奴婢よりも多し而して是等賤民をして其階級を没し或は賈と混するなからしめんが爲めに令中特に陵戸、官戸、家人、公私奴婢皆當色爲婚の規定あり又其他の令を以て賈賤の區別を正しからしめしが後朝綱漸く弛み律令の効力薄きに至り賈賤の區別混淆し中古より近古に至り賤民の名實共に空しきに至れり

### 第二章 官制

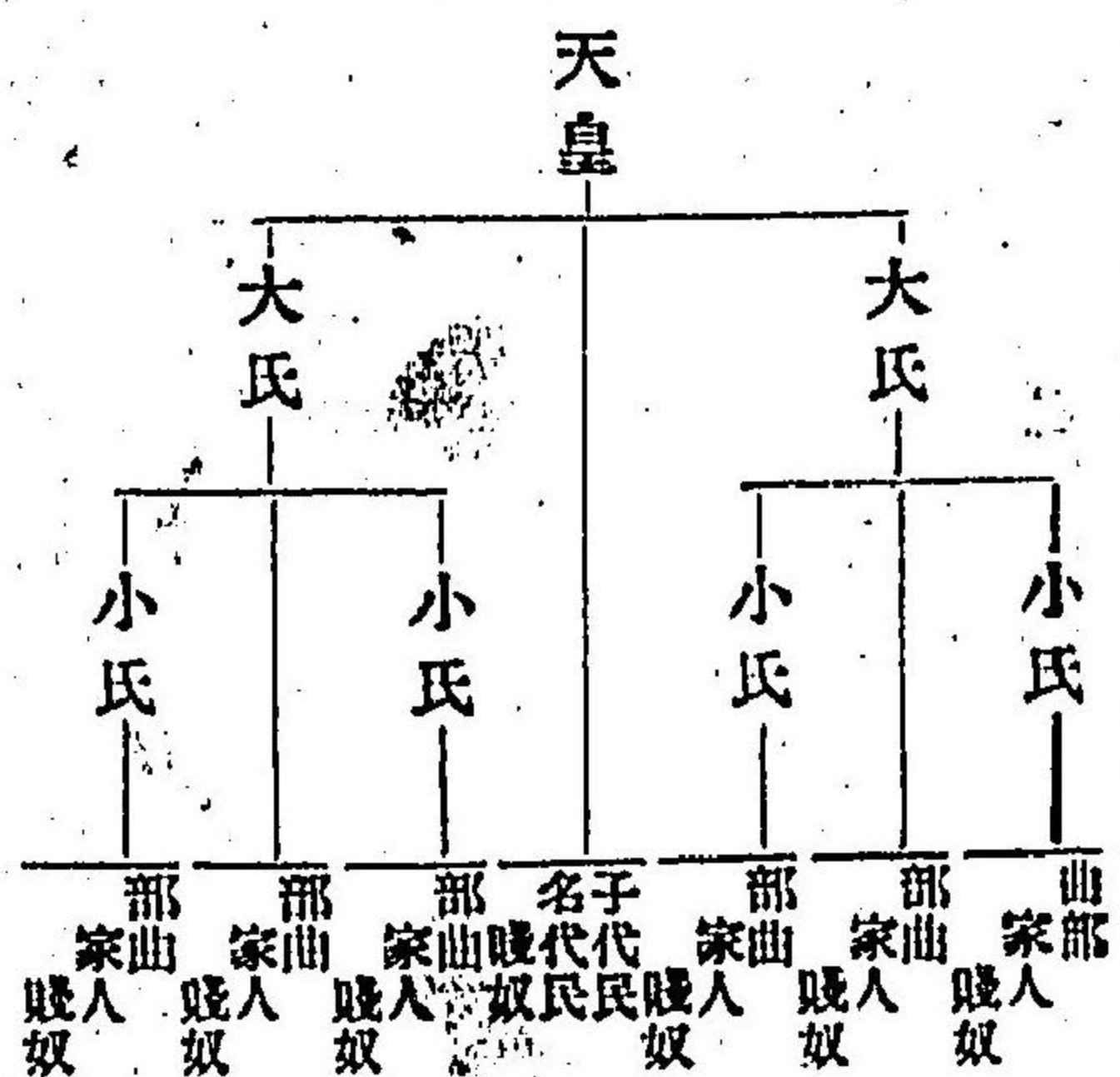
上古官制

#### 第一節 上古

上古は我國臣民皆其世襲の職を以て天皇に仕へたり故に職名は即ち官名にして又移して以て氏名となし官と職と氏とは常に同一の名稱に出でたること例せば中臣の祭禮を司るは其の神と人との中に立ちて事を行ふの義より出で、中臣なる語は朝廷に對しては官名たり自己の一身より云へば職名たり人民

官、職、氏の一

上下の統率



相互に對しては氏名たるが如きなり而して同一族即ち同一氏中其宗族を大氏と云ひ支族を小氏と云ふ大氏は一族中只一あるのみにして天皇に直隸し以て數多の小氏を統率し大氏、小氏、皆各曲部の民及家人賤奴を有す其相關聯するの狀左の如くにして以て各氏世襲の職即ち官に從事したりき

上古職官中主なる者を類別すれば左の如し

#### 第一 祭官

第二章 官制

11

上古は祭政一致にして祭祀に與かるものは官吏中の高等なるものなり之に従ふもの次の如し

中臣連 神と天皇との中を執事し祝辭解除占トを司り中臣部ト部の兩部曲を師ゆ

齋部首 諸般の祭具の製作を司り各地の忌部玉作倭文以下の諸部を師ゆ

政官

第二 政官

上古特に政事にのみ參するものを申食國政大夫又單に「マヘツキミ」と云ふ天皇の御前に侍するの義にして大臣大連の二官あり共に雄略天皇の朝に始まる此の前既に大連の稱あれども其常世の官に非ざるとは先人既に説あり大連は神別の裔なる物部連大伴連中より任命し連姓の諸氏を統轄し大臣は皇別の裔なる蘇我氏平群臣許勢臣中より任命し臣姓の諸氏を統へしむ

地方及其他の官職

第三 地方官及其他の官職

山海の官には阿曇連あり凡海連吉備海部直但馬海直紀伊海部直阿波海直青海直韓海部首歸化人の海部を司る吾妻海人磯鹿海人淡路御原海人淡路野島海人

淡路海人阿波長邑海人等之に屬して漁獵のとを司り山部連あり小月之山君春日之山君佐々紀山君宇治山守連長谷山直山部山守部等之に屬して山林の事を掌る

天皇の御料地を御田屯倉と云ひて之を司るものを屯田司と云ふ屯倉首田部連白猪史縣犬養連春米連田部鏝丁春米部等皆此種の官なり

官物の收藏保管を司るには齋藏内藏大藏あり大膳の職には大鳥膳臣膳夫部主水部等あり衣服の職には長幡部連服部連衣縫造狛染造等あり

記録の官は文學の我國に傳はりてより後諸國に置かれたるものにして史部文部等皆之に屬し舞樂には猿女君彈琴等あり祭葬其他一般の禮儀に參す

土工には土師連等あり遊部石棺作陵守等之に屬す其掌る處は土器の製作及喪儀等なり工匠には木工鍛工以下あり

地方官には國造あり各其地に封せられ王化を傳へ其保安に任し縣主ありて御料田を掌る

武官

第四 武官

天下事あれは、大元帥は即ち天皇にして、天皇の命を受け、諸軍を部署するもの之を大伴連、久米直、物部連等とす。其中大伴、久米二氏は部人を帥めて、天皇に従屬し、物部氏は兵器を帯ひ、皇居を警衛するの別あれども、有事の日軍に従ひ兼ねて、常時刑罰を司るは三氏共に同じとす。是等の將帥に従屬するものを大伴部、久米部、五部造、天物部、二十五部、十箇品部等とす。

將軍(イクサノキミ)は臨時の官にして、事の必要に際し是を任命す。崇神帝の朝に四道將軍を派したるが如きは是なり。

太宰(オホミコトモチノツカサ)は大詔を奉し、國疆にありて西海を統轄し、併せて外蕃を鎮す。府は筑前御笠郡にあり、始め我國三韓を服し、宰を置き之を鎮せしが、後漸く勢力を失墜し、欽明天皇の朝に任那の官家滅亡するに及び、我威全く鷄林に薄し、由て防衛の爲めに宣化帝のときより設置せる那津の官家を以て大宰府とし、西海を統馭し兼ねて三韓を控制せしめたり。

大化後の官制

第二節 大化より養老に至る

大化の改新により、上古以來の官職世襲を全廢し、左右大臣、内臣を以て百官の長

大寶令の官制

とし、以て朝綱を振肅せしめ、地方には國司郡領を派して之を治めしむ。是れ蓋し中大兄皇子及中臣連鎌足の獻替する所にして、其後時々損益する所ありしが、文武天皇大寶元年(紀元一千三百一十一年)に至りて大に定まれり。

凡大寶令定むる所の官制の大略を云へば、祭政二官を分置し、祭事は神祇官ありて之を司り、政事は太政官ありて之を總へ、八省百官皆之に屬す。別に彈正臺あり、五衛府、馬寮、兵庫あり、左右春宮坊、儲宮あり、地方には國司あり、邊陲には太宰府あり、鎮守府あり、系統相承け、首尾相次ぎ、其制最も備はれり、即ち左の如し。

神祇官

神祇の祭祀、祝部、神戶名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆等を司る。

太政官

紀綱を舉持して天下の大政を統べ、太政大臣、師範一人、儀形、四海、經邦、論道、燮理、陰陽、无其人、則闕云々とありて、若し其人を得されば此官を闕く故に、又則闕の官と稱す、是に長たり。

八省

中務省 至尊に侍從して可否を獻替し、詔勅の文案を審署し、宣旨、勞問の事を司とり、上表を受納し、國史を監修し、女王及五位以上の女官の名帳、考叙、位記を掌り、兼て諸國戶籍、租調帳、僧尼の名籍を掌り、左の職、寮、司を管す。

左右大舍人寮	陰陽寮
圖書寮	書工司
中宮職	内藏寮
内藏寮	内藥司
縫殿寮	内禮司

式部省 内外文官の名帳、考課、選叙、禮儀、版位、位記を掌り、勳績を核定し、論功封賞、朝集、學校、貢人の策試、祿賜、假使、家令の補任、功臣家傳の田等のとを掌り、左の二寮を管す

大 學 寮 散 位 寮

治部省 本姓、繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈、賻、國忌、諸蕃の朝聘等を掌り、左の寮司を管す

雅 樂 寮	諸 陵 司
玄 蕃 寮	喪 儀 司

民部省 諸國戸口の名籍、賦役、孝義、優復、蠲免、家人、奴婢、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國の田等を掌り、左の二寮を管す

主 計 寮	主 稅 寮
兵部省 内外武官の名帳、考課、選叙、位記、兵士以下の名帳、朝集、祿賜、假使、兵士の差發、兵器、儀仗、城塙、烽火等を掌り、左の五司を管す	兵 馬 司 造 兵 司
	鼓 吹 司 主 船 司
	主 鷹 司

刑部省 鞠、獄刑名を定むると、疑讞を決すると、良賤の名籍、囚禁、償負等を掌り、左の二司を管す

贖 贖 司	囚 獄 司
-------	-------

大藏省 出納、諸國の調及錢、金銀、珠玉、銅鐵、骨角齒、羽毛、漆、帳幕、權衡、度量、買の估價、諸方貢獻の雜物等を掌り、五司を管す

典 鑄 司	掃 部 司
漆 部 司	縫 部 司
織 部 司	



宮内省 出納諸國の調雜物、審米、官田、御食産の奏宣、諸方の口味等を掌り一職  
四寮十三司を管す

木工寮	内掃部司
大炊寮	内染司
典藥寮	内膳司
主殿寮	鍛冶司
正親司	圓池司
造酒司	采女司
官奴司	主油司
土工司	篋陶司
主水司	

彈正臺  
五衛府

彈正臺 風俗の肅清、内外非違の彈奏を管掌す  
衛門府 諸門の禁衛、出入禮儀、巡檢、及隼人の門籍、門勝を司とり一司を管す

隼人司

左右衛士府 宮掖の禁衛、隊仗の檢校、巡察、衛士の名帳、差料、大備、陳設、車駕の前  
驅後殿等を司る

左右兵衛府 兵衛の檢校、閣門の分配、巡檢、車駕の前後衛、左右兵衛の名帳、門籍  
を司る

左右馬寮 閑馬の調習、養飼、供御の乗具、鞍、草の配給及飼部の戸口、名籍を司る

左右兵庫 左右兵庫の儀仗、兵器、安置、出納、曝涼、受事、覆奏を司る

内兵庫 管掌は前者と略全し

地方官

以上皆中央政府に屬するものにして次に地方官を置くと左の如し

左右京職 左右京の戸口、名籍、百姓の字義、所部の糾察、貢舉、孝義、田宅、雜徭、其職

訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、關遺の雜物、僧尼の名籍を司る

東西市司 財貨、交易、器物の眞偽、度量の輕重、賣買の估價、非違の禁察を司る

以上二職は、帝都の市政を司る

攝津職 津國(攝津)を治むるものにして其管掌は略左右京職の左右京に於け



家令職 親王の階級により文學家令、扶、大少從、大少書史を附すること差あり  
内親王も亦此に準す

第三節 官名の類別

官名類別

百官を類別すること左の如し

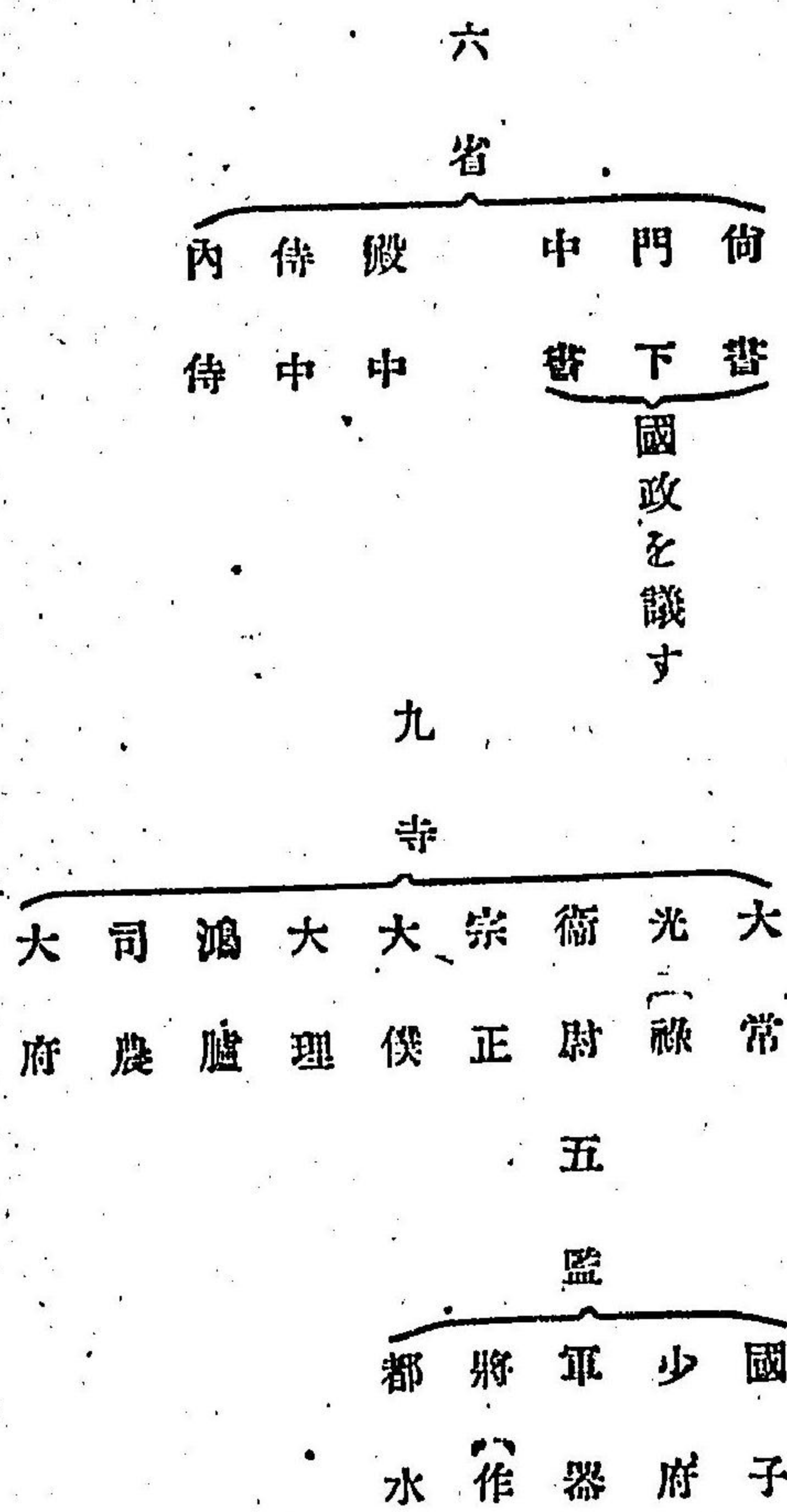
- 一、職事官 諸司の執掌あるものを云ふ
- 一、散官 執掌なきものを云ふ
- 一、文官 祭事政務等を司るものを云ふ
- 一、武官 五衛府、軍團及總て兵仗を帶ふるものを云ふ
- 一、内官或は京官 總て在京の官吏を云ふ
- 一、外官 總て地方に在る官吏を云ふ

四部官

第四節 四部官

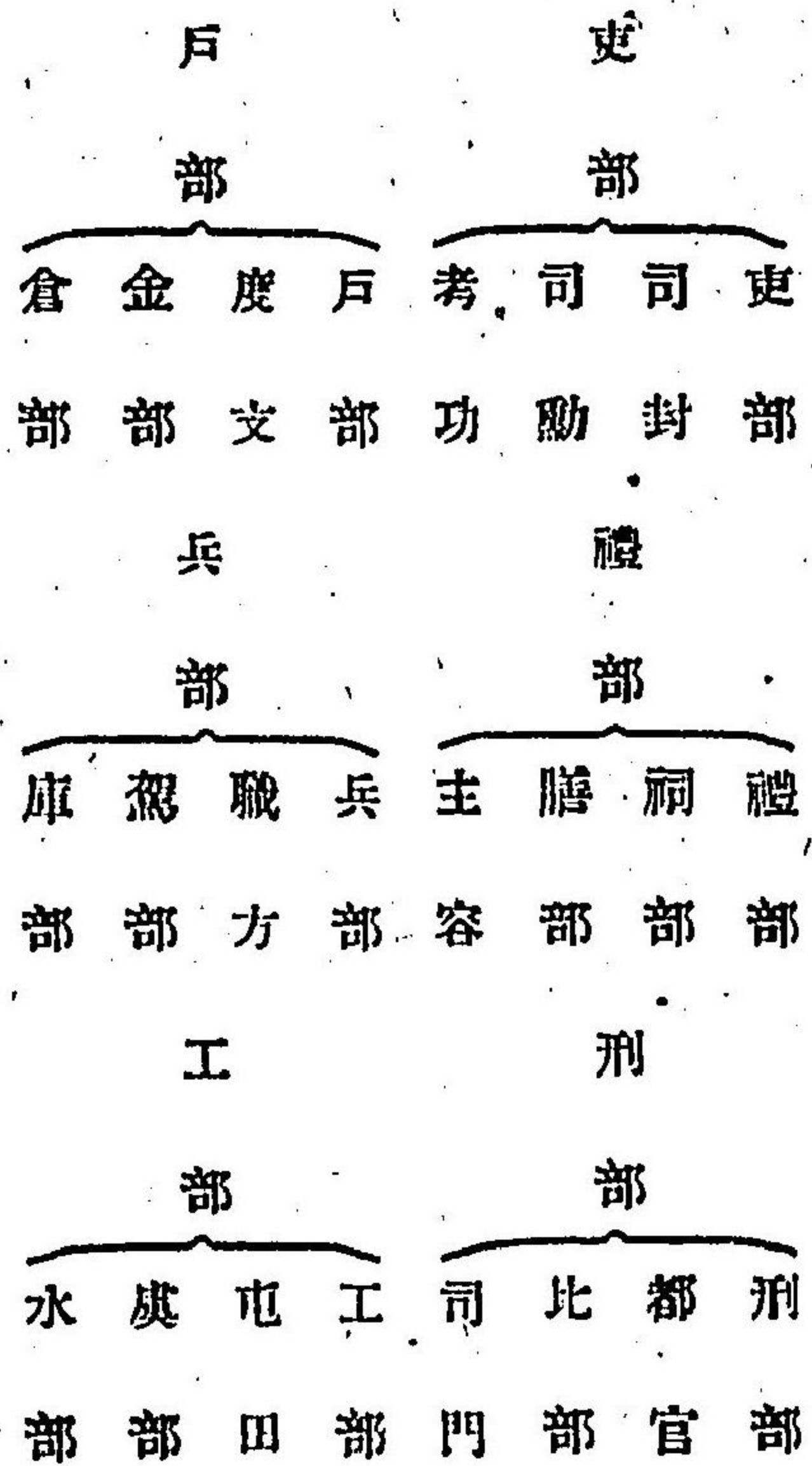
總て内外諸官皆長官、次官、判官、主典の別あり是を四部官と云ふ例へは神祇官の伯副、祿史、八省の卿、輔、丞、錄、衛府の督、佐、尉、志、國の守、介、掾、目の如し長官は官中の大

唐の官制



事を議決し次官之を輔く之を總判と云ふ判官は官内の小事を知る之を判判と云ふ是等四部官の外史、生、使部、伴部、の類あり之を雜任と稱す  
第五節 唐制との比較  
以上の官制は大抵基を唐の制に取り國情によりて斟酌したるものにして之を唐制に比較するに唐には六省九寺五監あると次の如し

六省は大政を議する所にして其下に六部二十四司あり



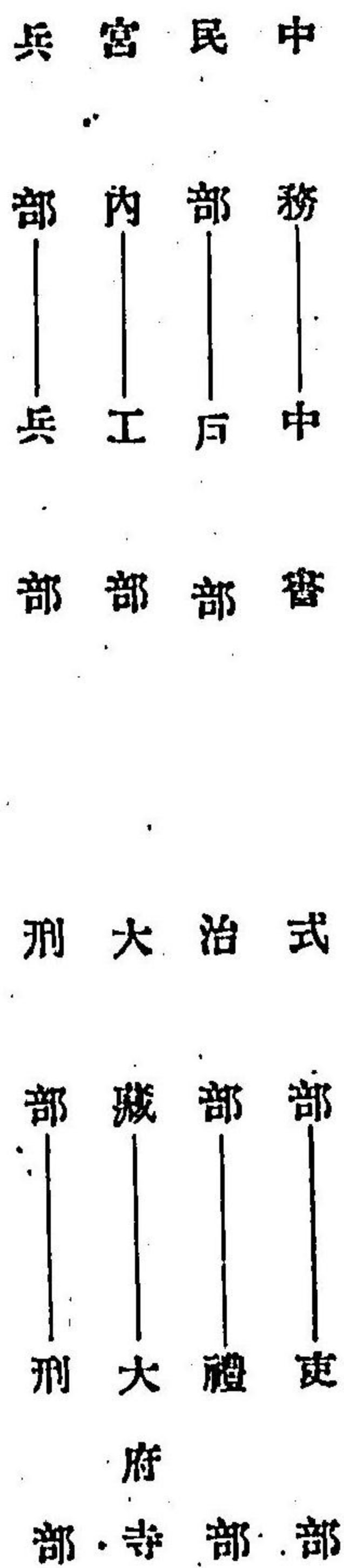
我國との比較

- 今兩制を比較するに左の如し
- 一、我國の神祇官は唐の大常寺に相當するものにして我國にありては官省の第一位にして唐にありては六部の下九寺の上にあり蓋し我國神祇を尊崇する厚きの故なり
  - 二、我國の太政官は唐の尙書省に門下省を併せたるものにして唐の尙書令左右

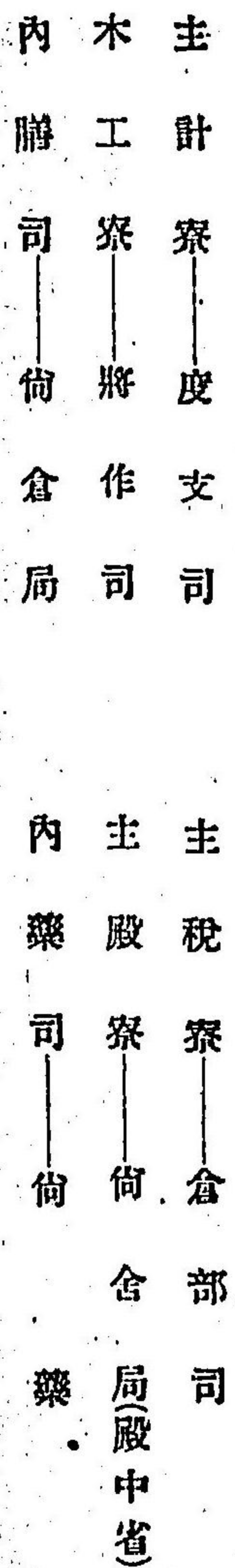
僕射は我國の太政大臣、左右大臣にして共に宰相の任なり只我國には三公三師の空名を設けるとなし

三、我國の中務省は唐の中書省に相當するものにして唐にありては三省の第一位あり我にありては之を下して八省の一位とす

四、我國の八省は唐の中書省六部及大府寺に相當するものにして中書省を下し大府寺を上ほせたるものとす則はち左の如し



五、我國の諸寮司亦皆彼國に準據す



縫殿寮——尙衣局——圖書寮——秘書

以下略す

六、國土の廣狹風俗の差異により彼に大にして我に小に彼に重く我に輕きあり故に變易すると少なからず

司農 民部省に併す 衛尉、大僕 兵部省に併す

大理 刑部省に併す 光祿 宮内省に併す

御史臺 彈正臺と稱し其中三院を減す

六軍 五府とす

以下略す

令以後の沿革

第六節 令以後の沿革

大寶令により八省百官の制儼然として定まりしが爾後時代を経るに隨ひ世運幾度か變遷して一々舊制を墨守すべからざるが爲めに時宜に隨ひ之を變更したるとあり或は一代の勢家の自己の便益を計らんが爲めに其權を濫用して官制を變更したるもありて保元平治の頃に至りては大に大寶の制と全しからざ

るものあり故に今其序を追ふて變更創設の主なるものゝみを列舉せん

一 中央政府

參議 天平三年に創置す其職は宮中の政を參議するにありて中納言の下少納言の上にあり大寶二年に參議の字見えられとも正官となりたるは此年にあり平城帝大同元年始て六道の觀察使を置き參議をして之を兼ねしむ

紫微中臺 天平感寶元年皇后宮職を改て紫微中臺とし其官名を令、大弼、少弼、大忠、少忠、大疏、少疏と云ふ其後更に紫微内相を置く

官號改稱 淳仁帝天平寶字二年大に官號を改む大抵名號の改稱に止まり實質に於て異なる所なかりしが獨り注意すべきは紫微中臺即ち皇后宮職の坤宮官として乾政官舊太政官と相並ひ施政の最高府となりたる是なり蓋し此改革を企圖したりし藤原仲麿は一方に紫微内相の職を有し更に他方に政權を握らんが爲めに此の如き改革をなしたるものなり

官名復舊 天平寶字八年仲麿誅に伏し天平寶字二年の改革皆舊に復す

法王 天平神護二年に創置す待遇殆んど至尊に准し之か屬官に大夫、亮、大少

遣唐使の廢止

諸司の併省

進、大少屬及法臣法參議あり光仁天皇の時悉く之を廢す  
 近衛府 神護元年從來の授刀衛慶雲年中創置を改め近衛府と云ふ  
 左右近衛府 神護景雲二年近衛府を左近衛とし中衛府を右近衛とす  
 遣唐使 推古天皇の時小野妹子を隋に遣はせしことありしが光仁天皇に至り臨時に寶龜七年遣唐大使同副使を任命し以て好を唐に通せり爾後桓武仁明の二朝又遣唐使の任命あり宇多天皇に至り菅原道真を遣唐大使とせしが會彼國兵亂ありて事止み遣唐使の是より廢せり  
 諸司の併省 大同三年冗官を省せんが爲めに諸司を併省すると次の如し  
 内舍人 減員して四十人とす  
 並に内匠寮に併す  
 漆工部 衛門府に併す  
 隼人司 刑部省に併せ其刑部解部を廢す  
 贖贖司 大膳職に併せ主醬主菓併を廢す  
 宮陶司

院司

鍛冶司 木工寮に併す  
 官奴司 主殿寮に併す  
 縫部司 縫殿寮に併す  
 采女司 彈正盃に併す  
 内禮司 鼓吹司に併す  
 喪儀司 左右兵庫に併す  
 内兵庫 左右衛士府に併す  
 衛門府  
 藏人 弘仁元年藏人を置き殿上に侍し機密の文書及諸訴を掌らしむ其長を頭と云ふ  
 檢非違使 弘仁七年檢非違使を置き非法違法の事を檢せしめ其官署を使廳と云ふ後漸く勢を得て衛府の追捕彈正の糾彈刑部の判斷京職の訴訟皆使廳に歸す  
 院司 院とは上皇の謂にして上皇の下に立つ官廳を院司一に院廳と云ふ承

和元年仁明天皇、醍醐天皇の讓を承け、刑部大輔安倍朝臣安仁を院別當とし、上皇に侍せしむ。蓋し院司の初なり。村上帝の天曆元年、朱雀上皇の爲に主典代、仕所、御書所別當の官を置き、翌年更に判官代を置き、左右近衛五人をして院に侍せしむ。此後更に其官を増し、遂に左の如きものとなれり。

院司別當 公卿四位 判官代 五位或四位 殿上人

藏人四人 主典代 廳官 藏人公卿 廳召次所 仕所 別納所 御服所

進物所 所兼 武古所 御隨身所 (兼 黃 記)

其制右の如く略朝廷に類するものなりしが、白河上皇に至り、更に上下北面の武士を加へ、車駕を警衛せしめたり。而して上皇は院中に在りて政を聽くと一に天皇の如く四十年間院宣(或院廳の下文と云ふ)を以て天下に號令せり。是より天皇は在れども無きが如く、上に上皇あり、下に權勢の藤氏ありて、只垂拱成るを仰くのみ。後世常に此例に倣ひ、上皇即ち院と稱してより始めて、天皇の權を握るか如き風となれり。

(神皇正統記)白河院(中略) 此御代には院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ、職

政令院より出づ

人臣の攝政

に備はりたるはかりなりぬ。されどこれより又古きすかたは一變するにや侍りけん。執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに。此御時より院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備はり給へるはかりなり。世の末になれりすかたなるへきにや。

攝政 清和天皇貞觀八年、外祖眞房を以て政を攝せしむ。之を人臣攝政の官の初とす。以前攝政の例を見るに次の如きあり。

(書紀) 足仲彥天皇 其仲 九年十二月戊戌朔辛亥、生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀨也。中零明年冬十月癸亥朔甲子、群臣尊皇后曰皇太后。是年也大歲辛巳。即爲攝政元年。

(職原抄) 本朝仲哀崩、皇后攝政平三韓而歸筑紫。誕生皇子在稚孫、皇后猶攝政。遂臨天下六十餘年。雖同正帝奉稱攝政。其後推古天皇朝、皇太子厩戶皇子攝政。齊明天皇御宇、皇太子中大兄皇子又攝政。清和天皇幼而即位、外祖忠仁公奉文德遺詔而攝政。是本朝以人臣爲攝政之初也。下略。

右の前例を見るに政を攝するは必ず皇后若くは皇太子にして此至重の職を以

て人臣に委ねたると未だ嘗てあらざりき清和天皇の時外戚の権既に太た重くして此前例に違ふて藤原氏斯かる高職を得てより後は職原鈔に爾來彼一門爲攝政之臣又執柄必兼一處之宣旨故稱一人と云ひしが如く長く其の世官となれり曩に院司ありて天二日あるの趣を生せしが後に藤原氏の攝政となりて人臣下に重くして地に二王あるの姿あり古制漸く亂れて遂に他日の亂階を來すとどはなれり

關白 宇多天皇位に即き百官に詔し凡そ万機の事先基經に關白して然る後に行下せしむ關白の職是に始まる蓋し關白職は攝政其政を奉還し猶總務を關り白すの謂にして攝政關白共に異名にして同義なるものなり

瀧口武者 下北面 宇多天皇寛平九年武藝を善くする者を撰ひ禁中に候せしめ之を瀧口武者と云ふ其勤仕する所は清涼殿の良御溝水の會する所にあるを以てなり後之を分ち院中の武者所に候せしむ是を下北面と云ふ

記録所 後三條天皇延久年間記録所を太政官内に置き天皇親臨して莊園に關するとを處決す當時莊園國郡の中に充盈し或は令を矯めて莊園と稱し以て

租庸を逃るゝもの多く國庫の收入甚だしく減少したりしを以てなり

### 二 地方官廳並官職

按察使 元正天皇養老三年始て諸國に按察使を置き二國若くは三四國に一員を任命す其職とする所は國司の監視にして其權限實に左の如し

所管國々司若有非違及侵漁百姓則按察使親自巡省量狀黜陟其徒罪以下斷決流罪以上錄狀奏上若有聲教條々部内肅清具記善最言上

同年畿内に攝管を置く其職一に按察使と同じ按察使の官を典と云ひ後記事と改め攝官の屬を記事と云ひ後檢事と改む

鎮守將軍 神龜元年蝦夷を鎮壓せんか爲めに多賀城を建つ其碑文に始めて鎮守將軍の名あり天平以後陸奥守必ず此職を兼ね後更に鎮守府將軍と云ふ

征夷大將軍 神龜元年持節大將軍を任命し副將軍判官主典を従へ海道の蝦夷を征せしむ此年五月鎮狄將軍を任命し軍監軍曹を従へ出羽蝦夷を征せしむ是等の官は皆臨時の官にして其事止めは其職も亦廢するものなりしが後に常置の官となり征夷大將軍と稱するとはなれり

征夷大將軍の起因



畿内總管 諸道鎮撫使 天平三年畿内に總管を山陽山陰南海諸道に鎮撫使を置く總管に大副の別あり大總管は親王を以てし副總管及鎮撫使は三位とす總管の職掌は次の如し

- 一、京及畿内の兵馬を差發すると
  - 一、徒を結ひ衆を集むる者黨を樹て勢を假る者老少を切奪し貧賤を壓略する者時政を是非し人物を臧否する者或は邪曲冤枉の者を搜捕すると
  - 一、盜賊妖言を放つ者衛府に非すして兵刃を執持する者を處斷すると
  - 一、時を以て國郡司等の治績を巡察し其善惡を知り即時に奏聞すると
  - 一、犯罪者あれば杖一百已下は處斷して後に奏聞するを得
- 鎮撫使の職掌は兵馬を差發するの權なきの外は皆總管と相同し
- 四道節度使 天平四年東海東山山陰西海の四道に節度使を置き判官主典各四人醫師陰陽師各一人驛鈴各二白銅印各一を付す其職とする所は地方政治及軍事等の監視にあり
- 巡察使 國郡司の政績を巡察する臨時官にして天平十年以後屢派遣せらる

左右平準署 天平寶字三年左右の平準署を置き常平倉を管し時宜に隨ひ糶糴し以て物價の平準を保たしむ

弩手の配置 天平寶字五年弩師を太宰府に配す蓋し緩急に備へんか爲めなり是より漸く諸國に配置するに至れり

都督四畿内三關近江丹波播磨等國兵事使 天平寶字八年惠美押勝始めて此官に任せしが爾來此事なし

秋田城司 寶龜十一年東夷を鎮せんか爲秋田城司を置く

京畿七道の兵士及防人を停む 延曆十一年陸奥出羽佐渡及太宰府等樞要の地を除き京畿七道の兵を停止す其理由左の如し

夫兵士之設備於非常而國司軍毅非理役使徒致公家之費遠爲新吏資靜言於此爲弊甚深宜京畿及七道諸國並從停廢以省勞役云々(類聚三代格)

延曆十四年諸國防人を停む(壹岐對馬を除く)

健兒 諸國兵士既に廢されたるを以て先づ大和より始め諸國に令して健兒の數を定め番を以て兵庫鈴鹿國府を守衛せしむ

觀察使 大同元年觀察使を置き諸道國郡司の政績を觀察せしむ其職掌猶巡  
察使の如し

親王任國 天長三年上總常陸上野三國を親王の任國とし其守を太守と云ひ  
勅授官にして一世を限りとす

太宰唐物使 一條天皇正暦元年此官を置く宋舶の貿易の爲なり

國司代 目代 國司任地に赴かず自から京に淹留し吏をして代りて國に就  
き政を爲さしむ是を國司代と云ひて白河帝の頃より始まれり國司代亦代吏を  
遣はし自から赴かざるとあり此代吏を目代と云ふ

以上述ふる所の令制定以後源平時代に至るまでの官制の沿革を約言すれば中  
央政府に於て第一の改革は淳仁帝天平寶字年中の改革なれども是其一時に止  
まり又舊に復せり第二には孝謙天皇の時法王の創置なり而して此官亦一時に  
止まりたれども斯く人の爲めに官を置くの悪例は後世に禍すると尠少にあら  
ざるなり第三は大同以後屢起りたる冗官の淘汰なり而して第四に數ふべきは

人の爲に官を置く

國司私多し

之と正反對に起りたる冗官の創置なるべし其尤なるものを院司攝政關白の創  
置とす其天皇の上に天皇と同じきものあり天皇の下又天皇にも類せんとする  
大權勢あり弊害の大なるとは素より言を待たず宜なり源平の世となり武人權  
を得て遂に政治上に大變動を來したるや  
更に又地方に屬する官制の沿革を見るに交通の不便道途の遼遠中央政府の不  
能等を利とし國司の私甚た多かりき是に於て中央政府は按察使總管鎮撫使節  
度使巡察使觀察使等の諸官を簡派して國司の政を巡察せしめしむ此等の官職  
も其權限甚た明ならず且つ常に之を委ぬると大に過きたりしを以て此輩亦多  
く專横にして遂に好結果を收むると能はざりき次に天平寶字年中創置せる左  
右平準署も亦其旨意の美なるに止まりて其効果は即ち聞く所なし又諸國の  
兵士及防人を止めたるも國家治平の久しきによると雖ども是亦朝權の次第  
に地方に薄くなりたる基に外ならず然れども地方官制の大に壞廢するに至り  
たるは第一莊園次第に其數を増し國司の權力次第に狹まりたるも第二は國司  
京に逸居して任地に赴かず單に其僚屬に委ね僚屬亦之を其下僚に委ね以て權

力下移の勢を馴致したると第三には蝦夷征討の武官に過大の權力を興へて之を制せず故に此輩其力を東國に植て中央官吏の文弱に流るゝの間に大に實力を養ふに至りたる是なり

右の如く中央地方共に次第に其弊を加へ一たび改革を行ひて一害を除けは之より更に數害を生し積衰又醫するに道なく遂に第二期の世となるに至れり

### 第三章 爵位の制度

#### 第一節 上古

上古人民の高下を分つには株根(カベネ)即ち姓を以てせり姓は今の爵の如きものにして是を以て家格を上下し世々相傳へて渝るとなく間々非常の勳功を以て姓を進むるとあり或は犯罪によりて之を降すとありき姓の種類左の如にして臣連を最高とす

臣連 伴造 國造 別君 直 縣主 稻置 村主 以下

天武天皇白鳳十二年姓の數を改め八となし舊來の臣連等には真人朝臣等の姓

姓は爵の如し

を賜ひ別に臣連稻置等の卑きものを置かれたり

真人 朝臣 宿禰 忌寸 道師 臣連 稻置

然れども此八姓を以て天下の諸姓を改むるとは未だ全く行はれざりしにや後世猶君縣主首直村主史王勝祝使主等の姓の殘れるありき

姓を稱するは後世まで行はるれども推古天皇の時より始まりたる位階の制の行はるゝに及び漸く公の區別たるを廢して只源平藤橘等私に門閥の區別たるに至れり

推古帝即位十二年支那の制を參酌して冠位十二階を定め諸臣に賜ふ

德 仁 禮 信義 智 (各大小あり以て十二階に別つ)

是等は朝廷より當色の冠を賜ひて以て表彰したるが故に冠位と云へり

#### 第二節 大化以後の改正

大化以後位階の制には屢變更あり其主なるもの次の如し

孝德帝大化三年更定の位階 十三階

纁冠 纁冠 紫冠 錦冠 青冠 黑冠(以上六冠各) 建武冠一名立身

冠と服とは位階により定色するものなり

全帝大化五年更定の位階 十九階

織冠 纁冠 紫冠(以上三階各大小あり) 華冠 山冠 乙冠(以上三階先上下に別)

立身冠

天智帝即位三年更定の位階 廿六階

織冠 纁冠 紫冠(以上三階各大小に別つ) 大錦冠 小錦冠 大山冠 小山冠 大乙冠

小乙冠(以上六階各上下あり) 大建冠 小建冠

全帝即位十年親王諸王に左の位階を賜ふ是れ位階を賜ふの初なり

一位 二位 三位 四位 五位

天武帝即位十四年冠位を廢し單に位階を賜ふととし位階の數を増し親王諸王十二階臣下四十八階とす

明大壹 明廣壹 明大貳 明廣貳

淨大壹 淨廣壹 淨大貳 淨廣貳 淨大參 淨廣參 淨大肆 淨廣肆

以下十二階 親王諸王に賜ふ

正直 勤務 追進

以上六位を淨位と同じく壹より肆に分ち更に大に分ち總て四十八階とし以て臣下に賜ふ

文武帝大寶元年更定の位階 三十四階

一品 二品 三品 四品

以上親王

正從一位 全二位 全三位 正從四位上下 正從五位上下

以上十四階 諸王及諸臣

正從六位上下 正從七位上下 正從八位上下 大小初位上下

以上十六階 諸臣

是等の位階を三等に區別し一は勅により一は奏請により一は太政官之を授く

内外官五位以上 勅授

内八位外七位以上 奏授

外八位内外初位 判授

服色を定むると左の如し

位階は令以後  
多く變更な  
りき

親王(深紫) 諸王一位(深紫) 全五位以上(淺紫)  
 諸臣一位(深紫) 二位三位(淺紫) 四位(深緋) 五位(淺緋) 六位(深綠) 七位(淺綠)  
 八位(深標) 初位(淺標)

近古に至り深紫色を廢し三位以上黒標となり後四位も亦黒色となれり  
 大寶令の制定は維前以前まで大凡異なる所なきを以て爾後の小改正を此章中に  
 一括して記さんとす

其一 朝綱の弛むと共に下級の位記廢して一條三條兩帝の頃七位以下に叙す  
 ると稀にして後には六位も正にのみ止まりしが近代光格天皇の時從七位下ま  
 でを復興せられたり

其二 内位外位の區別は内官外官の區別と同しかりしが神龜天平以後此區別  
 を失ひ更に後世に至り外位は姓氏の卑しき者に賜ふととなれり

其三 贈位は天武帝二年五月大錦上坂本財臣壬申の功により小紫を追贈せら  
 れたるに始まり後世大に行はる

其四 國外派遣の際若くは地方に遣はさるゝ時假位と稱して其間のみ高位を

假授せらるゝとあり天平寶字六年に始められり

其五 正一位を人臣に與ふるは天平九年右大臣藤原武智麻呂病危篤の際之に  
 叙せられたるに始まり此他橘諸兄惠美押勝藤原永手三人を除きては他は死後  
 の贈位のみにして生前に叙せざると殆んど定制となれり

其六 位階に屬する蔭位官當位田等の事は別に司法制度及其他に記すゝ所あ  
 り是等も後世自から行はるゝと少きに至れり

其七 官と位とは相當あり只位高く官卑き時は行と云ひ位卑く官高きは守と  
 稱す又位ありて職事官なきは之を散位と云ふ

第三節 勳等

勳等は勳功によりて賜はるものにして總て十二等あり大寶令勳と位との相當  
 を定むると次の如し

一等—正三位 二等—從三位 三等—正四位 四等—從四位  
 五等—正五位 六等—從五位 以上勅授  
 七等—正六位 八等—從六位 九等—正七位 十等—從七位

十一等—正八位 十二等—從八位 以上奏授  
勳等は延喜以前既に廢して後世只神にのみ授けられたり

### 第四章 土地の制度

#### 第一節 上古

##### 第一項 土地の種類

上古は土地に帝室の有に關するものと私人の有に屬するものとの二種あり崇  
神帝の時に至り神社に屬するものを加へて三種となれり

第一種 皇室に屬する土地

(一) 縣 阿賀多と訓し上は田の義にして所謂御料の地なり縣主ありて之を治  
め收穫する所を以て皇室に納む神武天皇以來中古に至るまで設置せられたる  
ものにして今知るべきは次の如し

- 猛田(大和國) 磯城(大和) 春日(大和) 十市(大和) 添(大和) 高市(大和) 山邊(大和)
- 和賀茂(山城) 萬野鴨(山城) 河内三野(河内) 志紀(河内) 紺口(河内) 珍(和泉)

土地には皇室に屬するもの  
私人に屬するもの  
及社寺に屬するもの  
三あり

- 犬上(近江) 鴨(未詳) 三島(播磨) 中島(尾張) 沙摩(周防) 水沼(筑後) 岡(筑前)
- 筑紫嶺(肥前) 壹伎(壹岐) 對馬下(對馬)

(二) 屯倉 屯倉は彌夜氣と訓し垂仁帝の時之を來目邑に設置したるに始る一  
定の地を限り其中倉庫を設け收穫せる稻穀を藏め以て皇室の用度及國用に備  
ふるものにして民を養ひ此地を耕耘せしむ是を田部と云ふ景行帝の時諸國に  
屯倉田部を置き仲哀應神以下歷朝其數を増し孝德帝大化改新の時には其數凡  
百八十一所に上り其多數は今の畿内南海東海山陽西海の諸國にありたり

(三) 御子代、御名代 天皇々后皇子等の御名を後世に貽さんか爲に御料地の一  
部を割き御子代若くは御名代の民を置き其地に産する所を以て御料に供し世  
を去らるゝ後には其祭祀の料に資するものなり此内御名代は天皇々后の場合  
に用ひ御子代は皇子の場合に用ふ

第二種 私有地

各氏自由民の私有する土地なり

第三種 社寺所有の土地



一、公田 公田とは位田、職田等に給せざる剩田、神社の費用に給する神田及寺院の用に供する寺田を云ふ。公田は之を管轄する國司より郷土の估價に従ひ一年を限りて賃租するなり。賃とは春に方りて先其直を取るを云ひ、租とは秋に至りて其租を輸さしむるの謂にして共に人に與へて之を作らしむる今の所謂小作なり。

一、私田とは位階に従ひて下賜する所の位田、職掌によりて下賜する所の職田、勳功によりて賜はる功田及一般人民に給與する口分田を云ふ。私田の使用は全く其附與せられたる人の随意にあり。

第二種

一、不輸租田とは租を免したるものにして神田、寺田、布薩戒本田、放生田、勅旨田、公麻田、御巫田、采女田、射田、健兒田、學校田、諸衛射田、左右馬寮田、飼戶田、賑急田、勸學田、典藥寮田、節婦田、易田、職寫戶田、營力婦女田、憚獨田、船瀬功德田、造船瀬料田等是なり。是等の田の何物なるやは其名稱に由りて略推し得べし。

一、輸地子田 地子を輸するもの即ち民に賃租し其小作料を收むるものにして

口分田の收授

て位田、職田、國造田、采女田、營力婦女田、賜田等の未だ授けざるの間、及び遙授國司公麻田、役官田、出家得度田、逃亡除帳口分田、乘田等なり。

一、輸租田 以上の二田に屬せざるもの即ち位田、職田、國造田、郡司職田、采女田、口分田、墾田等々其租を納むるものを云ふ。

第二項 口分田、位田、職田、功田、宅地、園地

孝徳天皇大化二年詔して人民一般に口分田を職司あるものに職田を位あるものに位田を賜ふ。是を班田と云ふ。六年を以て一期となし、期至れば又班田使を諸國に遣はし人口の増減により改て之を收授す。若一家内死者あれば同戶の人はを佃食し、租稻は代りて之を官に輸し、班年に至りて其地を返付すべく、又一家内人生るゝあれば滿六歳以後の班年に至りて口分田を受くるものなれば、班年に生れたるものは次の班年に田を受くれども、其次年に生れたるものは其次の班年即ち十一歳にして始めて口分田を得るものなり。

班年には其年正月三十日以内に左右京職、諸國司より太政官に申し十月一日より其田地と給せらるべき人々とを按勘して簿を造り十一月一日に至りて田を受く



奴婢亦口分田あり

べき人を總集して之を給し翌年二月三十日内に其事を訖ふ斯の如く班田の事  
 兩年に渉るも前年を以て班年とし次年を初班と云ふなり  
 口分田は男一人は二段の地を得女は其三分の二を得男女共に力作し租を公に  
 輸し其餘を以て己の資となす凡二段即ち千七百二十歩の地種稻百束と假定  
 し中三束を租とし其餘九十七束を私有とす百束は米五斛(今七斛二斗)にして租  
 一斗五升今の二斗二升私有四斛八斗五升今の六斛九斗八升を以て準となす即  
 ち一人一日の資一升三合四勺強なり  
 以上は庶人以上の口分田にして家人奴婢は多少異なる所あり其中官戸公奴婢は  
 庶人と同じく家人私奴婢は其人の三分の一即ち男は二百四十歩女は百六十  
 歩を準となし郷土の廣狹により必しも然らざるものとす  
 位田は五位以上位の高下によりて之を給し女は各三分の二を賜ふ  
 一品 八十町 二品 六十町 三品 五十町 四品 四十町  
 正一位 八十町 正三位 四十町 正五位 十二町  
 從一位 七十四町 從三位 三十四町 從五位 八町

功田宅地園地は國有にあらず

正二位 六十町 正四位 廿四町  
 從二位 五十四町 從四位 廿町  
 職分田 願要の官に與ふる田なり左の如し  
 太政大臣 四十町 左右大臣 三十町 大納言 二十町  
 功田 國家に功勳ある人に賜ふ所なり功の大小によりて差あり  
 土地の所有權は口分田を始として盡く官にあり人死すれば位田、職田、口分田等  
 皆之を官に收むるものにして其在世中は或は一年間之を他人に賣與するを得  
 れども永代に賣買するを得ず凡そ大化後土地は原則として國有となりたれ  
 ども其除外例とすべきは功田、宅地、園地是なりとす  
 功田は功勳を賞するの地にして大功は世々絶えず上功は三世に傳へ中功は二  
 世に傳へ下功は子に傳ふ而して大功に與へたるものは謀叛以上の重罪上功以  
 下は八虐以上の重罪にあらざれば之を沒官するとなし  
 宅地は人民古より子孫に傳へ各其の附邊便宜の地を墾きて衣食し來たりしが  
 大化改新後も宅地は仍舊に於て其の戸々の私有となれり又歸化人俘囚並に

他郷より移徙し或は新たに一戸を爲せる者も其の宅地は皆之れを私有とせり其の證は田令中に凡賣買宅地皆經所部官司申牒然後聽之云々とあるにて知るべし

園地とは桑漆の類を植うるの地を稱し男女多少の差を以て其郷土の廣狹により每人に均分し其戸絶するに非れば之を沒官するとなく此場合にも園主在世中他人に賣與したるものは之を沒官せず斯く收授せず賣買を承認したるとは換言すれば其私有を認めたるなり

附言宅地園地共に寺院に喜捨し又は賣與するとを得ず

唐の制度にても口分田は賣買するを得ざれども園宅は之を得たり我國の制蓋し之に則れるなり

### 第三項 沿革

土地の制度は大化改新より令制定の間に整頓したるは畧前章述ふる所の如くなるが其後朝廷綱紀の弛むと同時に弊害相次て起り遂に田制は全く土崩するに至れり蓋し中古田制は口分田班與と云ひ又は許多の田種の收受と云ひ事極

私墾田は土地  
私有の始なり

めて繁雜なるが上に優勝劣敗の世に在りて永久に各自均一の地を享有せんと素より得べきにあらざれば久しからずして其全く壞頽せんと素より恠しむに足らざるなり今田制の沿革を記するに當り徒に繁冗を加ふるを避け後世莊園の増加私地の増加を來すの原因を見るに便なるものゝみを云はん

#### 其一 墾田

墾田とは山野を開墾し荒廢地を再墾したるものゝ謂にして官に屬するものは公墾田と云ひ私人に屬するものを私墾田と云ふ公墾田は左したる必要なきを以て茲に之を畧す

墾田は事實上私有地と同じきを以て皇族以下豪族は争て墾田を作り以て其富を益さんとしたるとは早く既に元明天皇の時にあり和銅四年の詔に曰く

親王已下及豪族之家多占山野妨百姓業自今以來嚴加禁斷但有應開墾空地者宜經國司然後聽官處分

以て當時墾田漸く多く爲に害を百姓に及ぼすの傾向ありしとを知るべし斯く詔には空地を開墾する云々の文字を以て墾田の範圍を限りたれども此漠然た

る制限は決して十分の功果あらざりしなり  
 元正天皇養老七年田疇の開墾を奨めんか爲に新に溝池を造りて山野を開くも  
 のは是を三世に傳へ舊溝池を逐ひて開くものは之を終身に給するととなせり  
 所謂三世一身の法なり

(元正紀) 養老七年四月辛亥太政官奏頃者百姓漸多田地窄狹望請勸課天下開  
 闢田疇其有新造溝池營開墾者不限多少給傳三世若逐舊溝池給其一身奏可之  
 想ふに班田の法は民をして其衣食に安じ身を勞して田疇の開闢を思はざらし  
 むる所以なり然れども人口の増加と生活程度の上進とは年を経て田疇の不足  
 を感せざるを得ず既に田疇の不足を感ぜば縱令中古の田制即ち土地官有主  
 義と正反對なる土地私有を賤しても猶開拓を奨励せざるを得ざるべし將又土  
 地私有は墾田に限ると雖ども苟しくも是を許すに於ては既に田制を廢廢せし  
 むべき一個の微菌の存在を許すものにして別に之を制限するの勢力なき限り  
 は一個は二個となり三個又四個千万個となるは自然の勢なるべく果して此微  
 菌は政治の振はざるに乘し漸く他に蔓延し遂に田制を根本より打破するに至

口分田は永久  
 の法にあらす

寺院の土地買  
 取の禁絶して  
 民の喜捨を中  
 世に廢せしめ  
 寺院の原由な  
 り

れり蓋し中古田制は始より將に破るべきの原因を備へたる者にして其破れた  
 るは蓋し社會發達の必要に出でたるに外ならざるなり  
 元正天皇の時三世一身の法を以て墾田を奨励したりしも其制限時に近くや所  
 有主等倦怠して其地再び荒廢するも措て顧みざるの傾あるを以て聖武天皇天  
 平十五年更に勅して墾田を以て永年の私財となすことを聽せり是に於て權勢あ  
 り餘力ある者は競ふて開墾を事とし百姓を勞すること多く其弊甚しかりしか  
 ば稱徳帝の時勅して開拓を禁したることあり然るに墾田は猶駭々として其歩  
 を進め或は國司の百姓の墾田を奪ふあり或は富家の猥りに買得して兼併の傾  
 を生ずるあり或は勢家の百姓の業を妨ぐるあり或は邊要の地を開きて警備上  
 の妨となるありしかば歴代令を下して是等の事を禁したり

其二 寺田  
 令制定時既に園地を寺院に捨施することを禁して曰く  
 (田令義解) 凡官人百姓並不得將田地園地捨施及賣買與寺  
 此令は遂に久しく行はれずして寺院所有の墾田時を経て漸く多し凡そ寺院は

私人と異りて其租を輸することなく又寺院内の事は法律も直に其力を及ぼし難き事情も無きにあらざれば地を以て猥りに寺院に付するは施政の上より將た收入の上よりも共に不可なる點多きを以て聖武天皇天平十八年令して田令の定むる所を履行せんとせり

(聖武紀) 天平十八年三月戊辰、太政官處分、凡寺家買地、律令所禁、比年之間、占賣繁多、於理商量、深乖憲法、宜令京及畿内、嚴加禁制、五月庚申、禁諸寺競買百姓墾田及園地、永爲寺地

寺院の田園を買得するを禁じたるは可なり而して獨り人の田園を寺院に捨施するを禁ぜざりしは奈何蓋し令の制は買得捨施兩者共に之を禁したるものにして必ず其一を默許して寺院田園兼併の門戸を開きたるには非るなり而して今聖武帝の只其一を禁して他を顧みず令制をして全く壞るゝに至らしめたるものは是れ天皇親から捨施を好みたればなり蓋し天皇の捨施は甚た古くして天武天皇既に此事あり

大安寺伽藍緣起流記資財帳 天平十九年二月十一日上

合墾田地玖伯參拾貳町

在紀伊國海部郡木本郷伯漆拾町

四至東百姓宅並道西牧南海北山云々

右、飛鳥淨御原宮御宇天皇、歲次癸酉納賜者

聖武帝以後土地の喜捨甚だ盛にして更に稱徳帝は位階を以て喜捨を獎勵したりしかば田園寄進のと益廣く世に行はれ寺院漸く富んで益專恣となり終に私に兵を蓄へ事を朝廷に請ふに多く是に由てするに至れり異日白河帝をして長歎せしめたるもの又實に是に起因するものとす

其三 口分田

延暦十一年京畿の百姓に班田せしが是際には男を先とし令に定むる所に從ひて田地を分ち其剩餘を以て女子に與へ必ずしも男三分の二に滿たず而して奴婢には授與せらるゝことなかりき

清和天皇貞觀年中更に男子の課と不課とにより口分田に等差を付し課丁は三段三百廿九步不課男は二段女は一段とす蓋し唐制に倣ふてなり

延喜中口分田の賦課

陽成天皇の元慶年中京畿女子の口分田を以て畿内の男に配與す蓋京畿の女農桑の事を知らず男は則ち徭役他の地方に比して多ければなり口分田は令制定の始めに方り極めて嚴重の規定を設け一々法に準據して收授せしか其事の繁雜なると政綱の漸く弛みたることにより延喜年中に至りては大に頽廢するに至れり三善清行の封事に曰く

請勅諸國隨見口數授口分田事

右臣伏見諸國大帳所載百姓大半以上此無身者也爰國司偏隨計帳宛給口分田即班給正稅徵納調庸於是其有身者纔耕仲田頗進租調無其身者戶口一人私活件田曾不自耕至于租稅調庸遂無輸納之心謹檢案內公家所以班口分田者爲收調舉正稅也而今已紆其田終闕厥貢牧宰空懷無用之籍豪富彌收兼併之地利非唯公損之深亦成吏治之妨今須令諸國閱實見口班給其口分田其遺田者國司收爲公田任以沽却若納地子以充無身之民調庸租稅也猶所遺之稻委納不動今略計其應輸之數三倍於百姓所進之調庸爲公有利爲民無煩此皆國宰守行應無殊妨然而事乖舊例恐有民愁伏望中勅諸國試令施行

知るべし國守政を怠り戸籍現在の人口と合せず其人なくして其名籍帳に存し其人ありて其名籍に入らざるの類間々ありて或は亡人の口分田を私するあり或は租調を免避して官谷を得ざるありて班田の制大に頽破したりしことを

### 第五章 租稅の制度

#### 第一節 上古

中古以來朝廷の財務は唐制に倣ひ人民に課するに租庸調の三種を以てせしが上古に於ても略之と同しく一は人民の製作に取り一は人民の勞役に取一は土地の生産に取れり今序を逐ふて此三種の制度を叙せんとす

#### 第一項 租

上古土地の制は表面上は全國悉く朝廷の有なりと雖ども内實は之と異り朝廷には別に御田則ち屯田あり田部を使役して其地を耕せしめ其稻穀を貯藏する官倉を屯家と云ひ之に附屬する倉庫を屯倉と云ふ而して屯田を司る人を屯田司或は田令と云ひ屯家屯倉を司る人を屯倉首と云ふ

上古の租稅

租

屯田は全く朝廷の御料地にして是より收穫する所は田部の民の衣食と屯田司屯倉首の所得とを除けば他は全く朝廷の用度中に編入せられたるなるべし右の屯倉の外地方の國々は國造、別君、直、稻置等之を支配すると後世の大小名の如くなるべく此等の地よりは略一定の租を納めたるなるべし以上の外別に各氏族私有の地あり此地よりは租を上つることなし租の額は如何なるものなりしや今明ならざれども左に横山由清氏の考ふる所を採萃す以て其一般を推すべし

大化前租法 屯倉の租法は中古の地子田、公營田の如くにして其收入の多少は知り難しと雖ども國造、縣主などの支配せる輸租田の租法に於ては大畧中古の制に異るとなかるべし田令集解古記の文政事要略の令足勘文などに大化に田積三百六十歩に定められたるを再び二百五十歩とし大實に更に改めて三百六十歩としたる由いひて二百五十歩の制を令前の制と云へり此令前の制二百五十歩は上古の五十代の地なれば大化改制以前の舊に復せしならんが然る時は大化前とは其租法も同じかりしなるべし之に依て大化前の

徭役

租法を推算すれば左の如し

一步高麗尺方六尺	獲稻二把成斤	春得米一升全前一升
一代五步	獲稻一束	春得米五升 (中略)
五百代 <small>二千五百步即一町</small>	獲稻五百束	春得米二十五斛
此租	稻一十五束	此米七斗五升

廿五斛の獲米より七斗五升の租米を輸す百分の九十七を所得として其三を公に輸す租法薄きに過たるが如しと雖ども此他に貢調徭役の事あればなり

第二項 徭役

徭役は之を「エタチ」と訓す人民の朝廷の爲めに其身を役して兵役及宮城、池溝、道路、橋梁、堤堰等の修繕營作の務に服するを云ふなり

(崇神紀) 十二年春三月丁丑朔丁亥詔曰(中略)更校人民令長幼之次第及課役之先後

謂ふに崇神天皇の朝に人民一人一年幾日の役に服すべきこと又長幼の序を以て其先後あるべきこと等概定せられしなるべけれど今其詳を知り難し

凡そ徭役は大畧時を計りて之を課し猥りに民の農事を妨げざらんことを期したりしが如し故に聖徳太子憲法十六に曰く使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服と又降伏せる者若しくは歸化せる者には多く土工を課したりき

(應神紀) 三年冬十月辛未朔癸酉東蝦夷悉朝貢即役蝦夷而作厩坂道

(古事紀(仁徳天皇之條)) 又役秦人作茨田堤及茨田三宅

第三項 貢

貢(ミツキ)と訓す(ミ)は尊稱(ツキ)は朝廷國家の費用を人民より續きて供し奉るの意にして家々より種々の物品を奉るを云ふなり其起因する處は他の二税と共に古きは疑ふべからざれども更に確定したりしは崇神帝の時にあるもの(如し)

(古語拾遺) 磯城瑞垣朝六年始令貢男弓弭之調女手末之調今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等此緣也

茲に弓弭の調とは男子の山野に獵して獲る所の獸皮にして手末の調とは女子

の手工品にして絹布の類を云ふなり以て此朝に貢制の少しく一定に近きしを知るべし是より後貢は國人のみならず降伏するものには必ず之を課し或は其定額を闕き或は之を忘ることあれば必ず之を責めたり  
貢は定額のもののみならず國郡の長等隨特其土宜の珍とすべきものをも獻じたりしが如し

(仁徳紀) 三十八年秋七月(中略)明日獵名縣佐伯部獻苞苴

第二節 大化以後の租税

孝徳天皇大化改新の際天下を擧げて天皇の有とし課するに租庸調を以てし由て古來の租法に一大刷新を加へたり今又其種類によりて之を敘し大化より源平時代に及ぼさんとす

第二項 租

第一 大化二年の租法

大化二年の詔に曰く

其三日(中略)凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町段租稻二束二把町租稻二十

大化後の租税

租

大化の租率は百分の三なり

二束(下畧)

右に云へる一段とは三百六十歩にして一步は高麗尺の方五尺六尺に同じ方なり量は減大升にして令の大升に同じく所謂唐の大量なり而して一步の獲稻二把春得米減大升の一升を得るとすれば是れ京升の四合〇五八に相當すべく一段の獲稻七十二束春得米減大升にて三斛六斗の租稻は二束二把京升四升四合六勺餘に當る則はち租は收入の約百分の三を以て準としたるなり

一步高麗尺

獲稻一把小斤

春得米一升減大升

一段三百六

獲稻七十二束

春得米三斛六斗

一町三千六

獲稻七百二十束

春得米三十六斛

此租廿二束

此米一斛一斗

第二 大寶令租法

大化改新の時と異なることなし故に略す此後慶雲年中多少の改革ありたれども大跡に於て異なる所なければ又之を擧げず

第三 和銅租法

元明天皇和銅六年權衡度量を改定し隨て租稻の準を改めらる即はち改定の度の大小尺は唐の大小尺と同じくして大尺は大寶令の小尺曲尺九寸七分にして量は大寶令に唐制に倣ひしを改め令以前の大升を以て大量とせり和銅の定むる所の租は次の如し

一步和銅大尺方六尺令の方五尺の一步に同じ獲稻一把三八

春得米六合九勺四大斤 減大升にて一升なり

一段三百六十歩 長三十歩廣十二歩

獲稻五十束 春得米二斛五斗大升 京升にて一石四斗六升一合

此租稻一束五把 此米七升五合京升八斗

一町三千六百歩 近世の一町一反四畝廿三歩餘

獲稻五百束 春得米廿五斛大升 京升にて十四石六斗一升

此租稻十五束 此米七斗五升京升四斗三

右は上田の租にして其他の田に於ては稍其準を異にす即はち主稅式に曰く



和綱の租率は百分の五なり

地子に賃租の二種あり

凡公田 穫稻上田五百束 中田四百束 下田三百束 下々田一百五十束 地子格依田 品令輸五分之一云々

今右の穫稻に各十五束を輸せしむるとすれば其準次の如し

上田	穫稻 五百束	租稻 十五束	租率百分の三
中田	穫稻 四百束	租稻 十五束	租率百分の三
下田	穫稻 三百束	租稻 十五束	租率百分の五
下々田	穫稻 百五十束	租稻 十五束	租率十分の一

平均租率約百分の五

斯く田の上下によりて租率に大小の差あるを以て口分田に於ては田品の上下を一家數人に平均して之を分與し租稻相通して率百分の五に充たしめたり故に大化大寶の制に比すれば租率は百分の二を増加したるものとす

第四 地子

田より官に收納する所は前に記する租の外に地子なるものあり諸國の田地を人民に班與し別に官に殘れるを剩田と云ひ此剩田を春時其租に相當するの價

地子の率は百分の五とす

免租

を收めて一年間百姓に貸與するを賃と云ひ春特別に價を收めず稻を收穫するの後租を輸せしむるを租と云ふ斯く或は賃し或は租するもの則ち地子にして其田を輸地子田と云ふなり輸地子田と輸租田とは田種によりて相別るゝこととは土地の制に述べたれば茲に略す

地子は田品によりて率に差違われども概五分の一を準となす

上田一町	穫稻五百束	米二十五斛	地子 百束	米五斛
中田一町	穫稻四百束	米二十斛	地子 八十束	米四斛
下田一町	穫稻三百束	米十五斛	地子 六十束	米三斛
下々田一町	穫稻百五十束	米七斛五斗	地子 三十束	米一斛五斗

地子田は或特例の外は一般に地子の外又定制の租を輸するものとす

第五 租税の免除

祥瑞、災害、大儀等種々の原因より或は一地方或は全國の田租を或は一部或は全部を免することあり今其例を左に掲ぐ

一、即位の大禮によりて租を免することあり(文武紀元年八月)

二、造宮、遷都、行幸等によりて租を免することあり(持統紀四年、元明紀二年)(桓武紀延暦三年)

三、祥瑞、災異によりて租を免することあり(文武紀三年、元明紀和銅七年)

四、軍事等の大事によりて租を免することあり(類聚國史元正天皇養老四年、聖武紀天平六年)

五年の豊凶によりて租を免することあり(聖武紀神龜三年、元正紀養老六年)

六、孝義を賞し窮乏を賑はすが爲めに租を免することあり(稱徳紀神護景雲二年、光仁天皇寶龜十年)

第二項 調

第一 大化二年の調

大化改新の際盡く舊來の賦役を廢して調を田と戸とに徴し調副物を課することとし且つ其調の品種を一定す大化二年改新の詔に云ふ處のもの則はち是なり

(孝徳紀) 其四曰罷舊賦役而行田之調、凡絹絁糸綿並隨郷土所出、田町絹一丈四

町成匹長四丈廣二尺半、絁二丈二町成匹長廣同、絹布四丈長同、絹一町成端收別戸之調、一戸貨布一丈二尺、凡調副物遺費亦隨郷土所出、凡官馬者中馬每一百戸、輸一匹、若細馬每二百戸輸一匹、其置馬直者一戸布一丈二尺、則はち田一町より納むる所及一戸五十戸百戸より納むる處は左の如し

大化調

田一町	一戸	一百戸	二百戸
絹一丈 二尺半	布一丈二尺 副物遺費 定額不詳	中馬一匹	細馬一匹
絁二丈			
絹一丈			
絹二丈			
絹三丈			
絹四丈			
絹五丈			

茲に中馬と云ふは馬の中品なるものにして細馬は其上なるものなり

先きに崇神天皇の朝に男女共に調を課し爾來久しく行はれしが改新に際し調は男子にのみ限ることとなせり

第二 大寶令の調

令の時に至り更に正丁十歳以上二十歳以下、次丁十歳以上二十歳以下、中男二十歳以上二十歳以下、正調調副物を定む即はち左表の如し

大寶令關圖調副物及雜物を省零す

正調

品目	正丁	次丁	中男
絹	長二尺二寸	長四尺二寸	長二尺二寸
綿	長二尺二寸	長四尺二寸	長二尺二寸
美濃綿	長二尺二寸	長四尺二寸	長二尺二寸
布	長一丈二尺	長一丈三尺	長六尺五寸
惣布	長一丈二尺	長一丈三尺	長六尺五寸

京畿調

品目	正丁	次丁	中男
布	長一丈二尺	長一丈三尺	長六尺五寸

茲に特に京畿の調を定めたるは内國の民を寛優するの意に出づるなり  
 此後元明帝の和銅年中、元正帝の養老年中、聖武帝の天平年中、平城帝の大同年中

關の品目數量に改正ありたれども大抵大同少異なれば之を省零す

第三項 庸

第一 大化二年の庸

大化の改革には庸布、庸米の制を定め、戸別に庸を徴せり。故に改新の詔に曰く、凡そ仕丁は舊の三十戸毎に一人なるを改めて五十戸毎に一人以て諸司に充て、五十戸を以て仕丁一人の糧に充つ。一戸二庸布一丈二尺、庸米は五斗。凡そ采女は郡の少領以上の姉妹及び子女の形容端正なる者を買し、一百戸を以て采女一人の糧に充て、庸布、庸米は皆仕丁に準ぜよとあり。則ち次の如し

大化庸

一戸	仕丁一人	采女一人
五十戸	庸丁一人	采女一人
一百戸	庸丁一人	采女一人

第二 大寶令の庸

孝徳帝の庸は之を戸に徴されしが文武帝以後令制度の時に至り之を人に徴することゝなれり賦役令に曰く

凡正丁歳役十日若須收庸者布二丈六尺一日二尺六寸須留役者滿三十日租調俱免役日少者計見役日折免通正役並不得過四十日次丁二人全一正丁中男及京畿内不在收庸之例其丁赴役之日長官親自點檢并閱衣糧周備然後發遣若欲雇當國郡人及遺家人代役者聽之劣弱者不合即於送簿各丁具注代人貫屬姓名其匠歌當色雇巧人代役者亦聽之

右の如く正丁次丁皆役あり之を免せんと欲せば或は代人を以てし或は庸を以てす而して邊土の民居夷類に近く身を以て役するに便ならず庸を以てせんとするも其土瘦確にして中國の生活とは大に其度を異にするものなきに非ず故に又其當路の官をして臨機之か斟酌をなさしめたり

(賦役令) 凡邊遠國有夷人雜類之所應輸調役者隨事斟酌量不必同華夏

大寶令庸圖

正	丁	次	丁
---	---	---	---

歳	役	庸	布	留	役	歳	役	庸	布	留	役
十	日	二丈六尺	卅	日	五	日	一丈三尺	十五	日	租調俱に免す	租調俱に免す

此後或は役の日數を減し庸の量を減し又は之を舊に復したるあり或は庸布を銀錢に換へたることあれども其準する所は皆此令にあるを以て之を略す

第四項 租庸調以外の收入

皇室及國庫の歳入は主として租庸調の三者に依るものなれども猶其他に種々の財源あり今左に之を列記す

- 一、出舉 田租を二別し一を不動他を動用とす此中不動税に屬するものは國の倉庫に收め備荒若しくは軍用とし動用の部に屬するものは一部は地方廳の費用に充て一部は春期に之を人民に貸下け秋期に至りて利と共に之を收む之を出舉と云ふ其利甚た大にして朝廷財源の一大部を爲すものなり
- 二、贖物及沒官物 犯罪者の贖銅及び沒官物並に其所有主を知らざる遺失物等を云ふ

出舉

三、鑛山 銅鐵等の鑛物を産する地區ありて未だ人民に之を許可せざるものは政府にて採掘し國庫の一收入となせり其他金銀珠玉珍奇の樹木等を發見するにあれば之を太政官に奏せしめ收めて國庫に入るゝものとす

四、官田 官田は供御の稻田にして畿内にあり大和、攝津に各三十丁河内、山城に各十町あり

財政の機關

第三節 財政の機關

財務を司るは大藏、民部の二省なれども就中主なるものを民部省とす民部省中主計寮、主税寮は財政上最重要の機關にして主計寮は毎年計帳に由りて國庫の總高、前年度との増減等を調査して收支の計算を掌り主税寮は田租、春米の事を司れり故に民部省は財政の大本を司りて大藏省の如きは單に倉庫の出納を管するのみ此の他宮内省にては官田を掌り刑部省にては贖贖物、沒官物を司れり

租庸調制度の  
原因

第四節 租庸調制度の類廢

令制定の時に當り前章記載したりしが如く租庸調の制を定むること極めて嚴密なりしが大綱の弛むと同時に全く土崩して此等の租税法も大概空文となり

其一  
其二

朝廷の用度、政治機關運轉の財用も屢空しきに至れり今序を退ふて右の制度の如何なる順序を以て類廢したりしやを記さんとす

其一 莊園の増加 土地の制度に詳なり

其二 國權勢家の專擅

單に大臣納言と云はす上は院家、宮家より下は少納言、大小辨官に至るまで皆其莊園を地方に有するに至り其家の臣隸地方に赴くや其主の勢を假り毫も國司郡司を憚らす或は負債と稱して郡司、百姓の稻を封し租税の收納を妨ぐるあり其主或は知らず或は之を知るも黙過して省みざりしこと第二の原因なり

(類聚三代格卷十二) 頃年王臣諸家、各出家官、稱有負物、竟封郡司及富豪宅、取其  
所蓄之稻、若國司相貽却以他故、

此他全書に或は、應禁諸院諸家使不經國司關入部内事なる官符あり或は、應停止諸院諸宮諸家不經國司召勘郡司雜色人等事の官符あり以て當時の狀を知るべし而して此等の事は太平を以て稱せられたる寛平、延喜の世にありたるを見れば又驚かざるを得ざるなり

其三

寺院の私地

或は寺院自から購求するにより或は他より寄進するにより法律を以て之を禁じたるに關はらず寺院の私地の非常に増加したりしことは田制の部に記載せり是れ又租税法類廢の一因たりしは素より言を俟たず

其四

牧宰の私慾

國司郡司の其任地に赴むくや既に中央政府を去ること遠く縱令多少其私慾を營むとも交通の不便なる當時にありては事容易く政府に聞すべからず加ふるに權勢の我目前に於て其私を行ふを見るに至りては國司等の遂に公平なること能はざるは自然なり桓武天皇延暦十七年の詔に曰く

又租税調錢出納有限收備充用色數非一姦吏之輩犯用官物名公文乖不憚憲章心狹貪濁就事截留至有剩徵田租姦拆調錢職寓田直徭錢等類贓汚多端積習無悛不設科條何以懲肅云々

此他太政官符を以て國司の私慾を誠しめたること一再にして止まらず又官物を隱蔽したるの故を以て其職を免ぜられたる者もありしも其弊は遂に去る能

其五

はざるなり國司既に斯の如し其下の諸侯郡司等豈に又之に倣はざらんや國司國有の財を掠むるあれは郡司亦郡中の財を私するは又倣しむに足らざるなり

其五 人民の狡猾

近くは國司郡司の奸濫あり遠くは廟堂勢家の横暴あり而して是等の私慾の餌となるものは即ち百姓に外ならず一方には定額の租庸調を納め一方には勢家牧宰の慾を飽かしめ而して自から存せんと欲す是れ素より爲し得べからざるなり是に於て百姓の考出せる便法は他にあらざ其土地家屋を擧げて所有の名義を勢家に移すこと是なり今若し其田地を寄進と號し宅地を賣與と稱し其身を以て勢家の臣隸と云はゞ以て課役を免るを得べく國司郡司を恐れざるを得べく只失ふ所は年々勢家に進むべき些細の年貢にて足らん斯くすれば勢家は座ながらにして多少の收得あり百姓は名を失ふて其實を保つことなれば兩者の利便是より大なるはなかるべし

此事は延喜時代より盛に行はれ後には京都の勢家のみならず或は寺院に對して之を行ふもあるに至り朝廷の收入益減少せり

(類聚三代格卷十二)上略) 且諸國紆擾百姓爲通課役動赴京師好屬豪家或以田地詐稱寄進或以宅舍巧號賣與遂請使取牒加封立牘國吏雖知矯飭之計而憚權貴之勢銜口卷舌不敢禁制因茲出舉之日記事權門不請正稅取納之時蓄穀私宅不運官舍賦稅難濟莫不由斯(下略)

### 第六章 交通の制度

交通

上古に於ては陸路よりも海路の交通は却て多く行はれたり神代に於て諸神の海外特に朝鮮へは屢々往復せられたることあり神武天皇の東征せらるゝや主として路を海上に取り日向より中國に出で茲に大に舟楫を整へらるゝの事あり以て當時は遠距離に於ては陸路よりも海路の交通却て盛なりしを知るべし  
神武建國の後國內久しく平穩にして人民多く其堵に安んじ敢て波濤を冒して遠征の業を企つるものなかりしかば是より海路の交通大に廢するに至りしかば崇神天皇の即位十七年詔して諸國に令して船舶を造らしむることあり

上古海路を主とし中古は陸路を主とせり

(崇神紀) 十七年秋七月丙午朔詔曰船者天下之要用也今海邊之民由無船以甚苦步運其令諸國俾造船船冬十月始造船船

蓋し當時海路の漸く廢するに至りしものは陸路の次第に開けたるを證するものにして此時代遠近に文武の臣下の派遣せらるゝもの多きを見て之を知るを得べし而して景行以後に至りては更に大に開けたるものなるべきも是が制度の定まりたるは大化以後の事とす  
孝德天皇大化二年改新の詔に曰く

其二曰初修京師置畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬及造鈴契定山河云々凡給驛馬傳馬皆鈴契符符符凡諸國及關給鈴契並長官執無次官執

此時始めて驛馬傳馬鈴契の文字あれども之を用ふるの方法如何は別に記する所なきを以て其詳細を知るべからず此後是等の事漸く備はり令制定と共に完全せり則ち左の如し

一驛 諸道三十里一里今每に驛を置く只地勢阻險なるか若しくは水草無からん處には必ずしも遠近を論せず便宜に驛を定む各驛内の富裕にして才幹あ

る者一人を撰びて驛長とし驛馬の事を司らしむ

二、驛馬傳馬 驛に驛馬を置き郡に傳馬を置き驛郡をして飼養せしめ以て交通に資す驛馬は大路則ち山陽道には各驛二十四中路即ち東海、東山兩道には十四小路には五匹を置き其他交通少き處は國司酌量して其數を定む傳馬は郡毎に五頭を置き官馬を以て之に充つ共に國司の監督する所なり此等の驛馬傳馬等は一般人民の爲に非ずして公用を帯ぶる者の爲に備ふる所とす

三、水驛及津濟 河岸湖頭等の驛馬を要せざる驛を水驛と云ひ交通の繁閑を量り四隻以下二隻以上の船を備へ船手を置く各驛又驛長あり此他大路中路の奈何によらず要路の津濟には皆船一隻より五隻までを置き水手二人以上十人以下を配し以て一般人民に便せしむ

四、關 非常の警備の爲めに諸國要害の地を撰びて關を置き通行の人を檢せり此關を守る兵を關塞と云ひて諸國の壯丁より之を取れり關門は日出に開き日没に閉し日中通行を許し一々難可して過所關を通行するを認可したる粟なきもの其他恠しむべき形蹟あるものは皆通行を禁ず其事極めて嚴なり

交通の制度は一たび整頓したりしと雖ども朝綱の弛むと共に國郡の政其宜を失ひ凶賊所々に出没し海陸共に旅客の被害頗ふる多く殊に海上に於て然りとす土佐日記を見れば治平を以て稱せらるゝ宇多醍醐の朝に既に海賊の虞ありたるを以てすれば朱雀帝以後の事素より推し難からざるべし

### 第七章 軍事制度

我國は皇孫降臨の時に異族全國に蔓延し神武天皇東征の時に當りては行々沿道の醜類を服して始めて倭の地に至らせ給ひしものにして其後も猶ほ西に熊襲あり東に蝦夷あり其他外には朝鮮あり四圍皆敵國なりしかば尙武の氣風自から盛にして上天皇より下庶民に至るまで一面に於ては戰の異同位の高下ありとも一面に於て軍人たることは則ち一なりき蓋し尙武の氣風は敬神の念慮と共に日本人の特質にして既に古くは天照太神の如き女性の神に在はせども素盞雄尊の來りて敢て其威を逞ふせられんとするを聞かせ給ふや則ち爾天照大御神聞驚而詔我那勢命之上來由者不必善心欲奪我國耳即解御髮纏

敬神尙武は日本人の特質



武器を以て主權を表彰す

御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御靈亦於左右御手各纏持八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠而曾昆良邇者負千入之鞆比良邇者附五百入之鞆亦所取佩伊都之竹柄而弓旗振立而堅庭者於向股蹈那豆美如沫雪驟散而伊都之男建踏建而待問云々(古事記)

何ぞ夫れ勇威の凜烈たるや又天孫降臨の時に當り神劍を以て神器の一に加へられしが如き亦以て神慮の在る所を推するを得べきなり

我國の武を尙ふこと斯の如く夫れ深し故に主權の表彰には必ず武器を以てせり天孫降臨の際神劍を其一に加へられたるも一には日本國土の主權を附與せらるゝの意を示されたるものに外ならず其他經津主武甕槌二神命を受け出雲に大己貴神を見て劍を抜き去て其去就を問はれたるも亦此意にして中州平定の後も崇神帝の神祇を祭祀するに矛と盾とを以てしたるが如き四道將軍に武器を授けられたるが如き或は成務帝の造長をして國郡を治めしむるや矛盾を以て表とせられたるが如き神功皇后の三韓を征服するや矛を新羅の門に杖てられたる

兵馬の權は天皇に關す

上古軍の編成は氏族の制と同一

が如き是れ皆主權の表彰に外ならず其武を重んじたること知るべきなり

第一節 上古

第一項 將帥

前に述べたる如く尙武は古來の風なるを以て兵馬の權は最も重んずる所にして上古に於ては敢て之を臣下に委することなく國內不逞の徒あれば天皇必ず之を親征し故ありて天皇幸するを得ざる時は皇后若しくは皇太子皇子天皇に代りて軍を帥み敢て臣下の軍帥たるとなし其後世事漸く繁雜となり四方事あるも天皇皇族或は都を離るゝ能はざることあり臣下の甚だ作戰に長したる者に代り往かしむるの頗ふる便なることもありしかば仁德帝以後は一軍の司令を臣下に委ぬるに至り天皇の親征は極めて稀なるものとなりたれども一國の兵馬は獨天皇の大權の一なることは永世渝ることなし

第二項 編成

上古は全國皆兵の組織にして男子の戦闘に堪ゆるものは皆共に從軍の義務あり其編成は天皇は直接に大氏の社會の組織と異ることなく兵士は則ち氏人

武官

將校は即ち大小氏の長なり而して平時兵仗を帶し宮門の警衛國內の保安に任ずる者之と大伴連、久米直、及物部連の三人となす此三人の部民は則ち今の兵士にして大伴部、久米部、二十五物部等あり此中大伴の連は天忍日命の裔にして天孫降臨の時命兵器を執りて御前に奉仕してより子孫世々大伴部を從へて朝家の警衛を司り久米直は天津久米命の裔にして亦其祖天孫に奉仕してより子孫世々久米部を從へて大伴連と同しく朝家の警衛に任し物部連は宇摩志摩遲命の裔にして神武天皇以來武を以て奉仕し内物部を帥めて備衛に任し兼ねて刑罰を司とれり是を平時の組織とす

第三項 軍需

此時代の兵器は弓矢、劍楯、鞆等にして各其製作を職とする部曲あり兵士各自好む所の兵器を帶したり糧食に關しては今詳ならず思ふに大伴、久米、物部等は其部曲をして耕耘蠶桑に従事せしめ以て常時の衣食を給したるべく戰時にありては各兵士の糧食は一部は各地屯倉の蓄ふる所一部は各自携帶する所其他は敵地に奪掠する所に由りたるものなるべし

神社は時とし  
て武庫の用を  
なす

輸送には馬牛及船を用ひたり倭馬飼首、河内馬飼連、牛甘等は皆是の職を奉ずるものにして兵馬船官の文字は雄略紀に見えたり  
武庫は特に之を設けざれども神社或は屯倉を以て其用に充てたるものゝ如し垂仁帝の時皇子五十瓊敷命大刀一千口を石上神宮に藏してより世々兵器を此に儲するの事あり蓋し以て武庫の用をなしたるなり

第四項 地方武官

將軍 伊久佐乃幾美と訓し軍君の義にして崇神天皇の時北陸、東海、西海、丹波四道に派遣したるに始まり仲哀帝の時將軍あり雄略帝の朝に副將軍あり推古帝の朝征新羅將軍、擊新羅將軍あり皆臨時のものとなす  
宰 大詔を奉して地方に駐在し其地の政治及軍事を司る皆常任の官にして各地方に是ありと雖ども三韓に駐するを行軍元帥、百濟宰、新羅宰と云ひ最も要職とす欽明の朝任那官家滅びてより之を筑紫に置き筑紫の太宰と云ふ  
夷守 邊衛に任する常設官にして筑紫、對馬、壹岐等に設けらる

太宰府の起源

第二節 中古

第一項 令以前の沿革

兵權復初に歸す

上古の末國勢漸く振はず皇威海外に薄く内外共に多事なりしは大伴、物部、蘇我氏等の土地人民を私し兵權を掌握したるに職由するを以て孝德帝大化改新の際首として國郡の屯倉及臣連以下私有の部曲を廢し天下萬民盡く朝廷の公民となし全く兵權を朝廷に復歸せしめたり實に中世軍政振興の基とす

兵馬の大權朝廷に歸するの後更に私人の刀甲弓矢等一般の武器を收め兵庫を各國の曠地に建設して之を藏し只邊塞と蝦夷に接する所との民は舊に依りて兵を藏するを許せり其他邊陲に防人斥候を配置し樞要の地に關塞を設け驛路に驛馬傳馬を備へ更に蝦夷に備へんが爲めに柵戸を築かしむ此等皆各其長ありと雖とも其司令の大本は一に天皇に出づ之を孝德帝の軍事上の改革とす

齊明帝の時阿倍比羅夫遠く東邊を征し後方羊蹄に郡領を置きて其地の軍政を統べしめ天智帝の時防人、烽燧を對馬、壹岐、筑紫諸國に置きて邊防警報の爲めにし更に水城を筑紫に城きて三韓の覬覦に備へ其他長門の築城、近江の練武等帝の參畫する所甚だ多しとす

大化の兵備

齊明天智兩帝の邊防

天武帝獎武の詔

天武帝最とも兵事に留意し即位の三年初位以上は悉く兵器を備へしめ翌四年京畿の人民に兵器を授け七年には諸臣をして兵馬を畜養せしめ十一年詔して諸國に陣法を習はしめ翌十二年更に左の詔あり

政莫大於軍事文武官宜務習用兵騎馬其兵械務要充足有馬者爲騎士無馬者爲步卒皆當精練以應徵發若有忤詔旨不便馬兵及器械闕乏者親王以下及諸臣並罰之大山位以下或罰或杖其練習特違者雖死罪從未減唯特才故犯者不在其限

持統帝の即位三年京畿諸國に習射所を設けしめ又天下人民四分の一を以て兵と爲し武事を習はしむ七年高冠の者をして甲、大刀、弓矢、鞍馬を備へしめ更に博士を諸國に派遣して陣法を教習せしむ

文武帝の時前代の參畫する所を損益して兵制大に備はれり大寶元年諸國に詔して衛士を徵し以て衛門府に配し翌二年筑紫越後に徵して兵衛を編成す慶雲元年諸國兵士に敕し每軍團を十番に分ち每番十日の間武事を練習せしむ

元明帝の時屢武事を獎ますの詔あり元正帝の時養老二年更に大に兵備を整頓す今次節に其詳細を記さんとす

第二項 編成

五衛府

軍は京と地方と各其組織を異にす京にあるものは五衛府(衛門府、左右衛士府、左右兵衛府、左右馬寮、左右兵庫等)にして地方にあるものは軍團、防人はなり五衛府には督、佐、大尉、少尉、大志、少志等ありて其兵を統率し馬寮及兵庫には頭、助、大允、少允、大屬、少屬ありて軍馬及兵器を整頓す以上の武官を稱して内武官と云ふ

軍團

軍團には大毅、少毅、校尉、旅帥、隊正あり防人には防人正以下あり以て其兵士を統率す是等を外武官と云ふ

五衛府の兵士は之を衛士と稱す定數の人員を諸國の軍團に課して員に充て滿一年を以て交代せしむ其總數時に増減あれども二千七百四十餘人を準とす此内兵衛は郡司の子弟其法は一國三分の一郡より採れり

兵士

軍團は五六郡毎に一軍團あり其管區内の男子廿歳以上六十歳以下を正丁とし正丁の總數約三分の一を徴して一軍團を編成す故に毎團兵數を同ふせず由て之を三等に分ち一千人に滿つるを大とし六百人以上を中とし六百人未滿を小とし國司其名簿を藏し順次に衛士及防人を命す

防人は邊を守るの兵にして津以西官費を以て之を差遣し隨意に奴婢、家人、牛馬を携ふるを許し衛成三年にして郷に歸らしむ

軍團は五人を以て編成の單位とし之を伍と云ふ二伍を火とし五十人に隊正一人あり百人に旅帥一人あり二百人に校尉一人ありて之を統べ少毅は五百人以上の軍團に大毅は六百人以上の軍團に長たり

軍團の兵種には騎、歩あり各自兵士の欲する所に隨ふ其他壯強者二人を毎隊(五十人)に取り弩手として弩を習はしめ別に書算に達する者を撰ひて主帳となす兵士の徵發は全國皆兵主義にあらず先づ三分の一を準として三分の二を免し更に位記勳等並に課募の有無等によりて又多少の免役を生ず

全國軍團の數及兵士の總計は今明ならざれども九州及陸奥に於ける軍團兵數次の如し以て全國を推知するを得べし

筑前四團四千人 筑後三團三千人 豊前二團二千人 豊後二團一千六百人  
肥前三團二千五百人 肥後四團四千人 日向一團五百人 陸奥六團六千人  
此時代の兵器は刀、槍、弓、矢、及び弩とす

兵士は軍器を  
自辨す

兵士は火隊等の次第によりて騎馬の飼用、幕、釜、斧、弓、弦、征箭其他を備ふるの義務ありて之を軍團附屬の武庫に蓄へ軍團は又別に鼓、大角、小角、藥物等を藏す

第三項 出師

天下事ありて兵を出すの要あれば軍團を分合して別に軍を編制す軍に大、中、小の三あり三者を合したるもの之を三軍と云ふ其統率する武官及軍の兵數左の如し

三軍	大、中、小、 軍を合す	大軍	一万以上 二万以下	中軍	五千以上 九千以下	小軍	三千以上 四千以下
大將軍	一人	將軍	三人	副將軍	四人	軍監	四人
軍曹	十人	錄事	八人	大將軍、將軍等皆臨時の官にして其配下の軍の操縱進退賞罰一切の權を有し勝			

健兒

敗の責に任す

行軍の際甲仗等の戎器は戰闘によりて失落せるものは其責に任せず又損壞せるものは官費を以て之を修理し戰を経ずして損失したるものは其附與せられたる兵士をして三分の二を償はしめ從軍にあらずして損失したるものは時價に準して之を賠せしむ

出征の時に當り殺以下或は軍令に従はず或は軍氣を沮喪せしむるものは死罪以下大將之を專決し戰後太政官に具狀せしむ

第四項 健兒

兵士の外健兒なるものあり郡司の子弟を簡差し番を以て各國兵庫、鈴藏及國府を守衛せしむ其數次の如し

- 山城、河内、攝津、伊賀、志摩、伊豆、安房、飛騨、若狹、佐渡、丹後、石見、隱岐、淡路、阿波、土佐、各三十人
- 大和、七十人
- 和泉、二十人

伊勢、相模、上總、美濃、信濃、上野、下野、出羽、越前、越後、播磨、讃岐、各一百人  
 尾張、參河、駿河、甲斐、加賀、越中、丹波、但馬、因幡、伯耆、美作、備前、備中、備後、周防、長門、伊豫、各五十人  
 遠江、紀伊、各六十人  
 武藏、下總、各一百五十人  
 常陸、近江、各二百人  
 陸奥、三百二十四人

健見は始を詳にせず然れども皇極帝の時已に其名號あり聖武帝の天平十年一たひ之を停め廢帝の天平寶字六年再ひ伊勢近江美濃越前四國の郡司子弟及百姓を點管して健見とし桓武帝延曆十一年諸國の兵士を停め健見を簡差して兵庫鈴藏國府を守衛せしむ其人員前述する所の如し

第五項 烽

烽は京より遠隔地に起りたる非常を報するの信號にして約四十里を距て之を

烽

置き烽長二人、烽子四人を配し事あれば晝は定數の烽烟を放ち夜は火光を擧げ前烽或は應せざれば人をして之に告知せしむ事軍防令に詳なり

第三節 令以後の沿革

第一項 六衛府

令の制に衛門府、左右衛士府、左右兵衛府あり總て五衛府と稱せしが聖武帝神龜五年中衛府を創置し付するに衛兵三百人を以てし大内の守衛に任し五衛府と併せて六衛府と通稱し孝謙帝の時舍人を中衛府に加へて其人員を四百人とせり廢帝の時更に授刀衛を置きしが稱徳帝の時に至り此名を改めて近衛府となし又別に外衛府を置く光仁帝に至り外衛府を止め其人員を近衛、中衛、兵衛三府に分配す後平城帝大同二年に至り近衛府を改めて左近衛と云ひ中衛府を改めて右近衛と云ひ翌年衛門府を廢して衛士府に併はす是より六衛府とは左右衛士府、左右兵衛府及左右近衛府の通稱となれり

第二項 總管 鎮撫使 節度使 兵事使

事官制の部に出づ

六衛府

東國の兵備

第三項 東國の兵備 六衛の減員

天平中東國屢々擾亂せしかは朝廷鎮守將軍征東大使等を派遣し之れを征せしめしかど終に寸功なかりき桓武帝大に意を東方に注ぎ東海東山坂東諸國の兵をして多賀城に會し蝦夷を鎮せしむ而して京畿は大平日久しくして六衛の人員必らずしも定制に由るを要せざるにより衛門府の衛士四百人中七十人を減し左右衛士府各六百人より二百人を減す此後兵十方を徴し坂上山村麿を將とし軍監十六人軍曹五十八人を付して東夷を鎮定せしむ

第四項 檢非違使 瀧口武者 北面

檢非違使のと前章に出づ瀧口武者は宇多帝の置かれたる禁中の宿衛にして北面武士は白河帝の置く所なり蓋し六衛の風氣大に衰へ其力以て有事の日に侍とするに足らざるを以て別には等の諸兵を備ふるに至れるなり

第五項 武士

國郡の制定まり國守期を定めて任地に赴むきしが其任満ちて京に歸るに當り子孫或は其地に土着するものあり是輩素より其閥閥に於て他の庶民と同じか

國司一住人一  
武士

大名一高家  
小名一庶

私兵を公認す

らず自から其上にあり號して住人と稱せしか後に諸國の武士と云へるもの則ち是なり王政衰ふるに及び是等の武士争ふて莊園を占有し地を有すること大なる者は之を大名若しくは高家と云ひ小なる者は之を小名若しくは黨と云へり元來私人の兵を蓄ふるとは令の規定により毎々之を禁せしが今や朝命僻遠に及はざるを伴とし是等大小名等は其門閥と富とにより子弟僕隸を養ふて私兵となし稱して家子郎黨若しくは家人と云ひ互に弓馬を以て雄を地方に争ひ遂に又朝命を顧みざるに至りしが此中最も有力なる者を源平二氏となす朝廷の公卿搢紳は率ね皆風流嫺雅を尙ひ兵事を卑とし職は或は大將と云ひ或は少將と云ふも而かも口兵を談するを耻とせり而して世は久しく太平なるを得ず或は東國平忠常の亂あり南海藤原純友の反あり是に於てか公卿は奈何とも爲す所を知らず乃ち征討のと一功を擧げて之を武門に委ね自から其の私兵を公認するに至れり是より源平二氏は功ある毎に益々其勢を益し縱令表面には京師に於て藤原氏の邸使に任かすと雖ども其裏面に於ては實力を各地方に扶植し枝葉漸く繁茂し其根底太だ堅く遂に他日武家政治を見るに至れり





(景行記) 日本武尊(中略)遠于能褒野而痛甚矣則以所俘蝦夷等獻於神宮云々、  
第二節 中古

大化改新の際石川麻呂奏して曰く先づ神祇の祭を始め然る後に政事を議すべしと是に於て神事の制定を以て諸般改革の始とせり此後令の制定に至りて神祇の制全く成る其略左の如し

一、神祇官以下の官司 官制の部に出づ

二、神社の費用 神社には各神田、神戶あることは大化以前と異るとなし神田は皆不輸租田にして其穫る所は一に神社の用に供せり又神戶の租は出舉を許さるること義倉と同じくして國司先づ之を檢して後其神主に送るものとす

第三節 佛寺

一、大化以前の制度

欽明天皇の十三年百濟王佛像及經論幡蓋を獻す之れを本邦に佛教の渡來せる始とす然れども西陲には其民早くより三韓に往來したれば或は之に歸依したりしもあるべく又歸化の民の早くより佛像を我國に齎らして自から之を信し

佛教の傳播

たりしもあるべし只佛教公然の渡來を此年となすのみ

佛教渡來の後物部蘇我兩氏は政治上の意味と信仰上の意味とを合せて相敬視し物部氏滅びて蘇我氏獨り盛なるに及び其奉する佛教は忽ち非常なる勢を以て庶民の間に傳播せり而して身攝政の高位にあり智徳共に一世に師表となり大に諸般の制度を定めて施政の法を一新し以て世に瞻仰せられたる厩戸皇子の其制定せる憲法に三寶を敬すへきとを記して崇佛を獎勵したるは佛教の擴張に有力の効ありしに相違なきなり此際蘇我氏は法興寺を營み厩戸皇子は法隆寺を建立し各其私地を寄せて寺有とせり凡そ上の風は自ら下に傳はるものなれば是より地方に於ける寺院僧尼の數は忽ちに増加し推古の御代にありて寺四十八ヶ所僧八百十六人尼五百六十九人合して一千三百八十五人の多きに及へり是に於て僧尼佛寺を管理せしめんが爲に推古帝の時僧正、僧都、法頭等の役名あり僧侶中の名望者を撰ひて之に任し僧侶佛寺の事を司らしめたり又寺院僧尼の費用は各人より寄進せる寺田と臨時に寄する所の淨財とによるものにして寺田の制は畧神田と相同しとす

要するに大化以前にありては佛教は駁々として其信者の數を加ふると雖ども未だ其總數に於て甚た多しと云ふべからされは是か制度も前記の如き漠然たるものに過ぎず又僧尼の取締法の如きも別に定まれるものなかりき

二、中古以後の制度

官司 僧職 寺院僧侶を司るは中務省、治部省等なれども主として治部省の玄蕃寮となす

(職員令) 玄蕃寮頭一人、掌佛寺僧尼名籍、謂東京並諸國佛寺及僧尼名籍也

僧侶中に種々の職を置き以て一般の僧尼を統率せしむ之を僧綱と云ふ僧綱とは總名にして分ちて僧正、僧都、律師の三職となす此中僧正、僧都は各大小に分てり此二職は既に推古の朝に其名あり律師は始めて天武の朝に見ゆ僧正は長官に僧都は次官に律師は判官に相當するものにして其下則はち三綱の次なるを録事と云ひて主典に相當するものとす以上の職は京師にあるものにして地方には三綱なく各寺に上座、寺主、都維那の三綱及び座主、長者、別當、長史、檢校の三あり以て其寺内の事を司れり

三綱は僧侶中の最高職なるを以て之に任命するは極めて丁重なる撰擇儀式を要す其人員の如きも甚た少く弘仁の頃員數を制限し僧正、大小僧都各一人、律師四人とし是に授くるに法師、法眼、法橋の三位階を以てせしが後其制漸く弛み僧綱に非ずして此位階を得たるあり或は佛師、經師の僧綱に列するあり遂に中世の末葉には其數一百人の多きに登れり

以上諸職の外已講、内供、阿闍梨は有職三綱と稱し内殿に宿直して聖牀の安穩を祈願するの職なり其他大威儀師、威儀師、從儀師、法務、權法務等の職名あり

僧尼 人は私に僧尼となるを得ず先づ官司に屆け其認可を経るを要し遺俗も亦一の手續を要す又其身既に俗を去り弘法を旨とし私慾を忘るべきものなれば輿販出息或は俗縁の者の遺産を受け又は私に園宅財物を蓄ふるを得ず其他言語動作共に嚴重なる制限あり

寺田 神田と同じく不輸租田なり又後世神田と同じく庶民之を寄進す

第九章 教育の制度

應神の朝に三韓より文學傳來し皇子を始め上流の人々は之を習ひしと雖も當時は皆各自隨意に學びたるものにして今の私塾の如く別に公に定めたる制度とはなかりき去れど文運は次第に隆盛に赴むき推古の朝には既に國人の手により種々の書籍の著述せられたるもあり後孝德帝の時高向玄理及僧旻を國博士となす云々とあり又學生巨勢臣藥云々の文字あり然れども是等を除きては他に教育の事に關し見る所なし天智天皇の朝には學校あり學職頭之を統督し以て法律、兵學、醫藥、五經、陰陽等の學科を講習せり

令の規定する所の教育制度左の如し

學校に左の二種あり

大學 學 察 國 學

大學

一、大學寮 大學寮は式部省に屬し其職員次の如し  
 頭一人、助一人、大允一人、小允一人、大屬一人、少屬一人、博士一人、助教二人、音博士二人、書博士二人、算博士二人、學生は其數四百人にして五位以上の諸王、諸臣の子孫及東西史部の子及八位以上の者の子の情願するものより取り先づ音博士をし

國學

て音讀を教習せしめ然る後博士、助教をして經學を教授せしむ又別に算生三十人を集め算博士之に算術を教授す

二、國學 國學は國司に屬し國博士一人あり大國にては五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人の學生に經學を教授し別に醫師ありて各國醫生を教ゆ其數學生の五分の一にあり學生は郡司の子弟を以てす

大宰府には博士一人ありて管國內の學事を督す

三、教科書 學校に於て教授するものは周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋、左氏傳にして是を各一經と云ひ兼て孝經、論語を習はしむ

四、試験 學生は十三歳以上十六歳以下の聰明なる者を取り一旬の中九日は經書を講習し餘一日を休暇とし更に毎年春秋に釋奠の禮を行へり

毎休暇の前日に博士學生を考試して學生の勤怠を責め更に一年の終りに之を試み八問題に答へしめ六以上を得たるを上とし四以上を中とし三以下を下とす其下たると屢なるもの若しくは在學九年にして次に記する所の貢舉に堪えざるものには退學を命す

貢擧

擧とは大學より政府に推擧するの義にして式部省にて之を試験するを考貢と云ひ試法に秀才、明經、進士、明法の四あり  
 貢とは國學より政府に貢進するの謂にして政府之を試みて其能否を定む  
 考試終るや直に其及落を定め及第するものは之を官吏に用ひ落第せるものは大學國學に歸らしむ  
 以上の二學の外陰陽寮には陰陽博士ありて陰陽學を教授し曆博士、天文博士ありて曆學、天文學を教授し典藥寮に醫博士、針博士、按摩博士、咒禁博士、藥圖師ありて各其業を教授す

### 第十章 司法制度

#### 第一節 上古

上古に於ては百般の事簡樸なると共に司法の制度の如き未だ確然たるものあらざるは勿論なれども苟も上下の服従各自の利害ある限りは必ずや其間の衝突對捍を矯正調停せんが爲に一種の司法制度あらざるべからざるなり然れど

上古訴訟少し

も當時我民俗簡易にして争の如き甚少く魏志にも日本の俗を記して「不盜竊少訴訟」云々と書したる程なれば此種の制度は他の土地、貴賤、兵事等の制度に比して最も進歩せざるものなりき

#### 第一項 民事法

**賣買交換** 當時に行はれたる方法は只物品の交換にして布帛及び稻穀は間々通貨の用を爲せり顯宗紀に稻一斛銀錢一文とあるは後世の文飾か或は一部分の事のみ廣く全國に行はれたるに非るなり  
**貸借** 消費貸兩種の貸借の上古にも既に行はれたるは孝徳紀、持統紀によりて知るべし  
**親族** 古血統を重んずるにより家長權甚大にして一家の長たるものは其子弟を他に賣與するを得たり持統紀に若有百姓弟爲兄見賣者從其若子爲父母見賣者從賤とあるにても知るべし  
**婚姻及相續** 一夫多妻にして中一人を正妻とし之を「ムカヒメ」と稱せり相續は長子相續にして遺言相續も亦行はれたり

第二項 刑事法

罪に天罪、國罪の二種あり。天罪とは稼穡を害し齋殿を汚す等の罪にして國罪とは傷人、姦淫、蟲毒等の罪を謂ふなり。刑罰には死罪、流刑、黜刑、沒官、貶姓、解除等あり。

第三項 訴訟手續

上古は氏族政治なるにより一族内の争訟は大抵は其族長之を裁判して他を煩はすことなし。故に上古裁判所の構成は氏族の組織と相終始するものと云ふべく。氏人の争訟は小氏の氏上之を決し、小氏の氏上の争訟は大氏の氏上之を決し、大氏の氏上の争訟は朝廷にて之を決するを法とせり。朝廷に於て裁判をなす時は先づ中臣連、齋部首、儀式を備に神に請ひて惡祓善祓と稱して兩度の祓を執行し、祓毎に贖を爲さしむ。斯くして後其罪を推訊し、罪名を定め、大伴連、物部連の兩職其刑を執行す。中臣、齋部、大伴、物部の四氏は祭事に兼ねるに司法の事を以てし、就中民事は多く中臣、齋部之を司り、刑事は大伴、物部之を掌り、大抵は此四氏にて決したれども、事の重大なるものに至りては天皇若しくは太子の親からせらるゝことありき。

裁判所の構成は氏族と同し

盟神探湯は拷問の法なり

立證の法としては盟神探湯の法あり、クガタチと訓す。

(允恭記) 或泥釜煮沸攘手探湯埜、或燒斧火色置于掌。

(北史隋書) 置小石於沸湯中、令所競者探之、云理曲者即手爛、或置蛇瓮中、令取之、

云曲者即整手。

訊問の際服罪せざる時は拷問を行へり。前述の探湯も其一種にして、猶他に種々の法ありしが、如し北史日本傳に

每訊究獄、認不承引者、以木壓膝、或張強弓以弦鋸其頂、云々。

訊問終るの後罪を決するは法官の合議に由れるか如し。

(日本紀) 然後諸神歸罪、過於素盞鳴尊、而科之、以千座置戶、遂促徵矣。

人皇の世に至りても亦此の此くにして罪を定め、中臣即ち解除の諄辭判決文を作りて罪人に聞かしめ、法に従ひて大伴、物部兩氏之を處斷す。

第二節 中古

大化改新の後より大寶、養老に至りて唐の制に倣ふて律令等大に定まりたれども、其中民事法に關するものは別に項目を分たす之を刑律並に令中に混入せり。

故に刑法は兎に角民法は未だ至らざる所甚だ多し蓋し社會の進歩は未だ詳密の民法を要するに至らざると唐の制にも別に民法の規定なかりしによりてなり今律令中より民刑兩法を區別して中古の司法制度を敘せんとす。

第一項 民事法

第一 人

人は身分によりて財産上の権利能力に制限あり例へば子孫は父母祖父在す間別籍異財を得ず僧尼は財物を蓄へ貨殖の事に従ふを得ず五位以上は市肆を置き物品を販賣するを得ざるの類なり

第二 物

物に動産、不動産の區別なしと雖も其種類によりて又輕重の差あり

(一) 園地宅地 土地の制度中に述べたるが如く土地は財産中最も尊重せられ田地は之れを國有とし人民は之れを賣買するを得ず只宅地、園地は私地として官許を得て賣買讓與するを許可せり然れども之れを寺院に喜捨賣與するを得ず

身分によりて  
財産上多少の  
差あり

物の中間地宅  
地最も重し

所有權

- (二) 奴婢 奴婢は法律上一個の資産なれども賣買讓與は其手續至て慎重なり
- (關市令) 凡賣奴婢皆經本部官司取保證立券付價、
- (三) 牛馬 土地奴婢の次なるは牛馬なり此が賣買には官司を経るを要せざれども猶保證と私券とを要せり
- (關市令) 其馬牛唯賣保證立私券、
- (四) 家屋其他の財物 別に丁重の規定なし

第三 所有權

所有權 埋藏物、漂流物及山川藪澤の天產物等に関し先占の所有權を認定せり即ち左の如し

- (雜令) 凡於官地得埋藏物者皆入得人、於他人私地得、與地主中分之、得古器形製異者、悉送官酬直、
- (雜令) 凡公私材木爲暴水漂失、有採得者、並積於岸上、明立標榜、申隨近官司、有主識認者、五分賞、一限卅日外無主認者入所得人、
- (雜令) 凡國內有出銅鐵處、官未採者聽百姓私採、若納銅鐵折宛庸調者、聽自餘非

債權法

第四 債權法  
其一 契約

賣買

宅地の賣買には官の許可を要することは前既に之を記せり又奴婢の賣買には(一)官許(二)保證(三)私券を要し牛馬の賣買には(一)保證(二)私券を要し奴婢牛馬を買得し券を立つるの後舊病あるものは三日の間は其契約を無効とするを得絹布器物等の賣買に關しては雜律に規定して曰く  
凡造器之物及絹布之類有行濫狹而賣物各杖六十、

出舉(質入)

出舉とは今の所謂質入にして一定の期限の後に等量等質の品に一定の利息を加へて返濟するの法を以て金穀其他の物品の所有權を移動するの契約なり  
(雜令) 凡公私以財物出舉者任依私契官不爲理每六十日取利不得過八分之一、  
雖過四百八十日不得過一倍家資盡者役身折酬不得廻利爲本若違法賣利契外

出舉の利子期限其他の規定

賣買の形式

預物

借物

和與

掣奪及非出息之債者官爲理其質者非對物主不得輒賣若計利過本不贖聽造所司對賣即有乘還之如負債者逃避保人代償  
凡以稻粟出舉者任依私契官不爲理仍一年爲斷不得過一倍其官半倍並不得廻舊本更生利及廻利爲本若家資盡亦准上條  
凡出舉兩情和同私契取利過正條者任人糾告利物並給糾人  
預物(受寄託物) 借物(貸借)

預物は受寄者之を費役するを得ず寄託者の請求するあれば直に之を返却するを要す但し寄託の間水火盜難等の責に任ずることなし  
借物は所謂使用貸借にして他日原物を返却するの間は之を使用するを得るものなり但し水火盜竊の責に任ず  
法曹至要抄に人宅を借りたるの時故意にあらざして火を失ひ燒失するものは其償を要せざること記す是れ今日に至るまで我國の慣例として行はるゝ處なり

和與 今日の所謂贈與にして必ず合意を要す若し脅迫に出でたる時は受者

罪あり

其二 損害賠償

損害賠償の規定

過失殺傷 過失により他人を殺傷したるときは贖銅を被害者に與ふるものとす

(法曹至要抄) 鬪訟律云、過失殺傷人者、各依其狀以贖論、

案之謂過失者、耳目所不及、例令投擲瓦彈射耳不聞人聲、目不見人出、而致殺傷、其思慮所不致者、謂本是幽僻之所、其處不可有人、投瓦及石、誤有傷殺(中略)如此類皆爲過失之罪、不同正犯、微贖銅可入被殺被傷之家也(下略)

官私の牛馬畜産を殺傷したる時

廐庫律 凡故殺官私馬牛、徒一年、贖重、及殺餘畜産若傷者、計減價准盜論、各償所減者、管州見血、蹴跌無傷、若傷重五日內致死者、從殺罪論、其誤殺傷者、不坐、但償其減價(下略)

己の畜産の他人の器物若くは畜産を殺傷したる時

(廐庫律) 凡官私畜産、毀食官私之物、登時殺傷者、各減故殺傷三等價、所減價(下略)

家族法

第五 家族法

家長權 氏上、家長、戸主、

氏上は只名譽の稱號なる

(廐庫律) 犬自殺傷他人畜産者、犬主償其減價、餘畜自殺傷者、償之半(下略)  
官私の器物を棄毀したる時

(雜律) 棄毀官私器物、毀伐稼穡者、準盜論、棄毀亡失及誤毀官私器物者、各備償、若被強盜者、各不坐、不償、

大化以前にありて氏人を統率し極めて重大の權力を有したりし氏上は大改革の結果として大寶令以後は單に名譽の稱號たるに止まりて公法上に載せらるは左の二令に過ぎず其他に於ては地位權勢他の一般と異なる所あらざりき

(繼嗣令) 凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承(中略)四位以下唯立嫡子、其氏宗者聽勅、

(喪葬令) 凡三位以上及別祖氏宗、並得營墓以外、不合雖得營墓、若欲大藏省聽、

大化の制族長主義を廢し人民各戸同位置にわらしめんとせしが元來我國の親族間は極めて密接親近にして之を一戸一戸に分たんと甚だ難かりき是に於て制度の上に於ては族長を廢したりしも猶戸籍の上に於て一戸中に血族の親



家長重くして  
戸主輕し

近なるもの一家若くは數十家を包有せしめ家長の主なる者一人を以て戸主として之か長たらしめたり然れども戸には古の氏の如く私地部民等なきを以て戸主は氏上の如き權勢を有せず又財産其他の權利上家長をして戸主より獨立せしめられたれば戸主の權愈薄くして蘇我物部等強大なる臣下を生ずるの弊を少からしめたり

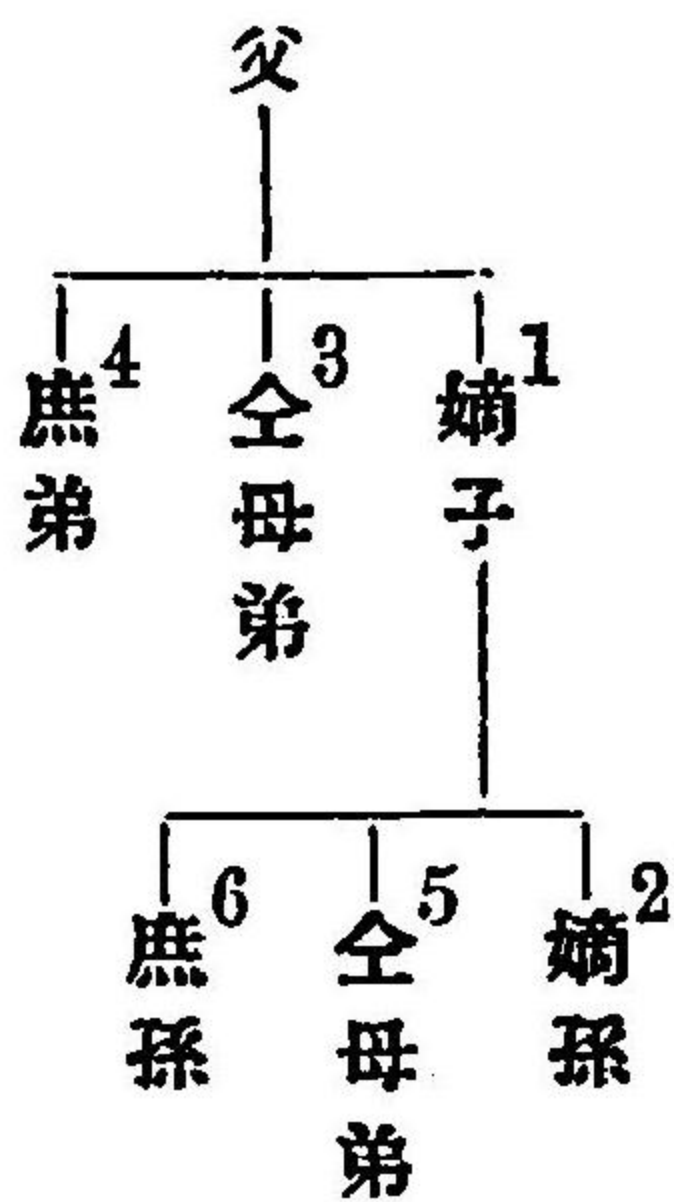
家督相續

家督相續

相續は家督相續にして長子を以てするは上古以來變する所なし令義解に曰く

凡戸主皆以家長伯叔是爲傍親故以嫡子爲戸主也

長子或は無く或は事故あり相續を得ざる場合に適法の相續者は左の序を以てす



右は三位以上の相續順序にして四位以下は只嫡子を立つとあり  
雜令に家長在るの間は子孫弟姪等家財を隨意に運用するを禁することあり  
而して茲に家長と云ふは只祖父伯兄を云ふものにして嫡子より成りたる家長  
にあらざ即ち此場合は家長死して相續者猶幼なるの間家中の尊屬の者暫く  
家長の事を掌るの間を云ふなるべし

養子

養子

子孫なきもの其親族の子を養ふは公に認可する處にして左の三條件に合する  
を要す

一、養父に子孫なき事

二、養子は養父の四等以上の親にして昭穆に合すると

三、養子は養父より十五歳少かるべきと

又我國古來最も血族を重んずるにより賤民の養子を許さざりしは勿論なりと  
す  
婚姻

昭は父種は子  
の謂にして養  
子の謂にして  
昭は父種は子  
の謂にして養  
子の謂にして

婚姻の規定

結婚

其一 結婚 結婚は男子十五歳以上女子十三歳以上に許し賤民は當色なるを要せり

結婚の手續女子は獨自の意見を以て他と婚するを許さす必ず婚主なるもの、承認を要す只婚主たる親族なき女子は其隨意とす婚主たるへきものは左の如し

(戸令) 凡嫁女皆先由祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母、次及舅、從母、從父兄弟、若舅、從母、從父兄弟不同居共財及無此親者、並任女所欲爲婚主、

兩者の合意成るの後贈財結納あるを要す

結婚を許さるる場合左の如し

重婚即ち妻ある男子若くは夫ある女子 賤の間 父若くは夫の妻にある者 監臨の官と所臨の女 姦通せる男女

以上のものは假令事實上結婚ありしも法律上之を分離せり

結婚の合意の法律上効用を生ずるの時左の如し

許嫁の法律上効力を生ずるは贈財(結納)を受けたるの時にあり

離婚

(戸婚律) 許嫁女已受贈財、而輒悔者笞五十、

結納は法律上効力を生ずるの時なれども其効を失ふは夫の婚を約するの後故なくして三ヶ月式を擧げざる場合夫逃亡して一ヶ月間還らざる場合外蕃に没落して一年間還らざる場合及夫の徒罪以上を犯せる場合等なり(戸令)

其二 離婚 夫其婦を離婚するには左の七件の何れかに充當するを要す

- 一、無子 謂雖有女子亦爲無子更取養子故 二、姪洩 謂姪者滿也洩者過也須其奸認乃爲姪洩也 三、不事舅姑 謂夫父曰舅
- 四、口舌 謂多言也婦有長舌維厲之階是也 五、盜竊 謂雖不得財亦同盜例也 六、妬忌 謂以色曰妬以行曰忌 七、惡疾

右の七件に充當すと雖も之を去るべからざる場合あり左の如し

- 一、經持舅姑之喪 二、娶時賤後貴 三、有所受無所歸 無主婚之人是爲無所歸

義絶、姪洩、惡疾は此除外例とす

法律上離婚を命ずるは義絶の場合にして左の如し

- 一、妻の祖父母、父母を毆ち及び妻の外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹を殺したる時
- 二、夫妻の祖父母、父母、外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹自から相殺したる時
- 三、妻夫の祖父母、父母を毆害し或は夫の外祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹を殺傷し

婦の財産は夫の財産にして夫に父あらず又之に歸す

或は夫を害せんと欲したる時

又結婚成るの後夫外蕃に没落したる時は婦の子ある者は五年子なきは三年又夫逃亡したる時は婦の子あるは三年子なきは二年にして改嫁するを許す

夫其妻を離婚せんとする時は先づ祖父母父母の許諾を得べく祖父母父母なきは自己の意を以てするを得次に手つから棄狀を書し尊屬近親と連署して之を妻に與ふ若し書を解せざれば指を畫して記となすべし而して妻の齎らす所の財物奴婢及奴婢の子は皆之を妻に附す

其三 夫婦財産上の關係

夫婦財を異にするは法律の許さるる所にして婦の齎らす所の財物奴婢は之を夫の所有として夫は隨意に之を處分するを得而して父子異財も令の許さるる所なるを以て夫に父あるの時は婦の齎らす所の財産は當然夫の父の所有に歸するものとす

(令集解) 釋云謂妻者是兄弟之妻也假有婦隨夫之日將奴婢牛馬並財物等寄從夫家夫婦同財故歸物爲夫之物亦有父父子同財因轉爲眞物

遺産相続

遺産相続 戸令の規定する所左の如し

(第一)遺言ある時 には其遺言に準據して分當す

(第二)遺言なき時 には先づ妻の齎らす所を去り之を妻に與へ其餘を以て

左の如くに分當す

(一)功田功封 には嫡庶の別なく男女子に均分す

(二)家人奴婢 田宅資財 には悉く數量を計算し左の如くに分當す

嫡母 二 繼母 二 嫡子 二  
庶子 一 女子 半 妾 半

(三)の場合に於て嫡庶子の財主に先ちて死亡したるものある時は其男子父の分を受く若し男なき時は死亡したる者の寡妻妾分當を受く(其率明ならず)

財主の子曾死亡したる時は其子(財主の孫)嫡庶の別なく各一其姑(嫡庶子の妻)姉妹(財主の孫女)の猶嫁せざる者及姉妹の嫁して未だ分財を得ざるもの各半

- (四) 遺族同財共居を欲する時は之を許す
- (五) 養子は嫡子となりたるものは嫡子の分を受く
- (六) 不孝の子は分財に預るを得ず(法曹至要抄)
- (七) 僧尼は縁身資川の外遺財に與ることなし
- (八) 身死して戸絶え親なき者の遺財は四隣五保相共に其家人奴婢宅資を檢校し家人奴婢を放ち財物を以て亡人の吊祭に資す但し生前之が處分を定めたるものは其意に任す

第二項 訴訟手續

當時民事刑事の區別明ならざれども所謂民事に近きは次の手續を以て訴訟を提起せるものなり即ち被告官吏なれば本司と稱して其奉仕する官廳に訴へ庶人なれば本屬と稱して其本屬地の役所に訴へ或は遠隔の地に於ては便司と稱して便宜の役所に出訴す此際當該官廳は判召と稱して被告を召喚し若し被告兩限即ち廿三日間法廷に來らざれば司法官は之か審問を爲さず事情を審査し訴訟を裁斷す然れども被告之に不服なる時は猶改判を乞ふを得べし

民事訴訟手續

訴訟は總て先づ下級の役所に出だし原被何れか其判決に不服なる時は更に其上級の官廳に上訴し次第に官廳を経て中務省に及ぶを得べし

第三項 刑事法

第一 裁判管轄 審問 判決

裁判管轄 刑事裁判の管轄は罪の種類輕重により官司を異にすると左の如し

- 太政官 流罪以上
- 刑部省 官吏の徒罪及京に貫屬せざるもの、京にて犯したる徒罪以下を直決す
- 諸司 所屬官吏の杖罪以下を直決す
- 京職 京に貫屬するもの、杖罪以下を直決す
- 國 杖罪を直決し徒罪以上は太政官に申覆す
- 郡 笞罪を直決し杖罪以上は刑を定め國に護送す
- 審問 獄令に裁判官の心得を記して曰く察獄の官は先づ五聽を備へよと五

裁判管轄

五聽

聽とは一に曰く辭聽其言を出すを觀る不直なれば則はち煩ふ二に曰く色聽其顔色を觀る不直なれば則はち赧然たり三に曰く氣聽其氣息を觀る不直なれば則はち喘く四に曰く耳聽其聽聆を觀る不直なれば則はち惑ふ五に曰く目聽其眸子を觀る不直なれば則はち眊然たりと

次に諸證據物を檢し以て被告人を審問す證據充分にして猶實を吐かざるものは拷問を用ふ斯くの如く訊問すると三回毎訊の間二十日を隔つるを要し三訊を経て始めて決す但重害則はち盜殺放火の如きものにして疑似の點少きは必ずしも三訊に滿つるを要せず斯くして辭定まる所あれば裁判官は之を寫し被告に讀示す今の所謂口供なり

未決囚を拘禁するは之を禁囚と云ひて死罪には枷紐し婦女及流罪以下は紐を去り杖罪は散禁す散禁は木索の類を用ひす只出入を禁するのみ又年八十以上十歳以下及癡疾懷孕侏儒の類は死罪を犯すと雖とも亦散禁す

判決

判決を下すは悉く律令の正文に依るものにして死罪は天皇の裁可を要し太政官之を奉行す流罪は太政官之を決して後に奏上し徒罪は刑部省杖以

下は京職諸地方官之を決するものとす

議請に關しては大納言以上刑部卿大小輔判事又は別勅を以て參列を命ぜられたる其他の諸官司相會して其事を議定す此會に於ては議請及流以上除免官當等其理由を案覆するものにして各員其意見を述べ併せて之を奏聞す

司法官にして犯罪人と血族師弟愛憎等の關係ある者は他人をして代はらしむ

(獄令) 凡鞠獄官司與被鞠人有五等内親及三等以上婚姻之家並受業師及有讐嫌者聽換推經爲帳内資人於本主亦同

地方の盜殺及徒罪以上の刑事は朝集使に附し太政官に申す是に於て太政官は法律に強明なる者を撰ひ往て之を申覆せしめ其判決の遲滯を催促し又は國司判決の當否を査案し又國司と意見を異にする時は之を太政官に上申せしむ  
裁判の間格の更定せらるゝとあれば左の令に由る

(獄令) 凡犯罪未發及已發未斷決逢格改者若格重聽依犯時若格輕聽從格法

第二 刑法

刑事に關する法律も大化改新以來多く隋唐の制に倣ひ國俗を參酌して大に具

刑律の種類

- 備するに至れり其律を分類すると左の如し
- 一、名例
  - 二、衛禁
  - 三、職制
  - 四、戸婚
  - 五、賊盜
  - 六、厩庫
  - 七、禮典
  - 八、鬪訟
  - 九、詐僞
  - 十、雜
  - 十一、捕亡
  - 十二、斷獄

右の律は天智帝の時始めて成文となりたるものを天武・持統兩帝の時修正を加へ文武帝更に補正し大寶元年八月大寶令と同時に大成し元正帝の時又多少の更定を経たるものなり而して律は令と異りて制度後數百年間一も變更するとなかりしも中頃政治の弛廢と共に其施行も十分ならざりき

中世天下大に亂るゝに際し律の全文多く散逸したりしが慶長年中徳川家康古書を天下に求めるの際名例、賊盜の二篇を得後職制、衛禁二律も世に出で文政年中石原景明氏律逸の著あり以て不完全ながら略一般を推知するを得るに至れり律の大要及唐律との比較

(一) 名例律 名とは刑名の謂にして例は法例の義なり故に名例律とは刑名と法例とを併せて規定せるものなり唐律に於ても第一に名例律あり蓋し我國は之に倣ひたるものなり

律は總て唐律に同じ

唐の名例律には先づ五刑、十惡、八議の律文を掲ぐ而して我律にては是と同意義なる五罪、八虐、六議を名例律の前に掲けたるは思ふに後世傳寫の誤りなるべし五刑に於て彼我異なる處は只贖銅の多少、流刑の遠近のみ八虐は唐の十惡中不睦、内亂の二條を不道、不孝、不義中に合せたるのみにして謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義共に異るとなし六議は議親、議故、議賢、議能、議功、議貴にして唐の議勳は議功中に併せ議賓は國體上其用なきを以て共に略したるものなり此他逐條大抵同意義同文にして只彼にありては多く繁我にありては多く簡なるの差あるのみ

(二) 衛禁律 山陵、宮門、宿衛、關、邊防等に關する法律にして唐にありても亦衛禁律と云ふ記す所亦相似たり

(三) 職制律 官吏職務に關する法律にして唐律亦同名なり我律は五十六條より成り唐は五十九條より成る今彼我の有無を比較するに我は唐律中只左の三條を缺くのみ他は悉く相全し

刺史縣令私出界 廟享有喪 上書奏事犯諱



身分により減等の法あり

除名は分限剥奪なり官位勳位共に除かるゝものにして處刑の第七年に至り或は官位を與へらるゝとあり

免官は現任の官職位勳を除かるゝものにして三年の後或は先任に二等を降して叙せらるゝものなり

免所居官は現在の官職を除かるゝものにして一年の後一等を降して叙せらるゝものなり

又官當なるものは現在の勳位を下し以て罪を減するの法にして一品以下三位以上は一官徒三年に當て五位以上は一官徒二年に當て八位以上は一官徒一年に當つ

議減、請減、贖、老幼收贖、老疾應侍

前に列記せる六議に當る人即ち皇族、嘗て天皇に親近せる者、大賢、大能等の人は死罪を犯したるときは先づ天皇に奏して後請議し議定まり奏裁して之を決行す流罪以下に於ては各一等を減ず之を議減と云ふ

六議に當る者の祖父母、父母、伯叔父、姑兄弟、姉妹、妻子、姪孫、及五位以上勳四等の者

は勅許を得て流罪以下は各一等を減す之を請減と云ふ

議請何れかに相當する者八位勳十二等若しくは議請に相當すべきものゝ父母妻子は流罪以下を犯したる時は既定の贖銅を納めて刑を免かるゝとを得

以上三種の特典と雖ども八虐の罪を犯したるものは勿論其他犯罪の特に社會風教に關するものは之を許さゝるとあり

八虐に非ずして死罪を犯したる者の祖父母、父母老疾して家に二等親の成丁なき時は勅許を以て家に留まり之に侍せしむるとあり之を老疾應侍と云ふ又七十歳以上十六歳以下及癡疾の者は贖を許し八十歳以上十歳以下及篤疾の者は反逆、殺人は上請して之を決し盜及傷人は贖を許し其他の罪は皆論するとなし

九十歳以上七歳以下は全く罪を問はず若し教唆したる者あれば之を罪す

再犯以上は重を加ふると自首は或は其罪を宥るし或は之を減するの法あり又縁座の刑あり即ち罪の種類により近親の者其罪に座するの法なり

(賊盜律) 凡謀反及大逆者皆斬、父子若家人資財田宅並沒官、年八十及篤疾者並免、祖孫兄弟皆配遠流、云々、



赦

(全上) 凡謀叛者絞(中零)子中流(中略)父子配遠流云々、

第四 赦

赦免 赦免に常赦、大赦、非常赦の三種あり

常赦は八虐、故殺及特に律に於て常赦に免せざるを定めたるもの、外は大辟(死罪)以下皆免せらるゝものあり

大赦は常赦に免せざる所を除き大辟以下八虐、故殺等皆赦免す

非常赦は大辟以下八虐、故殺、私鑄錢等常赦に免せざる者皆赦免す

治罪

第五 治罪

告訴の手續

當時代の訴訟の手續は未だ至らざるもの甚だ多しと雖とも今左に一般を掲ぐ  
告訴 人の罪を告訴し官司之を受理するに際しては極めて慎重の手續あり  
即ち三審を要するものにして左の如し

(獄令) 凡告言人罪非謀叛以上者皆令三審應受辭牒、官司並具曉示、虛得反坐之  
狀、每審皆別日受辭、官人於審得署記審訖然後推斷、若事有切害者不在此例、  
殺人、賊盜、逃亡若くは良人を強姦する等急速を要するもの、外は皆右の如く日

逮捕の手續

を別にして三度之を訴へしむ初告の日は書を以てし後の二審は口頭を以てす  
而して事証告にかゝるものは三審の間に証告者自訴すれば其罪を問はず  
以上の罪を告訴するは左の手續による

(獄令) 凡告密人、曾經當處長官告、長官有事經次官告、若長官次官俱有密者任輕  
比界論告、

逮捕 盜賊、殺人等の犯人を逮捕するの手續左の如し

(捕亡令) 凡有盜賊及被傷殺者即告隨近官司坊里、聞告之處率隨近兵及夫、從發  
處尋蹤登共追捕、若轉入比界須共比界追捕、若更入他界與所部官司對量蹤跡附  
訖、然後聽比界者還其本發之所、使人須待蹤窮其縱緒盡處、官司精加推討、若賊在  
甲界而傷盜乙界、及屍在兩界之上者、兩界官司對共追捕、如不獲狀驗者不得即加  
徵拷、

謀叛以上の犯罪の告訴ある時は之を逮捕すること左の如し

受告官司准法示語確言有實即禁身據狀檢校、若須掩捕者即掩捕、應與餘國相知  
者、所在國司准狀收掩、事當謀叛以上雖檢校仍馳驛奏聞、損斥乘輿及妖言惑衆者、

檢校訖摠奏承告掩捕者若無別狀不須別奏、  
 (捕亡令) 凡追捕罪人所發人兵皆隨事斟酌使多少堪濟其當界有軍團即與相知  
 隨即討撲若力不能制者即告比國比郡得告之處審知事實先須發兵相知除竊仍  
 馳驛申奏若其遲緩逗留不赴機急致使賊得逃亡及追討不獲者當處錄狀奏聞其  
 得賊不得賊國郡軍團皆附考、  
 又囚人征人防人衛士仕丁流移等の逃亡せるものは隨近の官司に申牒し其者の  
 家居所屬及比國比郡に告げ郷里隣保によりて追捕せしむるものとす

## 第二編 鎌倉時代

### 第一章 職制

#### 第一節 中央職員

征夷大將軍 幕府を統率し天下の政を總裁す

執權 執權は將軍を補佐し諸職員を率ゐ收務を統轄するの職なれども頼朝

鎌倉時代

「將軍を補佐し」の文字は頼朝死して後には空文となれり

此條氏の宗は執權の政所別當の三職を兼ね

政所

堯して北條氏此職を專有してより幕府の實權全く執權に歸し將軍は只空名を擁するに過ぎざるに至れり  
 執權は鎌倉幕府草創の時大江廣元政所別當として庶政を統領し稱して執權と云ひたるに始まり建仁三年將軍頼家職を弟實朝に譲りし時外祖北條時政政所別當となり此職に任したるに及び茲に其數一人を増し爾來北條氏此職を世襲し政所及侍所の兩別當を兼ねるに及び此職の權益強大となれり  
 吾妻鏡太平記將軍執權次第等の書には之を比するに朝廷の攝關大臣を以てし或は理非決斷の職と云ひ或は判斷の職、後見の職、探題の職とも稱せり  
 連署 執權に副たるもの之を連署と云ふ其職掌は執權と同しく共に幕府の下文に其署判を爲すが故に此稱あり或は連判、合判、加判とも云ひ或は執權と合せて兩執權、兩後見、兩探題とも云へり連署も亦北條氏の世職となり大抵後に執權たるべきものを以て之に任せり  
 以上二職を以て幕府の總裁職及副總裁職となし其下に屬する職司略次の如し

政所

庶政を總裁し兼て財務を司る所を政所と云ひ其長を別當と云ふ別當、執權とは一にして二、二にして一なると前記する所の如し其下に令、案主、知家事、執事、寄人等の職ありて之を補佐す

執事は政所中の要職にして主として財政を司とり又政務に參す寄人は政務を分掌するの職にして其人員も數多あり

政所は始め公文所と稱し建久二年政所と改めたるものにして常時は前記の職員を以て庶務を施行し事の較重大なるものあれば執權(即ち政所別當)連署、政所執事、及次に記さんとする評定衆、寄合衆、侍所別當、後執權之を兼ぬ等の諸職相會議し各自其説を吐露したる後執權、連署等の重臣にて之を決するものなり

左に掲ぐるは臨時若くは常時政所に列する職名なり

評定衆 政所に列して政事を議し或は其吏務を助くるものにして其人員十五六人以内にして北條氏の族人大江、三善等の文臣、三浦、千葉等の武臣の名家を以て之に任す此中政所執事、問注所執事、引付頭人等の諸職を兼職する者の他は之を式評定衆と稱し常時は必ずしも政所に出仕せず或は式日或は有事の日に

のみ出席するものとす

寄合衆 執權、評定衆と共に政所に政事を議するの職にして只重要な事ある

時にのみ出席す北條氏の中老成の人を以て之に任す人員は定數なし

引付衆 評定衆の補助にして其分掌する處は訴訟の聽斷にあり時としては

吏務をも助くるとあり北條氏より任命せる引付頭人之を統率し人員は定數な

く各次順番其職務を行ふ建長の頃三番あり由て三方引付と稱せしが後五番八

番等となれり此下に引付、右筆等の職あり政所寄人之を兼ね文案の記録を司る

問注所

問注所

政所の別廳にして政所の庶務の中にて訴訟の事を以て専務となす訴訟中或は其種類により賦別奉行或は引付衆をして裁斷せしむるとあれども貸借、領地、諍論、財物の盜難等の裁斷は必ず問注所に於てするものとす

問注所の長を執事と云ひ評定衆にて之を兼ね大低三善氏之に任し事故あれば執事代を置き其職を攝せしむることあり執事の下にあるを問注所寄人(或は問注所衆若くは問注所公人と稱す)訴訟人の言辭を記するの外廳内の雜務を司る

侍所

侍所

侍所は將士所附御の進退、非違の檢察、罪人の決罰及宿衛扈從の人撰をなし、戰時には機務に參するを以て武家職員中最勢力あるものとす

長を侍所別當と云ふ始め和田義盛之に任し梶原景時其後を襲きしが梶原和田兩氏滅びて北條氏の世襲職となれり別當の次位にありて其職を補佐するものを侍所所司と云ふ其人員始一人なりしが後四人となり事務を分掌せり其後小侍所の置かるゝに及び又た一人となれり

侍所開闔は引付衆の兼ねる所にして簿書の記録文案の検査を司り侍所右筆は文筆を専務とし小舎人は驅使に任ず皆別當所司の指揮に従ふものとす

奉行人

小侍所 北條氏侍所別當を兼ねるに及び事務の繁雜に堪えず由て別に小侍所を置き別當所司を定め以て諸士の宿衛扈從、弓始、射手の撰定等を掌らしむ  
諸奉行人

行政、司法、軍務に關する大本は政所、問注所、侍所の三廳を以て之を統ふれども一般政務の施行には別に奉行人なるものを置き命令を奉行せしめたり奉行人は

一に之を御物沙汰衆と稱す則はち次の如し

恩澤奉行 一に勳功奉行と云ひ論功行賞の事を掌る評定衆中より之を攝す

安堵奉行 將士及寺社の襲封舊邑の復給、及采邑に關する訴訟の收受等を掌る評定衆中より之を攝す

賦別奉行 一に賦奉行と云ひ吏民の訴訟を受け之を各其管轄所に分賦す

越訴奉行 裁判の遲滯、偏頗、冤枉あるのとき其直訴を受くるの職とす

評定奉行 評定衆の座次進退禮儀等を掌る評定衆中の長者を以て任す

京下奉行 故小中村清矩氏曰く職掌詳かならざれども京都の官人訴訟により下向せるか又は鎌倉より呼下したる類の訴訟を處分する所なるべし云々

官途奉行 幕府御家人の位階選叙の事を承り沙汰する職なり

御所奉行 營中の雜事將軍の寺社參詣の隨行儀仗等を掌る

御出奉行 將軍出御の雜事を司る

宿次過所奉行 (驛路往還及過所關所の切手)を司る

厩奉行 厩の事を司る

國奉行 一に雜人奉行、雜務奉行と云ふ鎌倉に居りて諸國の雜訴犯過を處分す

保檢斷奉行 一は諸保を巡邏して非違を檢し一は道路、屋舎、商買の事を掌り

地奉行 兩者を合して保々の奉行と云ひ相助けて其事を行へり

藍作手奉行 藍の耕種を掌る

倉奉行 諸國買する所の錢穀を司る

納殿奉行 衣服什器を納むる納殿を掌る

中持奉行 將軍出御の時御物を納むる唐櫃を主宰す

進物奉行 贈物奉行 進獻贈遺の事を掌る進物は同等以上則はち親王、大臣以上を云ひ贈物は同等以下を云ふ

寺社奉行 社寺に關する營造修繕及訴訟等一切の事を司る

御祈奉行 水旱疾病妖災の時祈禱の事を掌る職にして臨時のものなり

法會奉行 幕府に關したる法會に關する事を司る臨時の職とす

作事奉行 殿舎、寺社等の土木に關する事を司る

御弓始奉行 毎年正月の弓始め其地笠懸、大退物等の典禮其他を掌る

挽飯奉行 毎年正月元三及七日、十五日等に北條、千葉以下の老臣名家より將軍に挽飯を獻するの恒例あり此の典禮を司る職とす

買馬奉行 幕府より朝廷に進獻する馬正の事を司る

旬御鞠奉行 毎月三次將軍家を始めとして公家、武家の蹴鞠興行あり其典禮を司る

相撲奉行 幕府にて相撲の伎ある時之を掌る職にして臨時のものとす

御元服奉行 將軍元服の事を司る評定、引付兩衆中より臨時に任命す

御拜賀奉行 將軍任官拜賀の隨身等の事を掌る臨時の職なり

御産所奉行 將軍御臺所御産の間の諸事を司る臨時の職なり

嫁娶奉行 將軍家の婚儀を司る臨時の職なり

以上の諸奉行は之を定めたる時は各同しからず或は實早く存して名の遅きあり或は名早く定まりて其實の早く失はれたるもあれど概するに鎌倉時代中の職名なれば皆之を掲ぐるととなせり

番衆

番衆

將軍の顧問、守衛及幕府の爲めに上番するもの次の如し

學問所番 將軍に昵近する者の中弓馬の故實及和漢の故事に通する者十八人を選び三番に分ち互番上直し將軍の顧問に備ふ

近習番 將軍の昵近侍候の爲めに十八人を選び六番に分ちて上直す

大番 遠江以東十五國の將士をして十二月を限り分番入衛せしめ柳營を衛らしむ

格子番 一に御格子上下役と云ひ七十二人を六番に分ち格子の開閉を司らしむ日出を以て格子を開き乗燭を以て閉つ

問見參結番 三人又は四人を一番とし六番あり參候の人員を點檢せしむ  
廂番 十人を一番とし六番ありて宿直侍衛に供す

早晝番 文武諸藝に通する壯士十三人を一番とし六番あり營中に上直せしむ

第二節 在京職員

一 承久以前

壽永年間平氏及源義仲の相次て亡びてより文治元年までは源賴朝の弟義經京師畿内の警衛に任し全年北條時政之に代り翌年藤原能保又之に代り京師守護の任に當れり此中義經時政は文武共に兼ね京都の施政にも任せしが能保の時其武人の器に非ざるより別に關東御家人を在京せしめ京師近畿の警衛に任し守護は裁判民政及京鎌倉間の事務を司れり爾來承久の後までは在京職員も別に更るとなく守護と洛中警衛とにて京の文武百般の事を司り兼て京師に近き各國守護をして共に近畿の守衛に任せしめたり

二 承久後

承久三年京鎌倉の間に争亂あり鎌倉の勝利に歸してより在京職員之の制大に改まり且つ頗ぶる整頓せること次の如し

六波羅探題

六波羅探題 一に六波羅奉行又六波羅管領と稱す承久亂後北條泰時全時房

六波羅の北亭、南亭に駐在したるに始まり其職とする所は京師及畿内は勿論更に關西諸國の政を統へ兼ねて三河、伊勢、志摩、尾張、美濃、加賀諸國を管して文武の權を握り權威極めて大なり蓋し此職は一には朝廷を抑へ奉り一には關以西を

控ゆるとなれば其人物門地共に撰はざるべからざるを以て常に北條一家の才幹の者を以て之に任ぜり探題の名は元來僧侶の課試に任するもの、職名にして武家中にて政務を裁決すると彼探題の課試を判断するに似たるより自ら其稱の移れるなりと云へり

探題は大小共文武の政を統ふれど事の重大なるものは常に鎌倉の指揮命令を仰けり

探題は鎌倉の執權に相當する職にして其下に種々の職司あると又鎌倉と相似たり則ち次の如し

六波羅評定衆 探題を輔けて庶政を攝行す後藤龜谷兩氏之を世襲す

六波羅引付頭 引付衆の頭人にして諸奉行を指揮し更に訴訟を聽斷す

六波羅奉行 引付衆之を兼ね又は寄人及問注所の人々之に補す

六波羅問注所執事 評定衆之を兼ね訴訟を司る

六波羅侍所々司 非違を檢察し不慮を警戒し罪人を決罰す其屬僚に檢斷二人あり所司は平時は巡察鞠訊及決罰等を司り戰時には在京兵士の軍奉行たり

在京武士

大番 諸國の武士更番在京して禁闕の警衛及洛中の巡撫を司るものにして其中勢威あるものを頭人とす初め在番年限三年なりしを後六ヶ月とし寶字年中更に改めて三ヶ月とし總數二十二番あり

籌屋守護人 北條泰時執權たるの時京洛警衛の爲め街衢四十八ヶ所に番屋を設け在京の武士を分ちて各一ヶ所を預り篝火を燃して夜中の警備を爲さしむ

地方職員

第三節 地方職員

鎮西奉行 一に鎮西守護と云ふ九州の政務を司るの要職なり源範頼土肥實平の九國を鎮せしに始まり天野遠景に至りて奉行の名あり後少貳大友二氏奉行守護の職を世襲せしが探題を置かるゝに及び其權之に歸し職名も亦廢せらる

九州探題 元寇に備へんが爲めに建治元年北條實政の任せられしに始まり北條氏世襲の職にして九州二島を管し兼て訴訟土貢及外交の事を掌り筑前博多を以て其府とす

鎮西評定衆 引付衆 探題の政務を輔く

鎮西警護番 元寇の時關東の士人を派し九州の要所を守らしめたるに始まり後筑前箱崎に陣營を設け其他沿海要所に番所を置き地方士人をして大番を免し此所に結番警備せしむ

長門探題 北條氏の世襲職にして元寇の時より始まり中國を管し更に訴訟貢獻外交の事を司る

長門警備番 山陽南海御家人を以て之に任す

奥州總奉行 頼朝藤原泰衡を滅ぼし葛西清重を奥州總奉行としたるに始まり後伊澤家景を加へ兩家世襲して奥州を管せり

蝦夷管領 一に蝦夷代官と云ふ奥羽の北部及渡島(北海道)の蝦夷を鎮するの職にして津輕に居る義時の時安藤五郎を以て之れに任せしに始まる

守護

守護の職は初め物追捕使と云へり追捕使は押領使と同しく王朝の頃凶賊の追捕處罰の爲めに置かれたる職なり故に武家名目抄に左の如く記せり

もとは大方追捕使とのみ云ひて物字はいはざりしなりされば一郡一庄に限

物追捕使は頼朝の職名に非ず

れる押領使追捕使もあり又は一社一寺に限れるなどもありて紛らはしかりければ一國を統ぶるをば物追捕使と稱する事も出来しなるべし

頼朝既に武家の棟梁として鎌倉に雄視すと雖も大小名以下の武士國郡に住居して各跳梁を極め之を坐らにして統治せんことは到底得べからざる事なれば元暦元年梶原景時土肥實平二人をして播作三備の五ヶ國を守護せしめたるの例に倣ひ大江廣元の讒を容れ文治元年十一月北條時政をして諸國國衙に守護を置き莊園に地頭を配し其所有主の權門たると勢家たるとを問はず每段五升の兵糧米を出さしめ以て反逆に備へんとを乞はしむ翌二年三月勅許あり則ち自れの家人を以て物追捕使の職に任せり事は東鏡に審なり

(武家名目抄) 此物追捕使は皆御家人の所職にして右大將家自ら其職に居られしにはあらずされど常の職には鎌倉殿を日本國の物追捕使と稱せし事もありければ後には將軍自ら其職に居られしと思ひ誤りしかば等持院殿も諸國物追捕使たらんとを望まれ足利直冬も其職に補せらるゝなどやうの事も出来しなるべし



又同書によるに守護の任命は一には勳功の者を以てし一には従來の追捕使、押領使、檢非違使にして御家人に列したりし者を以てせられたるなりと云ふ而して其何れにあるにも關らず頼朝の家人たるは共に同じければ鎌倉將軍の權力は是より十分に國郡の間に振ふを得たりしなり

後物追捕使の名を改めて守護と稱せしが其職とする所は左の如し

一、諸國守護人奉行事（貞永式目）

右右大將家御時所被定置者、大番催促、謀叛、殺害人附夜討賊、盜等事也（下略）

則はち大番の催促、謀叛以下兇賊の追捕決罰を司るものにして有事の日には國中の地頭、御家人を催し之を率ゐて事に従ふものなり而して設置の始めに於ては世襲の職にあらざりしかど後時を経るに従ひ漸く子孫相受くるに至り其勢次第に盛にして北條氏の末葉には國內大小の事一に守護に決するに至れり  
守護代 一に守護代官 守護の在鎌倉の間若しくは守護事故あり事を見る能はざるの時其族人若しくは郎黨の之れに代りて職務を行ふものを云ふ  
守護使は守護の命を帯ひ國內田畑の檢閲租税の督促等を司るものとす

地頭

地頭

地頭の名稱は其始詳かならざれども鎌倉以前より私に行はれたる職名なり而して其莊園と關係あるとは明かにして武家名目抄にも

按地頭職を設けしは起源何れの世にあるを詳にせざれども思ふに諸國の莊園年々に倍増し私領の土地多くなりしより已後の事にて其領主の家々より私にこの職を設け置きて年貢收納の沙汰をなさしめしに始まりしならんこれば藤原氏獨り國政を掌握せし後の事にして一條、三條兩帝の際に起りしなるべしものと領家の私に置けるものなる故に其職を地頭とのみ云はずして領家代、公文下司、目代なども稱へしなり

と記せり斯の如く鎌倉以前には莊園所有者の私に委任したる職名なりしが文治二年に至り源頼朝勅許を得て公けに己れの家人を以て全國一般公私の地に配置せり其職とする所は公私共に地一段より兵糧米五升を徵收するを常務とし兼ねて京都、鎌倉の大番を勤仕し事あるの時には守護の催促に應じ總領地頭の下に立ちて軍役を務むるにあり

總領地頭

地頭の中別に總領地頭又は惣地頭と名くるものあり元來藤原氏の頃莊園を多く所有せる者は各莊に地頭を置き別に此が統領を置きて惣領地頭と云ひたりしが文治年間全國に地頭を置くに際しても猶舊に依りて其名を存したるなり而して始めは必ずしも同姓ならざる者を以て之れに任せしが後には一家の嫡流たるもの其支流の領地を統領して惣領地頭と稱するに至れり

地頭代 一に眼代と云ふ地頭の代官にして其地に在住し常に地頭の職を助け地頭不在の時は其代をなすものなり

諸使

實檢使 地疆爭論若くは其他の事件により幕府より實地調査をなさしめんが爲めに派遣する臨時職なり

巡檢使 米麥の豊凶民間の苦樂等を巡檢する臨時職なり

内檢使 年の豊凶を内檢するの使なり

檢注使 田地を檢勘し町段の數丈を定むる職なり

檢見使 實檢使と同じくして其位次の下れる者なり

土地の制度

第二章 土地の制度

第一節 土地の種類

王政衰へてより莊園次第に國郡に増加し班田の制の如き全く頽廢して土地の制は其面目を悉く一新せり今鎌倉時代に存したる土地の種類を擧ぐれば零次の如し

一、國領 國領は國司の領する所にして國司の廳を國衙と稱するを以て國領を一に又國衙とも呼びたり莊園の増加するに従ひ國領も從て減少したりしが北條時代の初めに當りては猶舊の如く國主を任命し國衙を開らきて國領内の政治財務を司らしめたり然るに此時代の中葉以後は單に國衙の名を以て古制の遺意を存するに過ぎずして其實は國司全く其地を私有して租税を私占し或は其地を以て寺院等に寄附したるものもありき而して是等の土地の所有者は必ずしも國守若くは其胤にあらずして或は介、掾、目等のものも多く又は各國の守護漸く勢を得るに至り國領の遂に守護の手に歸したるものも亦頗ふる多

國領多く守護の手に歸す

かりき

後鳥羽天皇の頃に於ては猶左の如き院廳下文のありたるを見れば此頃には猶國司の微力ながらも其職掌を行ひたりしを知るべし

(東鏡) (文治元年八月十三日院廳下文)

右謀叛之輩追討之後諸國諸庄任舊國司領家可知行之處而々武士各々押領不能成敗之由依有其聞中零早停止旁濫妨云國衙云庄園如元可令委附國司領家(下零)

又此頃九州四國の國衙をして調庸を備へしめたるとは源平盛衰記に其證あり然るに久しからずして順徳天皇建曆二年の宣旨には諸國の吏恣に國領公田を以て神社佛寺に寄進し永代免許の字を載す新司之を停めんと欲すれば即ち本所頼りに愁緒を結ぶの源となり之を充てんと欲すれば後代定て立錐の地を殘さざらん吏恣の法循其術を失ふ聖斷の煩ある職として斯に由る自今以後勅免を帶ひざるの地は永く其寄進を停止すべし(玉藥)のことあり以て國司漸く專恣ならんとせしを知るべし而して後には國衙は名ありて實なく天皇よりして

之を寺院等に寄せたるとあり東寶記に後醍醐帝の嘉暦元年勅して安藝國衙を東寺に寄附せられたるを記するもの則ち是なり

二、勅旨田 古制の猶殘れるもの、一なれども亦久しからずして其實を失ひ後遂に私有地となり隨意に之を賣買せり

三、公田 是亦古制の殘れるものなれども其實は古と同じからず只一種の官有地たるに過ぎず之を保管するは則ち國司なるを以て種々の專横を行ふものありしかば後鳥羽天皇は勅して其の兵糧米を公田莊園に課するを禁じ(玉海)順徳天皇は諸國公田を社寺に寄するを禁せり(玉藥)

四、功田 是亦古制により此時代の始めに行はれたれども其後功を賞するに領地恩地を與ふるに至り功田の文字は消滅せり

五、給田 地頭及公文職に給するの地にして新篇追加に地頭の給田十一町にして段別に五升を加徴するの外違亂あるべからず云々と記せり

六、名田 名田の始まりは何れの時代よりなるや今明ならざれども早くは既に保安、天喜の時に見えたりき謂ふに名田は私人の荒蕪を開拓して私有したり

大名小名の名  
は前時代より  
ありたり

しものにして少額の租を納め賣買讓與等隨意なりしものなるべし田制通考に  
は民の私に開闢し官の檢覈を受けざる者と云ひ東寺古文書には年貢半分沙汰  
と云ふを以て見れば必ずや前陳の如きものなるべし而して名田の公許を得た  
るものなるとは八幡宇佐宮御神領記に建久八年筑後國宇治浦の名田半不輸の  
國裁を得て町別に米三石表絹三疋を國庫に辨濟したることあるにて知るべし  
而して此種の田を名田と云ふは其田の後に至りても開拓せし人の名を負ひ所  
有主變することあるも依然として其名を存するを以てなり

鎌倉時代には名田を多く有するものは之を大名と云ひ少しく有するものを小  
名と云へり

(顯廣王記) 佐殿は庭上に下り向給て上人の馬の口を取り給ふ只今父下野守  
殿の入給と思ひ給けるにや涙を流して左の袖をひらきてぞ義朝の首をは請  
取給ける正清か首をは娘そ是を請取ける哀そ何もとりどり也大名小名皆庭  
上に下り居つゝ各袖を絞けり

(百練抄卷十四) 曆仁元年二月十七日癸巳關東將軍上洛(中略)修理大夫時房朝

臣已下、可然之大名一人不漏參洛(下略)

七、散田 百姓の荒蕪又は川邊等常稅外の地に耕種し輕稅を納むるものにし  
て名田と類に於て異なるなく只名を負ふ程に大ならざるのみ建内記には浮免と  
云へるも亦散田なることを記せり

八、間田 名田と相似たるものにして私墾、私有若くは衆人共有のものなり只  
名田と同じからざるは租を輸せざるの一事なり

九、免田 免田、免除地等と云ひ武士の社寺に寄進したる地にして租稅を免除  
せらるゝものなり猶古制の不輸租田の如し

(東鑑) 治承五年(養和元年)十月六日 以走陽山住侶禪育補鶴岡供僧并大般若  
經衆、給免田二町在鶴岡西谷 御下文云々、

十、御料地 禁裡、仙洞、親王家等の用度を徵する莊邑を云ふ

十一、莊園 莊園とは人民の私有地にして租を輸することなきものなり凡そ  
王朝の制田地の所有は是を人民に許さざるを以て原則とせしが猶賜田及墾田  
の如き多少此原則に悖りたるものあり年を経て朝綱の弛むに當り、此種のもの

莊園

よりして漸くに土地國有主義に破綻を生じ遂に中古の終りに至り莊園所在に蔓延するに至れり而して莊園の起源は大凡左の三種とす

起源其一

其一、私墾田 前田制の部に出づ

其二

其二、賜田 全上

其三

其三、寄附 人民租を免れんか爲めに寄進と稱して田地の所有權を權家、寺社に移すもの、寺社にて人民より寄進の名に托して田地を買得し或は奪掠するもの、國司の人民より買得するもの等なり

右の如くにして次第に數を増したりし莊園は縱令實際には甚た盛に行はれしとも朝廷にては未だ之を公認せざりしが延喜二年の格に於て此年以前の莊園を公認し以後新に之を立つるを禁せり而して當時莊園の數は既に甚た多かりしが以後も此禁止に關せず却て愈増加し管に勢家、社寺と云はず天皇も莊園を置き攝關、大臣も莊園を設け武士、豪族亦之を有し北面、下臈亦是を事とし天永の頃關白忠實は上野國に莊園五千町を有し平治役後平氏一門の莊園五百餘所にして全國の半以上にありしと云ふ而して是等莊園を治むる職名は次の如し

天皇以下皆莊園あり

莊園の吏員

莊園を領有するものを領家、公卿領の場合若しくは領主、武家領の場合或は本所等と稱し其下にありて莊園を治むる者を莊長、莊領若しくは莊司と云ふ而して若し郡司にして此職を兼ねる時は特に大庄司と云ひ宣旨を以て莊務を統るを總官と云ふ

鎌倉以前の莊園の制は略右の如きものなりしが開府以後は地頭職を置きて之を治めしめ鎌倉家人を以て之に補したることは職制の部に審なり

十二、領地 或は所領と云ひ或は知行と云へり所領とは管領するの所を意味し知行とは其地の事務を知り行ふの義なり功の大小に隨ひ將軍より其賞として與へられ世々に之を傳へたり

(東鑑) (治承四年十一月八日) 被收公秀義領所、常陸國奥七郡並太田、糟田、酒出等所々、被充行軍士之勳功賞云々、

領地は幕府に對し有功の者を賞する者なれば甚た之を尊重し大罪あるに非れば沒收するとなく讓與、相續等は甚た慎重を要したり

(東鑑) 元久三年(建永元年) 正月廿七日、故將軍御時拜領地者、不犯大罪者不可

神領の保護

召放之由、被定之、行村爲奉行、云々、  
十三、神領 古の神田にして神社の祭祀營繕及神職の資用に給する地を云ひ租税を輸することなし、王政の末、武人到る所に跋扈し、神領を掠むること多かりしが、此時代には頼朝を始めとし、皆崇神の念厚かりしにより、毎々神領の増加及保護の事あり

(東鑑) 壽永三年(元暦元年)二月(上畧) 一諸社事我朝者神國也、往古神領無相違、其外今度始又各被新加歟(中略)條々事言上如件、源頼朝

寺地の増加

十四、寺領 古の寺田にして堂塔の營繕佛事の供用及僧尼の資用に供する無税の田地なり、王政以來貴賤の信佛厚きにより、皆争つて其園宅を寺院に寄進し、寺院も亦熱心に其莊園を増加せしかば、寺領次第に膨大し、殊に源平時代、興福延暦二寺の如きは莊園國郡を豪腴を盡し、多く兵を養ひ、其勢最も盛なりき、頼朝以來將軍、執權以下又皆多く佛に歸依し、寺領を喜捨すると甚多かりき

(東鑑) 文治五年九月十一日平泉内寺々住侶(中畧)參上、仍寺領事清衡之時、募置勅願圓滿御祈禱料所之上、向後亦不可有相違之由、賜御下文、寺領者縱雖爲荒

廢之地、不可致地頭等妨之旨、被載之、云々、

十五、恩地 將軍若くは諸家其臣隸に賞與するの地にして、沙汰未練書に代々の奉仕によりて賜ふ所とあり、賣買等は所領と同しく許されざるものなり

(東鑑) 仁治二年五月廿三日、肥後國御家人大町次郎通信、與多々良次郎通定相論、當國大町庄地頭職事、以御恩地不可賣買之由、治定(下略)

十六、封戸 古制の儘に残れるものにして、定長卿記に建久元年四月廿二日、母儀准后藤原朝臣を七條院と號し、本封の外別に封五百戸を給するとあり、都玉抄に建仁二年正月、母儀准后を承明門院と號し、封五百戸を副奉することあり、又式目に封あるの社は云々とあり、總て皇族社寺の外見ると稀なり

十七、宅地 此時代より村落の宅地は陸田に準して課税し、都市の宅地には地子を課せり、幕府職員に保奉行ありて宅地の事を掌れり、宅地は舊の如く讓與、賣買共に隨意なるものとす

十八、質地及賣買地

十九、隱地 田地を隱蔽し、租を買せざるものにして、源平擾亂後天下の事多き

を俾して所在に多かりき

二十、關所 官地若くは收公地と云ひ罪科により幕府に没したる地なり

〔東鑑〕 元暦二年(文治元年)六月十三日、所被分宛于廷尉之平家没官領二十四箇所、悉以被改之、因幡前司廣元、筑後守俊兼等奉行之、

第二節 土地の測定

土地の測定

鎌倉時代には諸事多くは前代と異りたれども土地丈量に於ては舊の儘にして別に變易することなし故を以て庶民源平争衡の間に其私利を營み廣を以て狭となし肥を以て瘠となし幾何の租税を私したりしもの此時代に至りても其儘なるもの多かりき

丈量の單位も亦舊制を用ゐて變易する所なく六尺を歩、三百六十歩を一段、十段を町となせり只此頃より行はれたるは大半小の稱號なり

(嚴島社文書)(寛元四年二月安藝國三角野村注進)

一町三段大内不二段六十歩定田一町一段半なり九段小内十二坪に四段三百歩十七坪に四段なり七段大内廿二坪に四段廿四坪に三段六十坪なり

町段歩の外大半小の單位あり

右の大半小なる單位は公に定めたるものに非ずして庶民先づ便宜の爲めに之を用ひしが後殆んど一般に用ひらるゝに至りたる者にして段の三分の二を大と云ひ三分の一を小と云ひたるものにして左の如し

- 大 三分の二段 即 二百四十歩
- 半 二分の一段 即 百八十歩
- 小 三分の一段 即 百二十歩

第三節 田文 田券

田文とは即ち前代の田籍にして田地の丈量疆界を記したる帳簿即ち後世の水帳是なり頼朝開府の後文治中出羽陸奥の田文を作らしめ正治年間諸國の田文を算勘せしことあり後貞應年間に全國の大田文を作り其の他一國若しくは數國の田文を検すること其後屢なり其内常陸作田總勘文豊後國田帳、但馬國大田文等は今現に傳はれり

此時代は土地悉く私有なれば中にも莊園、名田の如きは賣買、讓與共に隨意にして中古の如く此が手續も國衙の判を求むるを要せず只私券を作り其田地に附

文治年中田文を作らる

きたる古來の公驗相傳の處分狀を俱して以て賣買し保證は有無一定せず只賣渡人の處分狀を以て主なる證契とせり

第四節 貫高

田地の廣狹と肥瘠とを併せ稱するに中古は其收納の高により代を以てせしが此時代より別に貫高を以てせり

太平記卷三十五、相模守夙に歸近國大莊八箇所自筆に補任を書て青砥左衛門にそ給ひたりける青砥左衛門補任を啓き見て大に驚て今何事そ三萬貫に及ふ大莊を給り候やらんと問奉ければ云々

北條系圖 相模入道高時の下 領地二十八萬七千貫

今貫高と段別及石高の比較につき田制篇に左の如く記せり

貫高(田制篇)

(田制篇卷七) 鎌倉幕府以來所領の田數を計ふるに町段を以てせず貫高を以て稱せり此頃の田地の收納は米納を以てせず價錢を以て之を納めしむ之を分錢と云ひて幾町幾段の分錢幾十貫文と定め定免にして之を收るなり即ち收納錢の貫數にて青砥藤綱に給したる莊園三貫文中畧の類なり此收納錢高

作物の豊凶米價の高低に因り實際に於ては毎歲多少の損益あるべしと云へども其大概によりて幾貫の田地幾貫の所領と稱せしなり加之時世の變遷土地の遠近に關しても自不同あるとなれば幾貫の所領は幾町幾段の田地にて近世の幾石に當ると云ふとは定め難きなり町段の數に分錢高を記したる書類を參考するに一貫文畠地一段半に當るあり田地二段に當るあり三段小に當るあり四段半に當るあり五段又五段半に當るあり田畠平均五段小に當るあり畠地一町に當るありて各地の收納錢高同しからず又貫高を以て石高に引合せたる諸説を參考するに一貫文五斗に當るあり一石、二石、二石五斗、二石七斗七升餘、四石、四石四斗餘、五石、五石五斗、十石、十五石餘、二十石或は百石等に當るあり又永樂錢百貫を畿内近國は千石に充て遠國は八百石、七百石、六百石、五百石に充てたる所もあり是運送の便不便、土地の肥瘠米穀の美惡にもよるべし伊勢兩宮修造料永樂錢三千貫文は當時三萬石相當のよしこれ公法にて當時中國米價平均の相場なるべし之に準し其土地の遠近肥瘠によりて知行など充行ふなりと云ふ斯く諸説一様ならざれば今上に擧げたる分錢一貫の



段數を平均して五段とすれば一段の分錢は二百文なりさて田畠一段の石盛を十とすれば一段一石の收穫なり一石の米價を平均一貫文とし其内より分錢二百文を輸すとすれば二公八民の收税に當る享保十八年酒井家書上寫に古來は田地一反の内二畝は領主へ收め八畝は百姓の作徳に取るとあり即ち二公八民なり即ち貫高一貫の田地は平均五段にして石高にすれば五石高草なり百貫は五百石一萬貫は五萬石に當るべし然れども時世の變遷土地の肥瘠收穫の豊凶徵租の多寡運送の便不便穀價の高低に因りて差異少なからず故に一貫の高或は後世の一石に當り或は十石に當るもありしなるべし

租税制度

第三章 租税制度

田租は偏重の傾向あり

中古の制 公田の租は臨時人に假して備らしむるを以て其租口分田よりも多きを常とせしが莊園は其種類より云へば猶公田に類するものなるを以て是か租も亦隨て重く且つ調庸の廢れたるより賦租は一に田地の上にかゝるを以て田租は益偏重するの傾向あり保元平治以後に於ては概ね六分乃至二分にし

て平均四分を以て常となせり此高率なる田租を以て財政の主なる收入となし加ふるに正税、地子、社寺税等種々の税ありて之を種々の方面に納附せり

第一節 田租

田には公に屬するもの即ち國郡の所屬地、私人に屬するもの即ち王臣、社寺、武家等の莊園及其他種々の種類あれども就中最主要なるは莊園にして其租率は以て一般に波及し元來標準たりし國郡の地の如きも遂に亦之に習ふに至れり故に今莊園を主として田租の如何を記さんとす

此時代の租率は田品の高下によりて甚だ同しからず

貞應二年四月淡路國々領莊園地頭注進に賀茂郷の租を云ふと次の如し

賀茂郷の内六町二反廿步(三斗代) 山田保の内二町(四斗代)

神代保の内二町八反三百五十步(一斗五升代)

若狹國實檢太田文には次の如き文字あり

田五町四反三百步内六斗四升八合代三反一石代一段百五十步八斗代二町一段八十步五斗代二町百四十步六斗代八段二百九十步合所當三十五石八斗一

升六合二勺餘(東寺文書)

又東大寺要錄に左の文書あり

(五郎權正等寄進狀) 弘安元年七月

東大寺佛餉田料所事

伊賀國名張郡新莊領の内 一田五反小 所當三石六斗

大和國法貴寺 一田一段 所當六斗

山城國大隅莊の内 田二段 所當七斗

大和國法花寺の前字櫻梅 田一段 所當三斗

伊賀國名張郡出作領の内 田一段 所當四斗五升 田大 所當四斗

田一段 所當五斗 田一段六十步 所當九斗

〔今此段別の所當を計算するに七斗七一六斗七五、六斗五斗、四斗五升、四斗三斗五升、三斗等の種類あり〕

東寺百合古文書に載する文保二年六月東寺領丹波國大山莊年貢請文に百姓の  
享請により上田一段七斗五升中田一段五斗七升下田一段四斗五升の斗代を定

むることあり今之を以て田の礎米に比すれば左の如き率を得べし

田	地	礎	米	租	米	租	率
上	一段	一石五斗	七斗七升	〇、五			
中	一段	一石三斗	五斗七升	約〇、四四			
下	一段	一石一斗	四斗五升	〇、四			

是を見るに當時代の租率は五分乃至四にして多きも六分に登るとは鮮かりしが如し

右は田より納むる所の租にして此外に文治年中に創まりたる兵糧米なるものあり是は源頼朝守護地頭を國衙莊園に配置するに當り其費として國領私領を問はず國內一般に課する段別五升を以てせし即ち兵糧米と田租とを加ふれば田租の率は左の如きものなるべし

田	種	租	率	兵	糧	率	合	率
上	一段	〇、五	〇、〇三三餘	〇、〇五三三餘				
中	一段	〇、四四	〇、〇三八	〇、四七八餘				

地子は神寺領  
及市地に課せ  
り

下 一段

〇、四

〇、〇四六

〇、四四六

第二節 地子

中古の制と其種を異にし此時代には神寺領若くは市地等に課したるもの、如し壽永元年八月頼朝鶴岡の僧禪齋に麥畠の地子を免すとあり東寺百合古文書には康永元年六月東寺領請文に八條院々町所務の地子收納云々どあり以て知るべし而して其率太だ明ならざれども東大寺古文書文永八年のものに山城國東大寺燈油料水田一段は八斗代の地子なり云々とあり

第三節 神寺稅

社寺各其領地を有し其穫る所を以て各自社寺の資とすれども或は其半或は其幾分を幕府に納むるものあり前の壽永元年僧禪齋の免地子の如き又吉田社文書に見ゆる建仁元年正月の運上絹に關する幕府の令の如き以て知るべきなり而して其多少と品種とは社寺各同じからざるものとす

第四節 雜稅

山林原野河海池沼等は中世其產物に調庸を賦せしが此時代には年貢と稱し定

交通の制度

種定額物を年々に納めたり所謂小成物にして徳川時代には小物成と云へり

第四章 交通の制度

平安朝の半以後は他の制度の壞類と共に驛遞の制度も全く廢弛し所在盜賊横行して海陸の交通極めて危険なりしが鎌倉時代に至り稍其取締に留意して危険の度は多少減じたることゝなれり

職司 鎌倉時代の始め道路、交信等の職司は別に定置のものなく只た御出奉行、路次奉行、御宿奉行、御物奉行等多くは將軍出御に際して任命する臨時の職なりしが建久六年に創置せる宿次過所奉行のみは是より永役の職となり鎌倉六波羅の兩所にあり以て東西の驛路交通の事を司とれり

警衛 旅客及貨物運送の安全を保たんか爲めに奥羽より西國に至るの間主要なる往還には沿道諸國の守護人に命し路次夜行番衆を置き交番して道路を警固せしむ

交通 全國交通の中心を鎌倉とし京師之に次き相應じて東西の交通を掌り

特に京鎌倉間は最要の往還なるを以て其途次の驛家、渡船を完備し驛間の距離大に過るものは新に驛を増置し各驛に早馬を備へ大宿八人、小宿二人の工夫を課し更に沿道の民家に課し五町別に官駄一匹、人夫二人段別に百文を徴し以て公武の交通に資せり

軍事制度

第五章 軍事制度

幕府は素武を以て立つものなれば上は將軍より下は一般の御家人に至るまで盡く武人にして故らに文武を別つの要なきが如きも既に天下の大政を統轄する上に於ては平時にありて専はら文事に従ふ者あると同しく又専ら武事を職とする者無き能はず將た戦時に於ても總員を擧て戦地向ふべきにあらざして必ずや止まりて庶民を總べ万般の政をなすの人なかるべからざるなり故に武斷政府の中自から又軍事政度なるものありて存するなり

軍職

軍職

戦時平時を問はず元帥たる者は素より將軍にして之に副として専はら機務に

勳員

勳員

參畫する者は執權及連署とす、侍所別當は平時には御家人一般を進止し宿衛、扈從等を撰定監督し戦時には入りては將軍を輔けて軍機に參し出ては監軍の務に服するものにして軍事専務職中最樞要の職とす、小侍所近習番、格子番等常時將軍及幕府の宿衛を勤むるものは皆戦時に麾下に屬して軍務に服するものとす、地方にありては六披羅探題、同侍所所司、大内守護、大番等屋守護人、鎮西奉行、九州探題、長門探題、奥州總奉行、蝦夷管領及諸國守護等皆軍職にして其配下の兵を帥めて軍に従ふ者なり

天下事あれば將軍は總躰の軍事を總へ執權、連署、侍所別當及小數の耆老宿將唯幄に參して軍事の大本を把持し小侍所、近習番以下皆麾下にありて之を警衛し執權、連署、侍所別當、耆老宿將の郎黨皆兵を取りて之か外衛をなし其他の御家人則はち諸奉行及鎌倉附近の諸守護等は各其郎黨を率めて鎌倉に來り會し侍

所別當の命を待ちて進退す斯くして若し將軍其馬を進むるとあれば是等の將士中鎌倉の警衛を命ぜられたるものを除き皆將軍に扈從して發向す其順序進退は一に侍所別當の令する所とす若し將軍軍に赴かずして別に臣下を撰びて派遣する時は老將及奉行人以下の諸職中從軍を命ぜられざるものは皆鎌倉に止まり其他は皆發向す而して其沿道の守護地頭及其他の御家人は悉く從軍するものにして元帥の將軍たるを否とを問はざるなり

地方にありては六波羅探題以下皆其附近の御家人を統率すること中央に於ける將軍と異らず

司法制度

第六章 司法制度

第一節 法律

鎌倉時代には二種の法律あり一は前時代に定まりたる律令にして一は頼朝以來幕府に於て施行せる慣例法規則はち貞永式目及其後に追加せる諸條にして此二種の法律は各其効力の範圍を異にして同時に行はれたり即ち律令は朝廷

法律に二種あり各効力の範圍を異にする

武家法律の範圍次第に廣し

の權力の及ぶ所に止まり人を以て云へは公家國司以下朝廷より任命する官吏及び其配下の人民地を以て云へは御料地國郡及以上の人々の有する莊園寺社の領地是なり貞永式目以下幕府の規定する所は亦其權力の及ぶ所にして人に就て云へは守護地頭及其他の將軍の御家人と其配下の人民土地に就て云へは是等の有する莊園私領恩地なり故に貞永式目に之を規定して曰く

一 國司領家成敗不及關東御口入事

右國衙莊園神社佛寺爲本所之進止於沙汰來者今更不及御口入若雖有申旨聊不能愈用焉(下略)

又武藏守泰時より式目制定に關し六波羅の駿河守時重に贈りたる消息中に關東の御家人守護所地頭には遍く披露して此心を得させられ候べく候なり且書寫して守護所へ面々配りて其國中の地頭御家人共に仰せ含められ候べく候云々

とあるにても此條例の御家人にのみ限りたるを知るべし

右の如く二種の法律は各其範圍を異にして同時に行はれたりと雖とも當時朝

式目の特質

廷の威漸く薄く武家の権は次第に其及ぼす所を擴けたるにより律令の行はるゝ區域は日に月に狭小となれり且つ律令は用意の周密と法文の美とは之あれど却て之か爲めに難解の弊少からずして當時文運の衰退せる時代にありては之を運用するは勿論章句の解釋すら容易の業にあらず又律令は法文の完美を期するに過ぎ實際の人情風俗に合せざる點も多かりしは既に其制度の當時よりして明白なる事實にてありき斯くの如く律令の缺點多きに比し武家定むる所の式目は(一)用字簡略にして解し易く(二)條文の數多からざるが爲めに彼是を通覽し相互の連環する所を見るに易く(三)法理の上より論斷するよりも寧ろ先例と常識の判斷とに訴ふるとの多かりしこと(四)一條一項皆實際に合して制定し空理空文を列るなかりしこと(五)手續の簡略なりしこと等よりして世人多くは武家の政令を便とせしにより後には公家の間にも徃々にして此式目を應用するに至り律令は漸く其施行の範圍を失へり

武家の法律には成文不成文の二あり不成文のものは頼朝以來の慣例を云ひ成文のものは貞永式目及其後に追加したる新編追加を云ふ而して貞永式目及新

貞永式目の編纂

貞永式目は人民に公布せず

編追加成りて後は大抵のこと是由りて決したれば鎌倉時代武家の法律は此二種なりと云ふて可なるべし

貞永式目は北條時房、泰時二人主として評定衆等と共に(一)頼朝時代の慣例(二)律令によりて専ら武人の習儀に適するを主とし兼ねて幕府の維持を目的として制定したるものにして總て五十一條あり之を御成敗式目と云ひ或は貞永元年に成りたるを以て世人是を貞永式目と云ふ

然れども此法律は之を天下に公布したるに非ず只評定衆の起請の條々にして各私曲を避け公平に就かんが爲めに事を決するは此式目に由るべきを誓ひたるものなるは式目末尾の盟誓の文字を見て知るべし而して此法律は其謄寫を御家人、守護、地頭等に配付したるものにして制定者の意は蓋し民をして依らしむべきも議せしむべからずの教によりたるものにして必ずしも之を人民に示すを要とせざりしなり爾來此事風となり室町、江戸共に法律を公布することなく只諸職司にのみ頒布するを常とせり

新編追加は正安時代に至るまでの判決例法令を以て貞永式目の缺を補ひたる

貞永式目は武家法律の基礎

ものにして總て三百六十一條あり  
貞永式目新編追加の二法律は獨り北條時代のみならず室町幕府江戸幕府共に之を則りたるものなれば此二法は武家法律の基礎と云ふべきものなり  
左に貞永式目及新編追加の要點を略記せん

第二節 民事法

律令と同じく武家法律に於ても民事刑事の區別なし今全文の中より民事に關したる條項を抽出して一般を述べんとす

人

第一 人

(一) 御家人 領所を有し又地頭代官等に補せらるるを得べく當時代の人として有らゆる能力を有するものなり只恣に官位を京師に望み又公家所領の代官たることは禁ずる所なり

令の規定にては父母在るの間子孫別籍異財を得ざりしかど式目にては之を認定せり

(二) 僧侶

令の規定の如く園宅財物を貯へ若しくは典販出息を禁ずる等の制

物

限なしと雖ども地頭代官たることは禁ぜられたり

(三) 凡下 庶民の謂にして領地の賣買を禁ぜらる

第二 物

地所 地所の中にて種々の區別あり左の如し

田地園地 御家人凡下共に所有し得る處にして賣買讓與隨意なるものなり

私領 父祖以來若しくは他人より買得したる所領を云ひ賣買質入を得れども之を凡下に賣與し若しくは子孫を措きて他人に和與するを得ず

恩地 御恩所領にして幕府より賜與せられたる領地を云ふ質入するを得れども賣買するを得ず

奴婢 賣買質入するを得

第三 債權法

賣買

私領は賣買するを得れども恩地を賣買するとは禁ぜられたるは前文記する所の如し貞永式目に曰く

債權法

賣買

私領は賣買するを得れども恩地を賣買するとは禁ぜられたるは前文記する所の如し貞永式目に曰く

賣買所領事

右以相傳之私領、要用之時令沽却者、定法也、而或依勤功或依勤勞、預別御恩之輩、恣令賣買之條所行之旨、非無其科、自今以後、儘可被停止也、若又背制、符合沽却者、云賣人云買人、共以可被處罪科矣

凡下の領地を買得するを禁じたるは延應二年の事にして新編追加に曰く

一、凡下輩不可賣買領地事

右以私領令沽却事爲定法之由、先度雖被書載、自今以後者、縱雖爲私領於賣渡、凡下之輩并借上等者、任近例可被收公被所領(下略)

洛中及近國の家屋地所等の賣買は認可する所なり、他國の事以て準すべし(新編追加)

賣買地の作毛は其賣買年度のものは賣主に返却すべきものにして、買によりて買得したるものは買主の所有とす、新編追加に曰く

一、賣買地事 永仁五年

可糺返作毛并直錢之旨被裁許之處、不叙用之由訴申輩有之云々、於作毛者在先

人身の賣買

下知狀可糺返之至直錢者、准貨物不及沙汰、次一年作地事被裁許之分者、可被施行、次構置質券賣買地之米穀錢貨以下事者、買主可爲進退

人身の賣買は王朝以來嚴禁せし處なれども、争亂の際禁制の弛むと共に士民の妻子眷屬を沽却するもの多かりしが、此時代の始に於ては自から默許の如き状態なりき然るに是に關する訴訟甚た多かりしかば、正應元年令して爾後の人身賣買を禁し、更に従前の賣買に關し規定すると左の如し

賣人質入條(新編追加)

一、人倫賣買事、禁制重之、而飢饉之比、沽却妻子眷屬助身命、或容置身於富徳之家、渡世路之間、就寬宥之儀、自然無沙汰之處、近年甲乙人等、面々訴訟有煩于成敗、所詮於寛喜以後、延應元年四月以前事者、訴訟人共以京都之輩者、不能武士口入、至關東御家人與京都族相論事者、任被定置當家之旨、可被下知、凡自今以後一向可被停止賣買之條、依仰執達如件、正應元年五月一日

然れども此事猶減絶せざりしにや、其翌々正應三年に左の布令あり

一、可令禁制人賣事 正應三年



右稱人商專其業之輩多以在之云々、可停止之違犯者可捺火印於其面矣、貞永式目に左の條文あり十年間訴訟なくして過ぎ去りたるものは時効により起訴の權を失ふものとせり

一、奴婢雜人事

右任右大將家御時之例、無其沙汰過十箇年者、不論理非不及改沙汰云々、絹布類の賣買に關しては一定の寸尺を詐りて短裁狹織なるを賣與するを禁し之を犯すものは罪科に處し且其物品を沒收す

一、可禁制絹布類短狹事(新編追加)

近年以來、絹布類狹織短裁狼充疋段之間、併以寸法不足、商人等猛惡也、不可不誠、自今以後、短狹物等不可賣買之、若猶背禁遏之法者、仰奉行人等殊被懲肅、可被沒收其物、

材木の請賣は禁する所なり

一、材木請賣事(新編追加)

可停止之、

賣買は總て合意を必要とし押賣押買等は禁する所なり(新編追加)

一、河手事

一、津泊市津料事

一、沽酒事

一、押買事

右四箇條所禁制也云々 弘安七年六月三日

賣買の手續は大に簡單となり地所に於けるも職司を経由するを要せず只手券を作り田地に關する公驗と相傳の處分狀とを買主に附し以て所有權の移轉を了るものにして證人は買主の請求によりて之を定むるなり土地にして既に此の如く簡なれば其他のものに至りては以て推知すべきなり

見質及入質 (出舉)

此時代の出舉には見質入質の二法あり總て證券を質券と云ひ擔保品を質物と云へり

見質 質物を債主に渡し幾何の金錢を借し或年月の後此金高を債主に返却し質物若しくは質券を取戻すの法にして債權務の關係存する間は債主は質物を隨意に使用し得るものにして其代として元金には利子を附することなし

入質

(新編追加) 見質者不可取利分、可辨本物也、

入質 質物を渡れさせず單に質券のみを與へて金錢を借り或年月の後元金に利子を付して返濟す若返濟し能はざる時は券面の物品を引渡すものなり

利及年限 世の不穩なるにより債主は或は非常の高利を附し或は重利の法を用て王臣等の困窮大なりしかば債權の王臣に關する者は總て律令に従べきとを令せしかど幕府の配下に關しては利率年限に關して別に規定する所なし領地 領地を以て質物となすものに關しては法令に屢更定あり幕府の初期に於ては之を默認せしがやがて之を禁ずるに至れり

領地質入の禁制

一、以所領入質券令賣買事(新編追加)

右御家人等、以所領或入質券、或令賣買之條、佗條之基歟、自今以後不論御恩私領一向停止沽却、并入流之儀、可令辨償本物也、云々、

然れども文永七年に至り此禁令は破棄せられ所領の質入は公許せられ後、又正安二年七月に至り左の令を以て再ひ之を禁したり

一、質券賣買地事

人質(見質の一種)

右以所領或入流質券、或令賣買之條、御家人等佗條之基也、於向後者可從停止、至以前沽却之分者本主可令領掌也、或成給御下文下知狀、或知行過廿箇年者、不論公私、今更不可有相違、若背制符有致濫妨之輩者、可被處罪科、次非御家人、凡下之輩、質券買得地事、雖過年紀賣主可令知行、正安二年七月四日

質券田地の作毛 質券の田地に於ける作毛は本主即ち田地の所有主にして強て種作する所ありとも其の未だ辨濟せざる以前にある時は作毛は錢主即ち債權者の所有に歸し錢主種作する所ありとも辨濟の後には作毛は本主の所有たるべし

人質 奴婢を以て質物となす是を人質と云ふ利の有無は證文の如何によれども質入の間使役する所あるを以て一般に利を付せざるを常とす故に見質の一種と見るを得べし又質入中奴婢の生む所の男子の處分は主人の隨意なり又奴婢に非ざる妻子眷族等を質入するの事は延應年中人身賣買を禁すると共に之を禁せしを以て見れば是以前には行はれたるなるべし

贓品 贓品を質とする者あるを以て之を取締らんが爲めに質物とする際に

借物

は債務者の住所姓名を聞糺さしむ若し之を怠り他日事あらんには盗を以て債権者に擬するとせり

借物に關しては規定する所左の二ヶ條のみにして左して重要のとなし

借物并預物事難准貨物仍可有其沙汰

借物事可有沙汰但可加利分之由書載證文者不及沙汰

和與

和與

子孫兄弟叔姪の親を擱き所領を他人に和與するは其恩地たるを私領たるを問はず甚謂なきことにして此間何らか奸謀なき能はずとして一たび之れを禁ぜしが文永七年に至りて此禁を解き更に文永九年を以て左の如く達せり

他人和與領事

以御恩之地和與他人之條兩方同心之趣非無不審所詮被尋究其由緒之時或爲報累年之苦心或爲謝當時之懇志兼日契約之條無其隱者不及子細若親昵之儀無所據者可被召和與地也云々

博奕

和與は後に於て悔返するを得ず只其證文に載するとあれば此限に非ず

和與他人物可悔返否事

於相憑人之輩者不可對論本主子孫之由被載式目畢此外和與他人之物任法意不可悔返歟是又就證文可有斟酌歟

博奕

博奕は律以來禁ずる所にして武家も亦是が取締嚴なれども猶行はれたるものゝ如し式目追加を見るに近年遊蕩之輩博戲の處度數を限らず暗に宅財を以て勝負するの間喧嘩殊に甚しく興宴の思變して鬪殺に及ぶ云々剩さへ田地を以て賭と爲す云々の文字あり其盛に武人庶民の間にに行はれたると知るべし由て幕府は嚴重に之を禁止し後雙六に限り武士のみに之を許し武士以下には之を禁ざり左れど物品を賭するとは許されざりき

保證

保證

債權の擔保として質のことは出舉の部に記せり保證は此時代に於ては人よりも却て證書に重きを置きたるものゝ如く證人の事は式目中多く見ず大抵證文

時効

御下文下知状を以て證とせり

時効

時効は此時代には既に認可し土地は二十ヶ年を以てし奴婢は十ヶ年とせり其他の財物は之に準して短きものなるべし

雖帶御下文不令知行經年序所領事 (貞永式目)

右當知行之後過二十箇年者、任右大將家之例、不論理非不能改替、而申知行之山、掠給御下文輩、雖帶彼狀不及叙用矣、

奴婢雜人事 (貞永式目)

右任右大將家御時之例、無其沙汰過十箇年者、不論理非不及改沙汰云々、

家族法

第三 家族法

一、一門と一家との關係

王朝時代にありては一戸は數家の集合にして戸と家とは財産の上に於ては關係なかりしかど權利の上に於ては戸の中の主と従とは自らが多少の差異ありき此時代に至りては戸と家との關係は既に消滅したりしが別に一門(或は一

一門の家

財産

子孫の異財を許す

族)と一家との關係を生ぜり一門とは右の戸と相似たるものにして同一血脉の集合體を云ひて宗家之か長となり支家は或度までは之か從屬たるの姿ありて戰國の時は宗家は支家を帥るて之に従事せり而して制度の上に於ては公に是を區別せず宗と支とを問はず御家人は將軍の直參たるとは同一なれども事實の上に於ては自から宗支の上下ありて和田の一門は其子弟親族皆義盛の指揮を仰き畠山の子弟親族は又重忠の命を聽けり故に幕府も亦多少是を公認し東鑑に左の文字あり

建久四年一月廿日戊子、三浦介一族等皆義澄支配之由、依有其聞、早可令叙用之旨被仰下云々、

二、祖父母、父母と子孫との財産上の關係

律令の制にては子孫は祖父母、父母在るの間別籍異財を得ざりしかど式目にては之を許し且つ父母、祖父母の所領を子孫外孫等に讓與し又女子にも與ふることを認可せり

同時合戦罪過父子名別事 (貞永式目)